

平成29年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
⑫その他の内容⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮校内研修 ⑯教育プログラム

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、カウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	：	70人
中学校	：	132人
高等学校	：	74人
中等教育学校	：	1人
特別支援学校	：	11人
教育委員会等	：	2人

【配置校数】

小学校	：	171校
中学校	：	306校
高等学校	：	116校
中等教育学校	：	1校
特別支援学校	：	10校
教育委員会等	：	2箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士	117人
②精神科医	0人
③大学教授等	9人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 38人

【主な配置形態】

単独校	164中学校	(週1日・1回4時間)
	11小学校	(週1日・1回4時間)
	116高等学校	(月1日・1回4時間)
	10特別支援学校	(月1日・1回4時間)
拠点校	119中学校	(週1日・1回4時間)
対象校	124小学校	(年1日・1回4時間)
巡回校	23中学校	(月1日・1日4時間)
	36小学校	(月1日・1日4時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

① 全道規模の研修会

- 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所教育相談担当研究研修主事
- 北海道教育庁いじめ問題対策チーム員

② 道内各ブロック規模の研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教員、保健師・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全道での研修会への参加1回、道内各ブロックでの研修会への参加1回）

(3) 研修内容

① 全道規模の研修会

- 講話
 - ・いじめの防止等の基本的な方針の改定と組織的な対応について
- 協議
 - ・「学校いじめ対策組織への外部人材の参画の在り方」
 - ・「外部専門家の活用送信を図る上での現状・課題・方策等」

② 道内各ブロック規模の研修会

- 講話
 - ・「効果的な教育相談・カウンセリングの進め方」
- 情報交換・協議
 - ・「いじめの問題に関わった事例について」
 - ・「教育相談における効果的な事例について」

(4) 特に効果のあった研修内容

講話や情報交換・協議において、様々な事例について検討することを通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S V の 設 置 な し
- 活 用 方 法 な し

(6) 課題

人材育成に向け、参加対象者の幅を広げて実施していることから、参加者のカウンセリングについての経験に差があり、研修内容の設定や講師の選定について、今後も検討を重ねていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向のある生徒のための活用事例（①）

＜高等学校1年生男子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、5月中旬から、授業について行けないことや部活動に関する競技力の不足などに悩み、学校を休みがちになった。
- ・担任が家庭訪問により当該生徒から話を聞いたところ、食事を十分に摂れていないことや体が重く感じられること、睡眠を十分取っても朝に起きることができない状態であることが分かった。
- ・当該生徒は、病院を受診し心身症との診断を受け、以前よりは登校できる日数が増えたが、継続的には登校できない状況が続いていた。
- ・当該生徒と保護者の間で、進路変更についての話し合いをすることもあったが、当該生徒は将来のことに不安を抱くとともに、保護者も当該生徒への対応に苦慮していた。
- ・S Cは、当該生徒との面談から当該生徒の心理的な状況を把握し、その状況について学校と情報を共有するとともに、当該生徒が通常の学校生活を送れるようになるための方策について助言した。
- ・また、S Cは、保護者へのカウンセリングにおいて保護者の悩みを明確化し、専門的な見地から、家庭における当該生徒への接し方などについて助言するとともに、学校における当該生徒への対応状況などについても情報提供するなどして、学校と家庭の連携を深める支援を行った。

【事例2】児童虐待により精神的な不安定さを抱える生徒のための活用事例（⑬）

＜中学校2年生女子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、小学校4年生の時に父親から虐待を受け、児童相談所に一時預かりとなったことがある。
- ・中学校に入学後、男子生徒への依存や体の不調を訴えて周囲の気を引こうとするなどの愛着行動が頻繁に見られたほか、気持ちの浮き沈みの波が大きく、周囲の生徒にも良くない影響を与えていた。
- ・当該生徒は、2年生になり、手首に切り傷を付けて登校するなど精神的に不安定な様子が見られるようになり、6月末頃から学校を休みがちになったが、保護者に理由を聞いてもはっきりとしたことは分からなかった。
- ・S Cは、当該生徒と面談し、当該生徒の精神的な不安定さの一因が過去の虐待の経験にあるのではないかと見立てるとともに、学校や保護者とも面談を実施し、当該生徒への接し方等について助言を行った。
- ・S Cは、その後も、当該生徒の学校生活の様子を観察するなどして継続的に支援した。

【事例3】性的被害を受けた生徒のための活用事例

＜特別支援学校高等部2年生女子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、他の生徒との間の性的問題行動に巻き込まれ、妊娠が発覚し中期人工妊娠中絶手術を受けた。
- ・手術後1週間の療養期間を経て登校するようになったが、心身の不調や生活の乱れによる欠席が増えたほか、突然泣き出してしまったり、学校からの飛び出しを図ったりするなどの行動が複数回あった。
- ・S Cは、当該生徒と面談し、当該生徒の心理的な状況の把握及び心のケアを行うとともに、当該生徒との面談を踏まえ、教職員及び保護者に対して、当該生徒への対応の方策について助言した。
- ・また、S Cは、当該生徒に他者依存的傾向が見られたことから、当該生徒、保護者及び教職員に対応の方策について助言した。

【事例4】ストレスマネジメントのための活用事例（⑯）

（1）プログラムの概要

① プログラムの目標

欲求やストレスに対しての自分の心身の発達を肯定的に受け止め、自分なりに課題を考えるとともに、ストレスへの適切な対処法及び課題解決に向け積極的に取り組む態度を身に付ける。

② プログラムの指導計画（3時間）

	ねらい	学習活動
1時間目	欲求やストレスは、心身に影響を与えること、また、心身の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があることを理解する。	1 心と体の関わりについて気付いた点を書き出す。 2 心と体には密接な関係があり、互いに様々な影響を与え合っていることについて理解したことをワークシートにまとめる。
2時間目	心の健康についての課題解決に向け、ストレスの対処法について考える態度を身に付ける。	1 欲求やストレスが心身に与える影響について話し合う。 2 欲求やストレスへの対処法と心の健康について、意見交換を行う。 3 心の健康を保つために、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。心の安定を図るために、

		自分や周囲の状況からより適切な方法を見つける必要があることなどについてワークシートにまとめる。
3時間目	心の健康について学習したことを自分の生活の中の事例に置き換え、具体的な対処法について考える。	1 グループでの話し合いを通して、欲求やストレスへの適切な対処法について考える。 2 ストレスへの適切な対処法には、友人や周囲の大人に相談するなど様々な方法があり、自分や状況に合った対処法を選択することが大切であることなどについてワークシートにまとめる。

(2) プログラムの成果等（生徒の感想）

- ・ストレスは一人で解決しなくても、他人に頼っていくことも大切だと思った。ストレスをあまり多くためないために、自分の好きなことや、気晴らしになることをやるべきだと思った。
- ・私はこれから悩んだ時は信頼できる友だちに相談したい。自分にあった対処方法を身に付けたい。
- ・ストレスをためない対処法が分かった。すぐに対処するのは難しいかもしれないが、相手のことも考えたいと思った。
- ・自分自身ストレスにかなり弱い方なので、対処の仕方をたくさん知っておいた方が良かったし、何か相談されたとき、頼りになれる人になりたいと思った。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成 29 年度スクールカウンセラー相談人数

相談内容	① 不登校	② 友人関係	③ 心身の健康	④ 家庭環境	⑤ その他	合計
相談人数（延べ）	9,909	4,269	4,082	2,305	8,957	29,522
構成比	33.6%	14.5%	13.8%	7.8%	30.3%	100.0%
中学校が占める割合	88.6%	60.6%	55.0%	59.2%	76.7%	100.0%

スクールカウンセラーへの相談のうち、最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、そのほとんどを中学校が占めている。

○ 不登校児童生徒に係る指導結果（【中学校】SCへの相談有無別）

学校種	不登校生徒数	SCへの相談状況	指導の結果		SCへの 相談有り・無しの比較
			好転した生徒 数（好ましい変化を含む）	好ましい変化を含む（好転率）	
中学校	2,547	相談有り	856 (33.6%)	432	解消率 +7.16%
		相談無し	1,691 (66.4%)	733	

(2) 今後の課題

- 国において、平成 31 年度までに、全ての公立小・中学校に SC を配置するという目標を掲げているが、平成 29 年度の本道における SC の配置は、小学校においては 20.1%（中学校は 62.2%）と進んでいない状況にあり、小学校への配置希望を聴取しても、希望が少ない状況である。加えて平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、小学校におけるいじめ発見のきっかけとして、「SC 等の相談員が発見した」の割合が前年度と同様に 0% であることから、小学校への SC の配置を進め、相談体制の充実を図る必要がある。
- 平成 29 年度に任用した SC（172 名）のうち、臨床心理士の資格を有する者は 99 名いるが、その多くは都市部に集中しており、有資格者の確保が困難な地域がある。加えて、退職教員など、有資格者に準ずる者の確保も難しい地域もあり、人材の確保及び育成について検討を進める必要がある。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

各公立学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置派遣し、教員及び学校に対し児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための適切な指導及び助言を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

■配置について

A派遣…1回4時間×35日（計140時間）

B派遣…1回3時間×25日（計75時間）

C派遣…1回3時間×12日（計36時間）

大規模校や不登校及び問題行動等の課題の多い学校への派遣を増やすとともに、これまで要請の少なかった学校にも配置して、児童生徒とのカウンセリングのほかにも校内研修の講師として活用してもらうなど、教員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。

また、小学校と中学校が円滑に接続できるよう、中学校区の小学校には中学校と同じスクールカウンセラーを配置するようにしている。

■採用計画

平成31年度までの目標としている全公立小中学校への配置に向けて、本県では人材の確保が大きな課題の一つとなっている。募集については、教育委員会ホームページでの公募や県臨床心理士会との連携等に対応している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

■配置人数

配置校種	人数
小・中学校	57名
高等学校・特別支援学校	9名

■配置校数

配置校種	校数
小学校	121校
中学校	154校
高等学校	3校

■スクールカウンセラーの資格

①臨床心理士	17名
②精神科医	0名
③大学教授等	5名
④上記①～③以外のもので、自治体等が認めた者	0名

■スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修了	3名
②大学・短大卒	37名
③医師	0名
④上記①～③以外のもので、自治体等が認めた者	4名

■主な配置形態について

○巡回校	58中学校	(年間35日・1日4時間)	}	(6教育事務所に配置)
	58小学校	(年間25日・1日3時間)		
	60中学校	(")		
	63小学校	(年間12日・1日3時間)		
	36中学校	(")		
	3高等学校	(年間35日・1日3時間)		(県教育庁学校教育課に配置)
○要請に応じて派遣				
対象	70高等学校	(1回2時間)		(県教育庁学校教育課に配置)
	20特別支援学校	(")		(")

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 スクールカウンセラー(及び準ずる者)

(2) 研修回数(頻度) 年2回

(3) 研修内容

- ・情報提供「不登校への対応について」
情報提供者 県総合学校教育センター 指導主事
- ・情報提供「青森県いじめ防止基本方針の改定について」
情報提供者 県教育庁学校教育課 指導主事
- ・講演「病院臨床における心理検査 虎の巻」
講師 弘前大学医学部附属病院神経精神科 臨床心理士
- ・講義「緊急支援 A to Z」～緊急支援の実際～
講師 県臨床心理士会コーディネーター

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・緊急支援に関する仮想事例を通して、実際に派遣された際の当該校との連携の仕方や必要な資料等について確認するとともに、講師からの助言を受けて見識を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 「あり」

○活用方法

緊急を要する事案等が発生した際に、SVを派遣してスーパーバイズを行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの配置拡充を進めているが、人材の確保が難しく、相談時間の確保を優先しているため、研修の時間確保に苦慮している。また、問題行動や不登校、いじめの問題等児童生徒を取り巻く課題は多岐に渡っており、背景も複雑化しているため、スーパーバイザーの増員やスクールソーシャルワーカーとの連携などスクールカウンセラーが資質を高めるための環境づくりが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】悩みを抱える生徒への対応のための活用事例（ ⑧ ）

1 事例の概要

- ・生徒が校舎3階から転落し、打撲や挫傷、右足のしびれ等を訴えた事案において、当日実施したアンケート調査に「部活動」「学習面」「家庭」について悩みがあるとの当該生徒の記載があった。当該校には定期的なスクールカウンセラー（以下、SC）の派遣が行われていたが、月に1回程度であったため、当該校を所管する教育委員会からの要請により、県教育庁学校教育課に配置している緊急SCを派遣し、当該生徒の心のケアを行うこととした。

2 対応の概要

- ・生徒の退院後に、緊急SCを派遣した。
- ・事前に、管理職及び学年職員との事案に関する情報をSCと共有した。また、これまでに実施していたQ-U等の心理検査の結果や学習成績等についても情報交換してからカウンセリングを実施した。
- ・カウンセリングでは、部活動において顧問やコーチが期待するようなプレーができず、悩んでいたことや、学級内でもっと目立ちたいという思いがあったこと、定期テストの結果が悪く、家庭内で今後の学習への取組について頻繁に話し合いが行われていたことなどについて、当該生徒の気持ちを確認することができた。
- ・面談結果について、管理職や学年職員と共有した。また、当該校に定期派遣しているSCにもコンサルテーションを行い、今後のケアについて確認した。

3 成果

- ・所管する教育委員会の適切な判断により、緊急SCを派遣して迅速に対応することができた。SCの助言により、学校職員の役割分担や定期派遣SCとの連携が円滑に行われ、事後の継続的な支援につながった。
- ・第三者的な立場の緊急SCがカウンセリングした結果を保護者に説明することにより、保護者も状況を冷静に受け止めることができ、教員と連携して当該生徒を見守る体制が構築された。

【事例2】父親の虐待を受けた児童のための活用事例（ ⑬ ）

1 事例の概要

- ・別居中の父親が、当該児童の学習への取組に対して過度に介入し、時折暴力を振るうこともあった。母親が止めに入っても制止できずにいたところ、母親の既往症である鬱病が再発した。当該児童の訴えにより、学校が状況を把握した。

2 対応の概要

- ・学校の要請により、教育委員会、警察署、児童相談所とケース会議が行われ、母親は医療保護入院することになり、当該児童は母方の祖父母に引き取られることになった。また、当該児童の心のケアを行うため、県教育委員会に緊急SCの派遣を要請した。
- ・緊急SCの派遣により、当該児童とのカウンセリングと、教職員及び祖父母へのコンサルテーションが行われた。

3 成果

- ・関係機関が速やかに連携することにより、チーム支援が円滑に行われるとともに、当該児童のケアが速やかに行われた。
- ・緊急SCの派遣事業が各自治体に周知され、特に、定期派遣が行われていない学校や派遣回数が少ない学校でも、対応が速やかに行われている。

【事例3】性的な被害の対応のための活用事例

1 事例の概要

- ・女子生徒は、SNSを通じて知り合った成人男性と実際に会って関係を持った。その後、成人男性は逮捕された。保護者からの申し出により事態を把握した学校は、思春期外来の診療と平行して、スクールカウンセラーによる心のケアを行うこととした。

2 対応の概要

- ・警察署と連携することにより、事案に係る概要の把握とSCとの連携など、それぞれが行う当該生徒への支援策が確認された。
- ・定期派遣SCによる定期的なカウンセリングと教職員及び保護者（両親）へのコンサルテーションを実施し、本人のケアや関わり方などについて助言等が行われた。

3 成果

- ・関係機関と速やかに連携することにより、事案への対応と当該生徒の心のケアを円滑に行うことができた。

【事例４】自死事案への対応のための活用事例（ ⑯ ）

1 事例の概要

- ・自死事案が発生した学校に緊急ＳＣを派遣し、遺族や周囲の生徒の心のケアについて教職員にコンサルテーションを実施した。

2 対応の概要

- ・事案への対処のために緊急ＳＣを派遣し、全教職員に対して「心の健康調査」の実施に向けた事前説明や「グリーフケア」実施のための緊急的な校内研修を行った。
- ・事前説明を受けて「心の健康調査」を実施。調査結果をもとに学級担任が面談を実施して、影響を受けている生徒や、これまでに自傷行為や希死念慮等が見られたリスクの高い生徒についてはＳＣとの面談につなげた。

3 成果の概要

- ・グリーフケアの校内研修を経て教員が「喪の作業」を意識した対応を行うことにより、学校生活を少しずつ日常に近づけていくことができた。また、遺族に対しても、寄り添った対応がなされた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①相談者数

小学校		実相談者数				H 2 8		延べ相談者数				H28
		自校	他校	小計				自校	他校	小計		
児童・生徒	1 学年	81	()	1246	(4)	49	1138	154	0	2588	(6)	2258
	2 学年	143	()			107		257	0			
	3 学年	229	(1)			162		539	1			
	4 学年	227	()			209		453	1			
	5 学年	299	(1)			281		622	0			
	6 学年	267	(2)			330		563	4			
保 護 者		476	(8)	476	(8)	346		986	8	986	(8)	706
教職員	生徒指導主事(主任)	34		796		629		207		3189		2723
	養護教諭	110						637				
	学級担任等	652						2345				
校長・教頭		202				135		1027				785
そ の 他		73				26		137				81
合 計		2793		(12)		2274		7927		(14)		6553
		2805						7941				

中学校		実相談者数				H 2 8		延べ相談者数				H28	
		自校	他校	小計				自校	他校	小計			
児 童 ・ 生 徒	1 学 年	1026	(4)	2164	(105)	969	2136	1834	4	5119	(135)	4921	
	2 学 年	591	(2)			616		1614	2				
	3 学 年	547	(4)			527		1671	5				
	4 学 年		(23)			9			22				
	5 学 年		(14)			6			22				
	6 学 年		(58)			9			80				
保 護 者		489	(38)	489	(38)	458		1358	72	1358	(72)	1430	
教 職 員	生 徒 指 導 主事(主任)	139		1261		1129		1240		7978		7765	
	養 護 教 諭	168						2098					
	学級担任等	954						4640					
校 長 ・ 教 頭		268				173		1374				974	
そ の 他		62				85		324				238	
合 計		4244		(143)		3981		16153		(207)		15328	
		4387						16360					

- ・小中学校ともに、配置校を拡充したことにより相談者数が増えている。

②相談事項別相談者数

【小学校】

相談者区分 相談内容	児 童 ・ 生 徒						保護者	教 職 員			校長・ 教頭	その他			合計	H28
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年		生徒指導主 事(主任)	養護教諭	学級担 任等			自校	自校以外		
①不 登 校	3 ()	9 ()	41 ()	22 ()	71 ()	75 (4)	264 (3)	21	117	311	216	30	1180	(7)	1187	1013
②いじめ問題	1 ()	1 ()	0 ()	3 ()	5 ()	25 ()	5 ()	6	6	22	12	2	88	()	88	52
③暴力行為	2 ()	5 ()	24 ()	5 ()	8 ()	0 ()	21 ()	15	8	49	13	2	152	()	152	24
④児童虐待	0 ()	0 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	0	6	9	7	0	24	()	24	4
⑤友人関係	12 ()	60 ()	114 ()	127 ()	150 (1)	108 ()	88 ()	20	74	312	47	8	1120	(1)	1121	1266
⑥貧困の問題	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	1 ()	0	0	0	0	0	2	()	2	
⑦非行・不良行為	18 ()	2 ()	3 (1)	3 ()	7 ()	1 ()	16 ()	1	2	27	13	0	93	(1)	94	25
⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	30 ()	14 ()	73 ()	38 ()	53 ()	31 ()	111 (4)	8	61	210	122	8	759	(4)	763	665
⑨教職員との関係	1 ()	0 ()	2 ()	8 ()	70 ()	8 ()	22 ()	1	8	42	33	1	196	()	196	179
⑩心身の健康・保健	5 ()	14 ()	33 ()	27 ()	87 ()	115 ()	129 ()	4	74	177	47	2	714	()	714	546
⑪学業・進路	6 ()	7 ()	17 ()	8 ()	20 ()	50 ()	28 ()	2	7	115	44	7	311	()	311	400
⑫発達障害等	31 ()	62 ()	18 ()	54 ()	30 ()	43 ()	203 (1)	57	98	668	173	59	1496	(1)	1497	911
⑬その他の内容	43 ()	78 ()	207 ()	147 ()	116 ()	97 (2)	68 (1)	66	169	336	271	17	1615	(3)	1618	1434
合 計	152 ()	252 ()	533 (1)	442 ()	617 (1)	554 (6)	957 (9)	201	630	2278	998	136	7750	(17)	7767	6519
うち、性的な被害※1	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0	0	0	0	0	0	()	0	

【中学校】

相談者区分 相談内容	児 童 ・ 生 徒						保護者	教 職 員			校長・ 教頭	その他			合計	H28
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年		生徒指導主 事(主任)	養護教諭	学級担 任等			自校	自校以外		
①不 登 校	354 (1)	265 (1)	258 (4)	0 (1)	0 (4)	0 (13)	784 (32)	525	533	1742	490	144	5095	(56)	5151	4628
②いじめ問題	16 ()	75 ()	39 ()	0 ()	0 ()	0 ()	2 ()	22	27	22	23	1	227	()	227	146
③暴力行為	5 ()	0 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	1	0	5	1	0	14	()	14	31
④児童虐待	4 ()	5 ()	1 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	2	4	10	12	3	42	()	42	50
⑤友人関係	223 ()	271 ()	263 ()	0 ()	0 (1)	0 ()	18 ()	129	265	554	39	1	1763	(1)	1764	1729
⑥貧困の問題	0 ()	0 ()	11 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1 ()	0	0	11	2	0	25	()	25	
⑦非行・不良行為	25 ()	4 ()	6 ()	0 ()	0 (1)	0 ()	5 ()	12	23	34	6	0	115	(1)	116	164
⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	98 ()	127 ()	124 ()	0 ()	0 ()	0 (2)	74 (2)	91	167	394	90	23	1188	(4)	1192	1330
⑨教職員との関係	3 ()	14 ()	21 ()	0 ()	0 ()	0 ()	8 ()	7	41	106	6	3	209	()	209	118
⑩心身の健康・保健	172 ()	228 ()	248 (1)	0 (1)	0 (4)	0 ()	102 (1)	113	439	535	121	12	1970	(7)	1977	1818
⑪学業・進路	177 ()	182 ()	338 ()	0 ()	0 ()	0 ()	96 ()	24	87	259	61	6	1230	()	1230	1115
⑫発達障害等	64 ()	67 ()	47 ()	0 ()	0 ()	0 ()	154 (1)	66	139	404	79	54	1074	(1)	1075	686
⑬その他の内容	608 (3)	251 (1)	265 ()	16 (4)	8 ()	24 (24)	54 (2)	199	263	397	316	77	2478	(34)	2512	3300
合 計	1749 (4)	1489 (2)	1622 (5)	16 (6)	8 (10)	24 (39)	1300 (38)	1191	1988	4473	1246	324	15430	(104)	15534	15115
うち、性的な被害※1	0 ()	2 ()	4 ()	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()	1	3	2	3	0	15	()	15	

※「相談内容」のうち、「⑥貧困の問題」「性的な被害」については、平成 29 年度からの調査項目のため、平成 28 年度は計上していない。

- ・小学校では、「その他の内容」を除くと「発達障害等」「不登校」「友人関係」の順で多くなっている。同様に中学校では、「不登校」「心の健康・保健」「友人関係」が多い。小中学校ともに「発達障害等」に関する相談が増えてきている。

③スクールカウンセラーを講師とした校内研修会（事例検討会、協議会、講演等）等の実施回数

	小学校			中学校			総数		
	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
教職員	23	68	28	65	57	41	88	125	69
児童生徒	2	19	3	16	21	10	18	40	13
保護者	6	2	3	2	16	5	8	18	8
合計	31	89	34	83	94	56	114	183	90

- ・校内研修等の実施は、小学校が 1 2 1 校中 3 1 校（2 5． 6 %）、中学校は 1 5 4 校中 8 3 校（5 3． 8 %）である。

④スクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	小学校			中学校			総数		
	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
教職員	8	17	0	11	11	2	19	28	2
児童生徒	52	56	58	74	68	51	126	124	109
保護者	1	6	0	3	7	1	4	13	1
合計	61	79	58	88	86	54	149	165	112

- ・教育プログラムの実施回数は、小学校が121校中61校（50.4％）、中学校は154校中88校（57.1％）である。中学校における生徒向けの実施が増加傾向である。

（２）今後の課題

- ・地域によってはスクールカウンセラーの派遣が難しい学校があり、配置拡充に向けては人材の確保が喫緊の課題である。
- ・スクールカウンセラーの有効性が認知され、相談者数も年々増えてきている。カウンセリングだけで1日の派遣時間を超過してしまう傾向があり、教職員へのコンサルテーションの時間確保が難しい状況である。大規模校や課題を多く抱える学校に対しては、配置回数及び配置時間の一層の拡充が必要であり、そのための予算確保が課題である。

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのケアに取り組む。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー(13人)を配置した。

県立高校は主に拠点校配置（エリア担当制）とし、10エリアを10人の臨床心理士が配置した。これとは別に、沿岸部の被災の大きい地域の高校（6校）については、大学チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）を配置した。

採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校：34人
中学校：60人
高等学校：12人
特別支援学校：10人
教育委員会等：7人

【配置校数】

小学校：63校
中学校：139校
高等学校：55校
特別支援学校：13校
教育委員会等：7箇所

【資格】

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 64人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 24人
③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

【主な勤務形態】

・単独校 小学校 63校（週1日・1回4時間または6時間）

※年34回：48校、年17回：15校

中学校 15校（隔週1日・1回4時間または6時間）（年間6日・1回6時間）

※年17回：12校、年6回：3校

高等学校 7校（週1日・1回4時間または6時間）

※年70回：1校 週2日・6時間、被災の大きい学校6校 週1日・4時間

特別支援学校13校（月1日・1回4時間）

・拠点校 高等学校 54校（月1～2日・1回3時間）

・対象校 中学校 124校（週1日・1回4時間または6時間）

※年34回：123校 学区内の小学校も対象

・巡回校 小学校 67校（週1日・1回6時間）

中学校 17校（週1日・1回6時間）

沿岸部3教育事務所に配置

※名称：巡回型カウンセラー

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（2）研修回数（頻度）

年3回（うち1回は、県臨床心理士会が主催するもの）

（3）研修内容

- ・今後のこころのサポートで大切にしたいこと
- ・スクールカウンセラーが担う役割
- ・援助要請行動について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラー連絡協議会において、児童生徒の援助要請行動について研修を行った。講師を招聘し、児童生徒の援助要請行動についての基本的な考え方や、スクールカウンセラーとして児童生徒を援助要請行動につなげさせていくために注意すること等について学んだ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

沿岸部の3教育事務所に3人のSVを県外から派遣している。また、本庁勤務のカウンセラー1名をSVとし、希望のあるスクールカウンセラー（主に準ずる者）に対してSVを行う体制を整えている。

○活用方法

スクールカウンセラーへのSVに加えて、スクールカウンセラー及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育やこころのケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

（6）課題

- ・県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・県内のSVを担える有資格者の数が限られているため、他県から招聘しなければ、被災地等の学校のニーズに十分応えられない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑫）

小学校で発達障害（ＡＳＤ、ＡＤＨＤ）の診断を受けた当該児童Ａは、ときどき小学校でも落ち着きがなくなり、集団生活を送ることが難しかった。保健室で過ごすことや先生が個別対応することもあったものの、普通学級で過ごしていた。入学前に、保護者は、小学校の担任らと中学校について相談（特別支援教室の利用など）をしたところ、本人と家族の希望もあり、中学校では普通学級に入学した。

小規模の小学校から大規模の中学校に入学したこともあり、入学当初から集団に馴染めず、授業のペースについていくことができなかった。特に、日が経つに従い授業ペースが徐々に早まると、ますます落ち着きがなくなり、授業を教室で過ごせずに別室で過ごすことが多くなった。今後の当該児童Ａの学習面や生活面等を心配した担任と学年主任は、すぐにＳＣと連携し、本人へのカウンセリングを開始した。ＳＣは、担任や学年主任に加え、学校の関係職員と連携し、当該児童Ａが適応に向けた対応や居場所について検討を重ねた。

また、ＳＣは、保護者とも会い、医療機関にかかった経緯や小学校、家庭での様子についてお話を伺った。そのなかで、保護者も医療機関での相談が難しいという悩みを抱えられ、当該児童Ａへの関わり方がわからず苦慮されていることがわかった。

そこで、ＳＣは、保護者や当該児童の了解を得て、まずは校内の関係者で校内検討会を開くことを提案し、医療との連携を含めた対応について協議した。その後、担任と学年主任が主治医を訪問し、学校での状況等について報告、相談した。医師からは、改めて検査等をしながら当該児童Ａの現状について精査していくことが伝えられた。しかし、医療機関での患者数の増加を理由に、きめ細かな対応には限界があるとのことで、医療と学校が連携しながら進めていきたいという要望も受けた。そこで、検査内容等を踏まえた主治医の指示を受けつつ、ＳＣが当該児童とのカウンセリングを継続していくことや、家族への心理教育等を通して、家族の当該児童への関わり方についてもサポートしていくことが話し合われた。

その後、再度、ＳＣと校内関係者で検討会を開き、校内で情報共有を行った。そして、ＳＣや担任、学年主任などの校内関係者と保護者が集まり、ケース検討会を開いた。ケース会議の中で、ＳＣから病院での検査の内容の説明や発達障害に関わる心理教育、当該児童への関わり方等について伝え、学校と家庭での関わり方について検討を行った。保護者は、初めて聞くことも多いとのことで、これ以降も本人の状態に合わせた関わり方についての相談を継続していくことを希望された。

ケース会議を通して、学校と家族双方の関わり方が整理され、同じ視点をもって当該児童Ａに関わるできるようになった。その後も、当該児童Ａの状況等をＳＣと担任らが共有するとともに、保護者とも共有しながら、ＳＣから、適宜、環境調整等の提案行っている。徐々に、当該児童Ａは学校に慣れ、自分のペースで過ごししながら、以前と比べて落ち着いて過ごすことができるようになっていく。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学3年の男子児童は、授業に集中できず、友達とのトラブルが多いことから、担任が対応に苦慮し、ＳＣが担任にコンサルテーションを行ってきた。

担任から、ここ数日いつもと様子が違うとの話を受け、ＳＣが当該児童と面接を実施した。その中で、当該児童が日常的に父から暴力を振るわれること、最近それがひどくなってきたことが話された。そこで当該児童を保健室に連れて行き、養護教諭とともに身体を確認すると複数の痣があったため、すぐに校長に報告した。校長から児童相談所及び市に虐待通告を行った。

当該児童は、児童相談所の判断により緊急一時保護した。一時保護期間に、関係者が集まってケース会議を実施し、今後の支援について検討を重ねた。

およそ2ヵ月後、当該児童は家庭復帰と同時に学校に登校を再開した。家庭復帰後は、児童相談所が家

庭訪問と保護者への指導を継続。学校は児童相談所と連携を図りながら、担任・養護教諭による当該児童の観察、ＳＣによる定期的な面接を行った。また、当該児童については、要保護児童対策地域協議会においても情報共有及び支援の検討がなされた。

【事例３】性的な被害のための活用事例

小学５年の女子児童の保護者から、性的被害について学校へ相談があり、学校が警察に連絡した。被害女子児童と保護者の不安が大きかったことから、学校では被害児童と保護者のこころのケアを最優先に考え、対応していくこととした。

学校がＳＣとの面接を提案すると、保護者からの了承が得られたため、ＳＣと被害女子児童の面接、ＳＣと保護者の面接が設定された。被害女子児童からは、被害のことは話されなかったため、ＳＣは被害女子児童が安心して自己表現できる場を作ることを目的に、複数回の面接を実施した。保護者からは、児童の家庭での様子や保護者として不安に思っていること、加害者への怒りなどが話された。ＳＣは面接後、教職員とコンサルテーションを行い、今後の方針を確認するとともに、教職員が不安に思っていることも確認して情報共有した。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑮）

事例：「教師のためのカウンセリング理論」についての校内研修

〈研修の目的〉

本事例の校内研修は、ＳＣと学校のＳＣ担当者が協議し、児童生徒とのかかわり方について理論的に学ぶ必要があることを確認し、生徒指導や教育相談の実践に役立てることを目的として実施した。ＳＣが講師を務め、小中学校の教職員を対象とした。

〈研修の内容〉

講師（ＳＣ）は暴力行為・いじめ・不登校など生徒指導上の諸問題について最新の調査データを概観した上で、カウンセリングの事例を取り上げた後、生徒指導上の問題を抱えた、ある中学生との実際の面接場面を題材として示し、講師は参加者に対して「教師として、自分だったらどのようにこの生徒に関わるだろうか、と想像してください」と問いかけた。参加者にはその都度、心に感じたことや疑問を自由に発言するよう働きかけ、講師との対話形式で講義は進行された。そのなかで、例えば、ＳＣと生徒が沈黙して対峙する緊張感の漂う場面について、参加者から「自分だったら、生徒に声をかけてもっと話をすると思う」「自分だったら、このように沈黙に耐えられるだろうか」といった意見や疑問が聞かれた。教育（生徒指導や教育相談）とカウンセリングの重なりと違いを徐々に意識していく様子が、それらの声から窺えた。

次いで、講師は臨床心理学者の河合隼雄による「教育モデル」「成熟モデル」の考え方を示し、教師とＳＣの基本的な態度の相違を解説した。またカール・ロジャースによる「カウンセリングの三条件」を紹介し、カウンセリング理論が教育に広く浸透していった歴史にも触れた。合わせて、カウンセリングの教育的な意義のみならず、教師がその理論や技法を安易に取り入れてしまうことの「危険性」も強調した。

このようにカウンセリングの諸理論を解説しながら、事例に考察を加えた上で、改めて参加者に「教師としての自分のあり方はどうだろうか」と問いかけ、参加者同士の議論も促した。議論を通して、カウンセリングの考えと交わったり、反対にぶつかったりしながら、参加者が「教師としての自己認識」を新たにしていく様子が窺われた。カウンセリング理論を教師が学ぶ意義は、むしろカウンセリングを「対話者」として、教育の「アイデンティティー」を基礎づけていく点に存するのではないか、ということが示唆された。

〈参加者の感想〉

「教師として自分に何ができるのか、何をすべきなのか、考え直すきっかけになった」「ＳＣの事例を聞いて、初めてＳＣと教師の専門性の違いを認識できた。ＳＣとの協働につなげたい」といった感想が聞かれた。また後日、「生徒指導上の問題を抱えた生徒との関わりに、活路が見い出せた。実際に役立った」といった声も届いた。

【４】成果と今後の課題

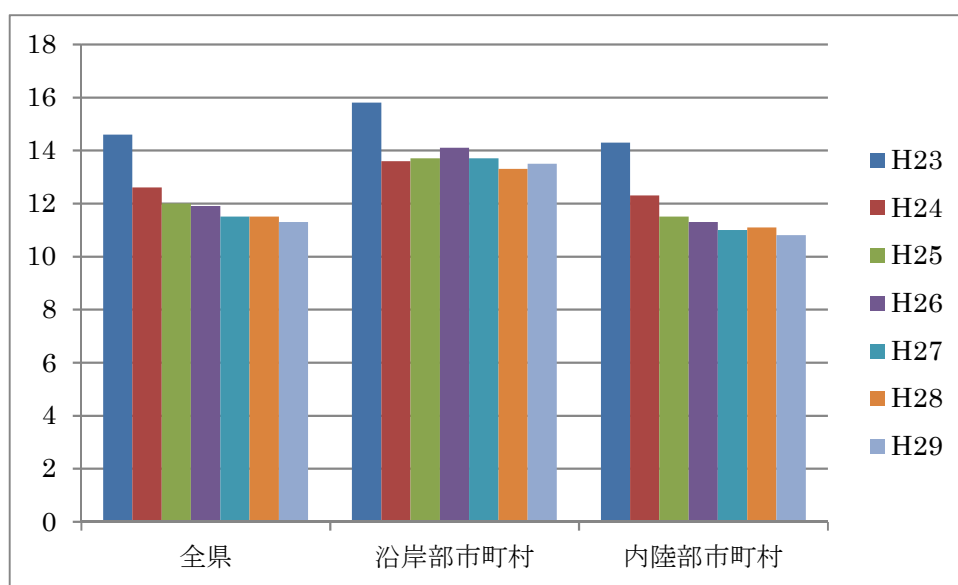
（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜「心とからだの健康観察」集計結果から＞

□本県の要サポート（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は年々減少している。

□小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。

これらのことから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切なこころのケアが行われていると捉えることができる。



（２）今後の課題

- ・被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談やこころのケアをＳＣと協力して実施することができるようになること。
- ・学校の中でＳＣがいじめや不登校等の問題に対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- ・各学校における効果的なＳＣの活用の在り方について周知していく必要があること。

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあり、震災7年後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- インターネット環境の普及等による問題行動の広域化・複雑化や震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

（2）配置・採用計画上の工夫

すべての公立学校に配置できるようにしている。また、いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣をできるようにしている。

小学校：全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。

中学校：全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。

高等学校：全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。

特別支援学校：要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを派遣。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校：127人

中学校：134人

高等学校：85人

特別支援学校：21人

教育委員会等：17人

○配置校数

小学校：259校

中学校：139校

高等学校：73校

特別支援学校：21校（分教室1を含む）

教育委員会等：8箇所

○資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 146人

②精神科医 該当者なし。

③大学教授等 該当者なし。

④①から③以外のもので自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
該当者なし。

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 18人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 27人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 該当者なし。
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 65人

○主な配置形態について

単独校	55	中学校	(年40回・1回7時間)
	73	高等学校	(年31回・1回7時間) (年64回・1回7時間)
	21	支援学校(分教室1を含む)	(月1回・1回6時間)
拠点校	18	小学校	(年26回・1回7時間)
対象校	84	中学校	(年40回・1回7時間)
巡回校	241	小学校	(年26回・1回7時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 小・中学校 スクールカウンセラー
- 高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者
- 特別支援学校 スクールカウンセラー及び作業療法士等の専門家並びに学校担当者

(2) 研修回数(頻度)

- 小・中学校 連絡会議(年2回)、各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会(年1回～2回)
- 高等学校 連絡会議(年2回)、地区別連絡会議(県内7地区:各地区年1回)
- 特別支援学校 連絡会議(年1回)

(3) 研修内容

- 小・中学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・事例検討会等の研究協議等
- 高等学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・本県の教育相談の状況についての説明
 - ・児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会
 - ・事例検討会等の研究協議等
- 特別支援学校
 - ・県の施策やスクールカウンセラーを含む外部専門家の配置・活用等に係る説明

(4) 特に効果のあった研修内容

○小・中学校

- ・事例検討会を通して、事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また、講師からの指導助言を受けて見識を深めることができた。

○高等学校

- ・「最近のいじめ問題から自殺予防」に関わる講演会を行い、生徒を取り巻く環境を踏まえた適切な支援の在り方について研修し、見識を深めることができた。
- ・「各校における自殺予防の取組について」資料を作成し、情報交換を行った。

○特別支援学校

- ・多くの学校に共通する課題である次の2つを主題とした情報交換と協議を通じて、より効果的な支援の在り方を探ることができた。

※課題①限られた日数、時間の中での効果的な面談のための校内調整の工夫

※課題②専門家による助言について校内で共通理解を図る方法や記録の蓄積と指導への活用の工夫

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・小・中学校

7教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で13人配置（年間70回配置：のべ回数）

- ・高等学校

県教育委員会高校教育課に4名配置（年間48回配置：のべ回数）

○活用方法

- ・スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
- ・児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
- ・各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
- ・スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
- ・その他、教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーと校内担当者の打合せの時間の確保、相談のあった生徒について担任との情報共有などの教育相談体制づくり、相談のあった生徒について、担任がどうかかわるか、学年としてどう関わるかという教育相談体制づくりが課題である。
- ・スクールカウンセラーが相談を受けた生徒の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横のつながりをつくることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくるのが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害が疑われる生徒を支援した事例（⑩発達障害等）

生徒Aは、特定のものへのこだわり等の特性があり、広汎性発達障害が疑われると中学校から引継のあった生徒であるが、医療機関等での正式な診断はない。

生徒Aが入学してまもなく、他学年の生徒とトラブルになった。その指導にあたった学年主任からの勧めでカウンセリングを受け始め、月2回ほどのペースで、SCと主に日々の家での生活、学校での生活や将来のことについて話した。

しかし、生徒Aのトラブルが続いていたことから、SCにも参加してもらい、関係する教職員で集まりケース会議を行った。SCの助言で、生徒Bに対しては学校での様子を複数の教職員で見守っていくことと、母が子育ての中でかなりの悩みを抱えている様子があることから、両親へのカウンセリングも勧めることなどを確認した。その後、担任からの勧めで両親もカウンセリングを受けることとなった。

両親とのカウンセリングの中で、特に母が生徒Aとの関わりで悩んでいる様子があったことから、SCから県の機関が行っている巡回相談を勧めた。

今後、生徒Aが両親と医療機関を受診することで、本人の特性について医療の面から新たな見立てが出てくるものと思われる。その見立てをもとに、ケース会議を開き、担任、SC、SSWをはじめ様々な教職員で生徒Aへの適切な支援方法を検討して行きたい。両親にも引き続きカウンセリングを受けてもらい、生徒Aへの対応方法について一緒に考えていきたい。

【事例2】家庭内暴力を受けていた生徒を支援した事例（⑬児童虐待）

生徒Bは、高校2年生から欠席が目立つようになり、その頃、母親と担任の面談、本人と養護教諭の面談から、父親から母親へのDVが明らかになった。生徒Bに対しても、幼い頃は暴力を振るっており、生徒Bの前で父親が母親へ暴力を振るうことがあった。生徒Bは「両親に離婚してほしい」という願いを強く持っており、「離婚しないんだったら、学校をやめる」と母親に迫り、離婚させるための1つの手段として「欠席」を利用していた。

さらに生徒Bは、担任との関係も悪く、担任への暴言が目立つようになってきた。また、パニックを起こすことも増え、対応に苦慮していた。カウンセリングを勧めても、本人が激しく拒否するため、SCと関わることはなかった。そのため担任や養護教諭が、SCと情報交換し、SCからの助言を受け、対応策の検討を重ねてきた。

さらに母親がカウンセリングを受け、家庭背景、現状の見立てを行ってもらうことで、生徒Bの行動が激しくなっても教職員は冷静な対応を行うことができた。

特に担任への攻撃が激しかったため、担任の疲弊も大きくなった。そこでも、SCから現状は母親への投影である等のアドバイスをもらうことで、担任もある程度平静を保ちながら支援を続けることができた。

児童相談所・県の関係機関・NPOと連携をとっており、連携機関とのケース会議にSCにも参加してもらい、校内の状況や教職員の困り感など、各機関が持っている情報を出し合い、今後の方針について検討することができた。

【事例3】性的な被害を受けていた生徒を支援した事例

成人男性が、電車の中で生徒Cを盗撮し、携帯電話及び自宅のパソコンに動画・画像を保存し、その一部がネット上に流出していた。

警察からの情報提供で事件が分かり、生徒Cが被害に遭っていることが分かった。そこで、すぐにSCを学校に派遣してもらい、SCを含めて生徒Cへの事実の伝え方と今後想定される対応について検討した。

翌日、担任から生徒Cに事実を伝え、SCと生徒Cが面談した。その後、関係職員とSCで会議を開き、生徒Cの様子や、今後心配されることについて確認した。

一週間後、再びSCと生徒Cと面談し、現在の気持ちなどを聞いた。その後、関係職員とSCで会議を開き、

生徒Cが落ち着いている様子であることを確認し、通常のカウンセリング体制で対応することとした。

【事例4】該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等の実施により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- ・児童生徒等にエンカウンター等の手法を用いた活動を行い、対人関係スキルの向上を図ることができた。
- ・特別支援教育コーディネーター等と連携し、発達障害の疑いがある児童生徒への適切な支援等を検討することができた。
- ・ストレスチェックアンケート等の結果を踏まえて、当該児童生徒が抱える心の問題を早期に捉え、適切な支援の在り方を考えることができた。

○相談対応実績

年度	相談人数				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
H29年度	28,087	23,977	9,625	872	62,561

（2）今後の課題

○各学校における課題

- ・相談件数の増加に伴って、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の時間が十分に確保できない状況にある。また、家庭環境に問題があったり、発達障害が疑われたりする児童生徒に対して、スクールカウンセラーと教職員の他に、外部機関との連携が必要なケースが増加している。

○県教育委員会における課題

- ・スクールカウンセラーの配置について、各学校からの要望に応じた対応には、臨床心理士等の有資格者の人材確保が難しい状況にある。
- ・東日本大震災から7年以上が経過したが、震災による直接的・間接的な影響により、当分の間、同規模程度のスクールカウンセラー等による教育相談体制をとる必要があり、その財源確保が課題である。

秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校や対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。スクールカウンセラー等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・ 未配置校については3教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

【配置校数】

小学校	: 201校
中学校	: 115校
高等学校	: 52校
特別支援学校	: 14校
教育委員会等	: 4箇所

※高等学校には、県費で6拠点校にSCを配置し、52校全てに対応している

●配置について

- ・ スクールカウンセラー 県内115中学校の内、80校に配置
- ・ 広域カウンセラー 3教育事務所、義務教育課の計4か所に配置

●スクールカウンセラーについて

①臨床心理士：30人 ②精神科医：0人 ③大学教授等：2人

●スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：1人

●勤務形態について

スクールカウンセラー

- ・ 35中学校（年間140時間 1日4時間×35週）
- ・ 45中学校（年間70時間 1日2時間×35週）

※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

広域カウンセラー

- ・ 義務教育課（年間210時間）、3教育事務所に配置（年間450時間×3課所）

※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・平成29年度不登校・いじめ等問題対策連絡協議会
年間時数140時間の中学校のスクールカウンセラー及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

（2）研修回数（頻度）

- ・年1回

（3）研修内容

- ・スクールカウンセラーの学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・不登校の事例について取り上げ、適切な関わり方（本人、保護者、学校、関係機関）等について意見交換をした。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

- ・設置なし

（6）課題

- ・スクールカウンセラーは、他の業務と兼任している場合が多く、全員参加の研修の実施は難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童の非行・不良行為防止のための活用事例（⑤）

当該児童は、家からの金銭の持ち出しが複数回見られ、金額も数万円単位だったことから、スクールカウンセラーが当該児童と母親それぞれと面接を実施した。当該児童からは、両親が厳しすぎるため喧嘩になることが多いこと（暴力、と本人は報告）、母親からはどれだけ真剣に叱ったり指導したりしても通じないことが報告された。双方の話及び学級担任等からの情報を聞いたところ、当該児童は「感情を抑えること」「非言語的な部分から相手の感情・意図を読み取ること」が苦手であると推測され、このことをスクールカウンセラーから母親と学校に伝えた上で、これまですれ違いが起きていた部分の理解と今後の対応について協議した。学校側が当該児童の長所を丁寧に母親と本人に伝え続けて来たこともあり、当該児童は苦手なことについてもスムーズに受け容れ、母親は家での対応を工夫（感情的にならず、理論的に可視化するなどして伝達する）し、学校では学級担任によるアンガーマネジメント等のスキルトレーニングを実施した。その後、再度のトラブルは確認されておらず、学校と母親が直接情報交換しながら対応を続けている。

【事例2】児童の家庭（生活保護世帯）支援のための活用事例（⑬⑭）

夏休み後、当該児童は欠席が多くなった。最初は保健室登校や家庭訪問で会うことが出来たが、徐々に引きこもりがちになり、家族以外との接触を拒むようになったため、広域カウンセラーと母親との面談が実施された。母親自身が精神障害で、病状が悪いときは自室で臥床し児童と関われないことや、認知症の祖母が児童に否定的な言動を示す等の悩みが語られた。また、当該児童は、両親が離婚し別居するまで、父親から長期にわたる虐待を受けていたとの事実も確認された。母親と面接を重ね、家庭で当該児童に働きかけを行ったが、改善しなかったため、福祉事務所の担当ワーカーやスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問等を試みたが、当該児童との面接は出来なかった。年度末には関係機関が集まり、ケースカンファレンスを開催し、中学進学以降の支援方針について協議した。

【事例3】盗撮（未遂）被害を受けた生徒支援のための活用事例

冬休み後、男子生徒が盗撮目的で女子更衣室に侵入したことが発覚し、所属する部活動や学年が動揺した事例である。被害者の女子生徒も、情緒面の不安定を呈していた。広域カウンセラーは、加害側の男子生徒との面談を依頼され、再発防止に関する話を二度行った。被害側女子生徒へのカウンセリングは依頼されなかったが、教職員からは被害側生徒への対応について相談があった。女子生徒の状況を聞き、事例検討・協議をして、「対応・指導による傷付き」が生じないよう、コンサルテーションを中心とした支援を行った。

【事例4】校内研修のための活用事例（スクールカウンセラーが、学校の教職員及びPTA役員に行ういじめの未然防止等に関する研修会の実施）

ある小学校では、スクールカウンセラーを講師に迎え、教職員及びPTA役員を対象に、いじめ発生のメカニズムやいじめの被害を受けた児童や保護者への対応に関する研修会を実施し、いじめの発生に備えた実務的な研修を行っている。教職員とPTA関係者が合同で学ぶことで、いじめが発生した際、教職員と保護者が果たす役割分担が明確になるなど、スクールカウンセラー活用した実効性のある研修となった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜いじめ認知件数ゼロの割合＞

区分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	効果検証 対象学校数	いじめ認知件数 ゼロの学校	効果検証 対象学校数	いじめ認知件数 ゼロの学校 (前年比)
S C 配置校	80 校	18.8%	80 校	18.8% (±0)
S C 未配置校	35 校	25.5%	35 校	34.3% (8.8)

- ・スクールカウンセラー配置校は、スクールカウンセラーがカウンセリング以外にも学校行事や清掃時間、休み時間等において、日常的に生徒とふれあう機会が多く、生徒が気軽に相談できるため、いじめの積極的な認知と即時対応につながっていると考ええる。
- ・スクールカウンセラーの年間配置時数 140 時間と 70 時間の学校で比較すると、140 時間の学校の認知件数ゼロの割合が約 6 % に対して、70 時間の学校は約 29 % になることから、スクールカウンセラーの学校配置がいじめ問題の対応に効果的であるといえる。

（２）今後の課題

- ・大規模校においては、相談希望が多く、時数不足となる学校も見られる。広域カウンセラーとの併用を勧めているが、必ずしも普段配置されているスクールカウンセラーが配置されとは限らないため、積極的な利用に結び付いていない。
- ・県内のカウンセラーは人材不足であり、学校が広域カウンセラーを申し込んだ場合、地域によっては配置できない可能性がある。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により課題の解決を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校とし、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置することで、スクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決に当たった。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

中学校 : 60人

※拠点校配置として、要請に応じて近隣の中学校、域内の小学校にも対応

高等学校 : 10人

教育委員会等 : 8人（うち、6名は中学校配置を兼ねる）

○配置校数

小学校 : 49校

中学校 : 60校

高等学校 : 6校

教育委員会等 : 1箇所

○資格

（1）スクールカウンセラー

①臨床心理士 52人

②精神科医 0人

③大学教授等 3人

④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 10人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

○主な配置形態

単独校	1 中学校	(週 1 日・1 回 6 時間)
	6 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
拠点校	5 5 中学校	(週 1 日・1 回 6 時間)
無配置校、緊急対応		(状況に応じて派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数(頻度)

全県研修会：年 2 回 教育事務所研修会：年 2 回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・第 1 回全県研修会 講話「虐待の実態と関係機関・学校の連携について」、分科会
- ・第 2 回全県研修会 講話「今日からできること-LGBTを含めた全ての子どもたちのために-」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめ・不登校対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言(スーパーヴィジョン)を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】インターネット依存改善のための活用事例（⑧ ⑨）

生徒Aは、入学時から休日明けは登校できない状況が続いていた。また、宿題の提出が滞ることが多く、授業に集中できない状況であった。担任が面談の機会を設けても、Aから不安や悩みを聞き出すことはできずにいた。

Aは、家族関係や学校生活の悩みをインターネットやSNSに投稿し、摂食障害の状況、自傷願望、生活の不満等をツイッターに頻繁に綴っていた。状況を心配した級友が担任に相談したことで事態が発覚し、学年主任、担任、スクールカウンセラーが協力して対応することになった。

スクールカウンセラーがAと繰り返しカウンセリングを行い、家族関係の悩みだけでなく、帰宅後は深夜でもスマートフォンを操作するなどインターネットに依存傾向があることや、学業・進路について強いストレスを感じていることがわかった。

スクールカウンセラーは、保護者、医療関係者を交えたケース会議を管理職に提案し、関係機関と連携を図った。ケース会議では、医療との連携やAへの学習支援について具体策を確認した。また、スクールカウンセラーはAの保護者と面談を行い、家庭での生活の在り方等について保護者に助言し、生活リズムの改善を図った。

徐々にAの生活や学習に向かう姿勢が安定してきており、今後も保護者・医療・学校が連携した対応を進めていくことにしている。

【事例2】虐待や貧困対策のための活用事例（⑬ ⑭）

生徒Bは、離婚による母子家庭で、母親、弟と三人で暮らしている。離婚前、Bは父親から虐待を受けたことにより精神的に不安定な状況になり、入院したことがあった。母親は時間的に不安定な仕事で家を空けることが多く、Bとの関わりが希薄で経済的にも厳しい状況であった。

Bは大人に対して怯えたり、拒絶する態度をとったりすることが多く、教員だけでは対応が困難なことから、スクールカウンセラーへの相談に至った。

スクールカウンセラーは、Bと母親との面談を個別に行い、それぞれの状況等の把握に努めた。Bにはカウンセリングを行うとともに、入院していた病院の主治医とのカンファレンスにつなぐなど、医療機関との連携を図った。母親に対しては、継続的に面談を行うなかで福祉による支援が必要であると判断し、学校を通じてスクールソーシャルワーカーの活用を依頼した。

Bは入院治療を経て状況が落ち着いてきており、現在もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し継続的に母子に関わっている。

【事例3】性的な被害についての活用事例 なし

【事例4】研修のための活用事例（⑮）

1 研修の目的

実践事例に関する講義・研究協議を通して、成果及び課題を明らかにし、解決に向けた見通しを持つ。

2 内容

講義：学校における教育相談の意義と効果的なあり方 講師：エリアカウンセラー

研究協議：卒業後を見据えた不登校対策と支援

3 成果

- ・具体的事例を検討することで、児童生徒・保護者への支援について理解を深めることができた。
- ・専門的知見から助言を受けることにより、職員の技量のアップにつながった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成２７年度と比較して、平成２８・２９年度ともに相談件数が大きく増加している。平成２８年度の全県ＳＣ連絡協議会において行った「保護者や域内小学校へのＳＣの周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

ＳＣの配置状況	配置中学校数	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
週１日、１日６時間	56	5,572 件 (99.5)	9,103 件 (162.6)	8,778 件 (156.8)

※（ ）は一校当たりの平均相談件数

※本県では、一校に２～３名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも１名は臨床心理士の有資格者を当てているため、資格等の影響については検証することができない。

（２）今後の課題

- ・限られた時間のなかで相談件数が増加しているため、スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保が困難になってきている。
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材の確保が必要である。
- ・拠点校である中学校と域内の小学校との情報交換・共通理解の場の設定等、小中連携を強化した配置体制を整備する必要がある。

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中学校・高等学校及び特別支援学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 136人
中学校	: 243人
高等学校	: 90人
特別支援学校	: 2人

【配置校数】

小学校	: 136校
中学校	: 216校
高等学校	: 88校
特別支援学校	: 2校

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

- | | |
|---------|--------|
| ① 臨床心理士 | : 116人 |
| ② 精神科医 | : 0人 |
| ③ 大学教授等 | : 5人 |

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- | | |
|---|-------|
| ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 | : 24人 |
| ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 | : 44人 |
| ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 | : 0人 |

【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	136校	(週1日・1回6時間)
	中学校	79校	(週1～2日・1回6～12時間)
	高等学校	88校	(週1日・1回4～6時間)
	特別支援学校	2校	(週1日・1回6時間)
拠点校配置	中学校	137校	(週1日・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）
- ④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー新卒者対応研修会 年3回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区） 年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催） 年1回
- ④各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内 その都度

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー新卒者対応研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ 情報モラル（SNS等の実態）について

②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

震災・原発事故を契機に児童生徒の心のケアを図ることが急務となり、準スクールカウンセラーの比率が増加した。以前は臨床心理士を対象とした県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定した。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究

・域別の情報交換

④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案会をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

②域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

スクールカウンセラースーパーバイザーが事例に基づき、不登校や不適応への対応を中心として、具体的な指導・助言を行った。また、様々な困難を抱えたケースに対してチームとして支援することの重要性について共有することができた。

④福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士ＳＣ委員会主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置 11名

○活用方法

- ・対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・スクールカウンセラーの研修会等における助言
- ・各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・その他、教育事務所長の必要と認めるもの

(6) 課題

児童生徒を取り巻く環境は日々変化し、新たな問題も生まれている。特に、小・中学生においてもスマートフォンの所持率が上がり、長時間の使用による生活の乱れや依存により、学校生活にも影響を与えている。また、SNSにおけるいじめやトラブルも深刻な問題となっている。このような状況を踏まえ、スクールカウンセラーにおいても、それらの問題に対する知識及び適切に対応できるスキルが必要となっている。今後、研修内容の精選と機会の確保が一層重要となる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童への支援（①）

2年生女子A子は9月中頃から、欠席が増え9月末には教室には入れなくなり、不登校となった。担任のすすめによって、10月からカウンセリングを受けることとなった。初めは母親との面談から始め、友人関係での不安が原因と考えられることを聞いた。家族とは普通に関わることができるということもあり、保護者から本人の相談室への来談をすすめてもらうこととした。その後11月初めに本人とのカウンセリングが始まり、「友達と会いたくない」との主訴で、今後継続した相談を進める中で、保健室登校や別室登校などから復帰を図ることを提案した。2学期後半にはSCとの信頼関係が構築され、来談の日だけでなく保健室登校や別室登校ができるようになり、3学期は別室にほぼ毎日登校できるようになってきた。滞在時間はまだ短いが、定期テストも別室で受検できるようになり、効果が上がっている。今後、進級することを良い機会として、学級への復帰に向けて相談を継続しているところである。

【事例2】DVに関わる迅速な対応と被害母子の心のケア（⑬）

父親の暴力により、母子が緊急避難した際、SCが保護機関へ速やかに連絡を取り、母子の安否及び現在の状況を確認し学校へ知らせた。併せて学校としての対応と留意すべき点等を教示した。

裁判所の決定後、生徒が登校した際には、カウンセリングを通して生徒の心のケアに努めた。保護者との面談の際は、あらかじめ保護施設担当者と情報を共有して対応し、父親からの危害を恐れていた母親の気持ちに沿いながら、安心感を保持できるよう図った。現在母子ともに安定しており、当該生徒は学校への登校に不安を持つことなく学校生活を送っている。

【事例3】問題行動と登校しぶりを続ける小学5年生男子の支援（⑫）

自閉症スペクトラムと注意欠陥多動性障害の併発診断を受け、情緒等障害学級に在籍している男児である。自分の思いが通らないことがあると、泣いたり声を出したりする。さらに興奮すると物に当たったり、人を蹴ったりする。少人数の環境でも周囲と同様の活動に取り組むことが難しく、2学期には徐々に登校しぶりが強くなっていた状態である。担任から母親に連絡を取り、母子並行面接を開始した。

SCは、本人とは隔週の頻度で面接を行い、家庭と学校の双方での困り感を聞き取った。自分では思いを伝えられないとのことだったので、許可を得て面接の内容を母親に伝えた。母親とは月1回程度の頻度で面接を行い、本人の思いを伝えると共に、現実的な目標の調整を行った。具体的には、家族の本人への対応、スモールステップで登校時間を延ばしていくことを提案した。

3学期に入ると、1時間保健室で休養したり、早退したりすることはあるものの、本人は週5日午後まで在校することができる状態になった。ただ、通常学級との交流学习は難しく、個別のかかわりが不可欠である。母親は、目標を高く設定する傾向があるため、共通理解を図りながら、本人のペースに合わせた支援を続けている。

【事例4】今年度のカウンセリングの状況と来年度に向けて（⑮）

校内研修会において、今年度の相談室利用者数の状況、相談内容の分類、検討を行い、2年生の事例を中心に具体的に話がなされた。とりわけ、今年度の2年生女子は、不登校や学校不適應の生徒に限らず、普通に登校できている生徒の中にも人間関係や学級の雰囲気や辛い思いを抱えている生徒が複数おり、その相談が例年より多いことが伝えられた。その上で「こころの回復力」、自己肯定感、自己効力感を高める関わり大切さについて話がなされ、①傾聴とコーピング、②ワールドカフェ、③マインドフルネスなどのワークについて、短時間ではあったが体験的に紹介された。

また、自傷行為（リストカット）について新聞の記事を紹介しながら対応の仕方についても話がなされた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活用に関するアンケートより

スクールカウンセラーの配置校全てにおいて、活用状況とその効果についてアンケート調査を実施している。学校とスクールカウンセラーの共通理解、情報共有、信頼関係等の設問項目に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は９８％以上となっている。

震災により配置校数が急激に拡大したことに対応するため、スクールカウンセラー活用についてまとめたリーフを配付し、効果的な活用を図るための啓発活動を行い、学校内でのスクールカウンセラーの位置付けや活用について理解が図られてきたと思われる。

また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は９７％であり、具体的な成果として、不登校の減少５２％、震災、原発事故関係の心のケア１８％、いじめの減少１８％等が上げられている。一方、震災・原発事故以降のデータをみると不登校の増加傾向は改善されていない。未だ収束を見せない原発事故により、地域が分断され、ふるさとに戻れない児童生徒、及び震災の影響を残す県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーは必要不可欠の存在となっている。

② スクールカウンセラーの配置効果について

【効果指標】不登校生徒のうち、新たに不登校になった生徒の割合（％）

ＳＣの配置状況	効果検証 対象学校数	効果指標推移				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	差(29-27)	分析
週２日（12h） 配置の中学校	24	50.12	41.23	46.08	-4.04	週2日配置の中学校は週１日配置と比較し、新たな不登校生徒数の割合の減少に効果が上がっている。週２日配置することにより、タイムリーなカウンセリングが可能となり、SSW等との連携も効果を上げている。
週１日（6h） 配置の中学校	195	47.99	42.95	44.78	-3.21	

【効果指標】不登校生徒のうち引きこもりの生徒の割合（％）

ＳＣの配置状況	効果検証 対象学校数	効果指標推移				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	差(29-27)	分析
週２日（12h） 配置の中学校	24	24.59	17.06	18.99	-5.60	週2日配置の中学校は不登校生徒の引きこもりを減少させており、週１日配置と比較し、効果が高くなっている。週２日配置することにより、家庭訪問が可能になり、SSWとの効果的な連携が可能になったためと考えられる。
週１日（6h） 配置の中学校	195	27.04	30.48	28.24	1.20	

（２）今後の課題

震災後７年が経過し、平成３０年度は、新たに５町村の小中学校が地元で学校再開を果たしたものの、県内では約１０，０００人の児童生徒が避難している状況である。そのような状況の中で、チーム学校として児童生徒の支援にあたる必要がある。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上に併せて、チーム学校を推進するにあたり、各学校において教育相談コーディネーターの養成が急務である。また、本県は県外カウンセラーの割合（平成３０年度は２２％）が大きいことから、相談者のニーズにあった地域医療との連携等に課題もある。今後、情報提供や県内カウンセラーとの横の連携充実ができるような研修や連絡体制を整えることも必要と考える。

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒における問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、公立小・中学校等にカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

（2）配置・採用計画上の工夫

より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、「単独校、拠点校、対象校、派遣型校」の4つの型に分類して、配置・派遣している。

不登校傾向等、課題のある生徒の出現率が高い中学校等を単独校として選定した。

また、中学校を拠点校として、その近隣地域の他の学校1校または2校を対象校とした。

どの中学校にも、月に2回以上配置できるようにした。

対象校に選定しなかった小学校を派遣型校とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置校数について

小学校	:	143校
中学校	:	217校
義務教育学校	:	3校
中等教育学校	:	2校
高等学校	:	26校

② 資格について

（ア）スクールカウンセラーについて

- ・臨床心理士 : 79人
- ・大学教授等 : 6人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 12人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 20人

③ 勤務形態について

- ・単独校 中学校 35校（週1回36週・1回7時間）
- 高等学校 16校（年32回・1回4時間）
- 中等教育学校 1校（年32回・1回4時間）

・拠点校	中学校	1 2 3 校（月 2 ～ 3 回・ 1 回 7 時間）
	義務教育学校	1 校（月 2 ～ 3 回・ 1 回 7 時間）
	高等学校	5 校（年 32 回・ 1 回 4 時間）
・対象校	小学校	8 7 校（月 1 ～ 2 回・ 1 回 7 時間）
	中学校	5 9 校（月 2 日・ 1 回 7 時間）
	義務教育学校	2 校（月 2 日・ 1 回 7 時間）
	高等学校	5 校（年 32 回・ 1 回 4 時間）
	中等教育学校	1 校（年 32 回・ 1 回 4 時間）
・派遣型校	小学校	5 6 校（年 3 回・ 1 回 3 時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年 1 回

（3）研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」において、「前年度の成果と課題」についての協議

（4）特に効果のあった研修内容

授業プログラムについての具体的な取組に関する情報交換・改善に向けた協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

S V の設置 ： 無

（6）課題

年度初めの「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」で研修を実施しているところだが、年度途中において、それぞれの取組の改善を図ることができる体制づくりが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（①）

【概要】

中2の9月から登校をしぶり始め、11月には登校しない日が2週間続いた。担任が家庭訪問を重ね、別室登校をするようになったが、またそれもしぶるようになり、対応に苦慮していた。

【経過・対応等】

面談の中で、学校に通うことに意味を感じないと訴える一方、アニメなど好きなことについてはよく話をした。また、会話のパターンから比較的こだわりが強いと判断した。母親とも面接を行った。母親は熱心に関わろうとはするが、子供の態度に、半ばあきれている感じもあった。マンガやアニメを見るため、生活のリズムも崩れがちだという。

担任とのコンサルテーションで、認知発達の特徴があるのではないかということを確認した。本人の納得できること、「やれる」と思うことを探りながら生活目標を立てていくことを確認した。

まずは、別室が居場所になることを目標とし、折り紙や工作などをして過ごすようになる。教師の中には別室に来ていても「遊んでいるだけ」という意見も出たが、SCは本人の認知特性を考慮し、段階的に目標を上げていくことが必要であることを説明した。そして教師全体の意識の共有を図った。

【結果】

別室登校は安定し、徐々に朝から登校できるようになってきた。学習にも取り組み始め、中学3年の9月半ばごろから教室へ復帰していった。

【事例2】家庭の経済面が影響していた事例（⑭）

【概要】

クラスの中で孤立しがちであるため、担任教諭から勧められて来談した。コミュニケーションにやや難があることと家庭の経済事情も影響しているのではないかということであった。一人親家庭で、母親は仕事のため、家にいる時間は少ないとのことであった。

【経過・対応】

本人との相談から、会話のやり取りが少しくずれてしまうこと、着衣の汚れなど、気になる面があった。

「新しいゲームの話題になると、ついていけない」など、自分が知らないこと・持っていない物が話題になると、それを知らないことで、からかわれるのではないかという不安が強くなるようであった。

本人や担任からの情報をもとに、どのようなコミュニケーションなら可能なのかということをは話し合った。

面接を進める中で、自分の考えがもてるようになっていった。進路については、母親から工業高校を勧められ、自分もそれでいいと思っていたが、普通科の方がいいと考えるようになった。

SCは、担任とも相談し、服装に対する本人の考えの背景は尊重しながらも、周囲の人は快く思わないこともある点を適宜話していくという方針を立てた。母親との連絡では、本人なりによくやっているところなどを伝えるようにした。

【結果】

進路に関する三者面談では、本人が自分の考えを述べ、希望の高校を目指すことになった。

人と関わろうという意欲が見られるようになり、清潔感も出てきた。関わってくれる友人もでき、クラスの中でも比較的落ち着いて生活するようになった。

【事例３】性的な被害を受けた生徒への対応事例

【概要】

女子生徒が、同じ学校に通う男子生徒から、複数回にわたり性的な被害を受けていたことが判明。児童相談所が入り、男子生徒は一時保護所に入所した。その後、女子生徒は、登校できてはいるものの、教室に入らなかったり、早退したりして、不安定な状況であった。事件に関して、周りの生徒はほぼ知らない様子だが、男子生徒が、一部の生徒に口外している可能性もあるという。

【経過・対応】

学校担当ＳＣが若い男性だったことから、生徒のケアのために、女性のＳＣを派遣。

女子生徒は、１年前から被害を受けていたのにも関わらず、誰にも打ち明けられなかった。日頃から自分の思いをうまく表現できない傾向があった。

様子を見守りつつ、本人が希望すれば保健室や別室で過ごさせるなど配慮すること、もし本人が、自分の思いを語ることがあったら丁寧に傾聴することなど、対応のあり方について確認した。

ＳＣはカウンセリングを実施。女子生徒は、自分が受けた被害についてもショックを受けているが、同時に事件が明るみになったことで、男子生徒が学校に来られなくなってしまったことに対して、責任を感じている様子であった。決して悪くないことを強調し伝えた。

不眠、食欲がない、意欲がわからないなどの訴えもあった。

母親ともカウンセリングを行った。今回の件で受けた心理的な衝撃と、本人とどう接すればよいのかについて、戸惑っていた。本人への対応のポイントについてアドバイスし、家庭内でも目を離さず、温かく接してほしいことなどを伝えた。

本人は、急に泣き出すなど、精神的に不安定な状態になっている様子が見られた。様子の確認と対応についての話し合いを継続して行った。医療機関を受診、精神安定剤を服用するようになった。

【結果】

安定剤の服用は続いているものの、通常の学校生活を送れるまでに回復した。ＳＣは、今後起こりうる事態とその際の対応について学校に助言した。学校担当ＳＣに対して、支援内容について報告、引き継ぎをし、支援を終了した。

【事例４】コミュニケーションスキル向上に向けた活用事例（⑩）

【概要】

中学校において、学年集会の場にＳＣを招き、コミュニケーションスキル向上プログラムを実施した。

すごろくトークングやロールプレイを通して、自分のことや自分の思い・考えを伝えるトレーニングや、人の話をよく聞くことで、様々な考え方があること、みんな違ってみんないいということについて改めて考えさせた。

また、ピュアサポーター活動を取り入れ、友達に相談したり、友達の相談にのったりして、友達同士で支え合う環境づくりを進めた。

【結果】

ＳＣが、人によって様々な物事の受け取り方があることや、自分の思いの伝え方、傾聴の仕方について指導・助言することで、コミュニケーションスキルを高めた。

相談できる相手がいること、そして友達の力になってあげられることに、改めて喜びを感じていた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成 29 年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（ＳＣ対象・学校対象）結果〔抜粋〕

No.	学校への設問	調査結果					
1	ＳＣを活用した校内研修の回数	平均 1.4 回（1.8 回）					
2	ＳＣを活用した授業プログラムの回数	平均 1.6 回（2.1 回）					
3	ＳＣが生徒指導部会，教育相談部会に参加	参 加：58.0%（43.2%） 不参加：42.0%（56.8%）					
4	ＳＣによる教職員への支援や助言（校内研修を含む）の状況	とてもよい	よい	やや努力を要する	努力を要する		
		71.3% (67.5%)	23.2% (28.1%)	5.5% (4.0%)	0.0% (0.3%)		
5	ＳＣへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	10%未満	20%未満	30%未満	40%未満	50%未満	50%以上
		31.9%	12.4%	15.6%	6.0%	9.6%	24.5%
No.	スクールカウンセラーへの設問	十分できている。	部分的にはできているが要検討課題	できていない 早急な検討課題	できていない 実施が難しい		
1	児童生徒・保護者等の客観的な情報について，学校からＳＣへの伝達	66.1% (69.1%)	29.0% (28.1%)	4.6% (1.8%)	0.3% (1.1%)		
2	不登校対策支援委員会へのＳＣの参加	15.6% (11.7%)	22.5% (26.4%)	37.6% (32.1%)	24.3% (29.8%)		
3	ＳＣが対応可能な反社会的問題がある児童生徒へのＳＣの活用	30.9% (27.0%)	45.9% (46.4%)	17.2% (18.3%)	6.0% (8.3%)		
4	養護教諭によるＳＣとの情報交換・相談等	61.3% (60.5%)	27.9% (30.2%)	10.1% (7.4%)	0.7% (1.9%)		

※（ ）内は H28 調査データ

- ・不登校事案では，児童生徒・保護者の両方と面談しアセスメントすることで，相談者の悩みが整理された。今後の対応の仕方などを話し合うことで，不登校の解消につながった。
- ・学校が保護者の要望をＳＣに伝えた上で，医療機関との連携，WISC検査，就学指導などについて専門的な観点から保護者に助言してもらい，安定した登校につながった。

（２）今後の課題

- ・コーディネーターの先生は窓口となってくれているが，管理職，担任の先生や学年の先生，交流学級・特別支援学級それぞれの担任の先生方と直接話をするような連携が足りない。
- ・生徒指導部員会や不登校対策委員会への参加は大変効果が高いと感じているが，必ずしも参加できているわけではない。ＳＣとして協力できる点を，先生方とともに探っていくような関係性が望ましいと感じる。
- ・教育相談体制が整っている学校と整っていない学校の差が大きいと感じる。

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中一中配置及び中一小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率の低い地区の中学校に新たにスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

中学校 133人

高等学校 6人

○配置校数

小学校 288校（全て対象校）

中学校 148校（拠点校133校、対象校15校）

高等学校 15校（拠点校6校、対象校9校）

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - ② 精神科医
 - ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者
- ① 臨床心理士 67名
- ② 精神科医 0名
- ③ 大学教授等 5名

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
年以上の経験を有する者 3名
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に
て、5年以上の経験を有する者 31名
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
0名

○ 勤務形態について

拠点校 133 中学校	:	週 1 回 7 時間 45 分または週 2 回各 4 時間
対象校 288 小学校、15 中学校	:	月 1 回 7 時間 45 分または月 2 回各 4 時間
拠点校 5 高等学校	}	: 2 週に 1 回 7 時間 45 分または週 1 回 4 時間
対象校 9 高等学校		
単独校 1 高等学校	:	週 1 回 7 時間 45 分を年間 40 週（3 部制の高等学校のため）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

・年 1 回 小中学校・・・教育事務所ごと（7 か所）

高等学校・・・県教育委員会学校教育課主催

＊ この他に県臨床心理士会が実施する研修会への参加を周知している。また、県のスクールカウンセラー担当者も研修会に参加して講話を実施したり、年に 2 回県臨床心理士会と県教育委員会とで共通理解を図るための打ち合わせを設けている。

（3）研修内容

- ・本事業の内容説明
- ・本県における現状と課題について
- ・市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

（4）特に効果のあった研修内容

・地区研修会でスーパーバイザーとの顔合わせを行うことにより、地区としての横のつながりが持てるようになった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

- ・重大な学校事故等への対応
- ・臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- ・担当地区の教育相談の向上に資する活動

（６）課題

- 地区ごとの連絡会議の中で、地区の実態に応じた講話や研修を実施するなど、スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組をしていく必要がある。
- スーパーバイザー制度において、児童生徒への相談に関する要請が多い。相談だけでなく、上記のような活用ができるということを一層周知していく。
- 今後のスクールカウンセラーの配置拡充を踏まえ、各地区のスーパーバイザーを活用した地区ごとの研修会の実施等、スクールカウンセラーの資質の維持・向上を図っていく必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】発達障害児童のための活用事例（③⑩）

小学校高学年男子児童Aは発達障害の診断を受けており、特別支援学級に在籍している。小学校１年生の頃より、離席や思い通りにならないことに対して暴力的な行動に出ることがあり、学校では対応に苦慮していた。そのような中で、家庭で母親と口論になり、包丁を持ちだして母親に向けるという事件が起こった。

これらの現状を踏まえ、スクールカウンセラーがAの観察や教室巡回を行い、本人の特徴や実態を捉えつつ、Aとコミュニケーションを図っていった。また、担任や保護者、スクールカウンセラーとの面談では、保護者の困り感や対処の仕方、Aに対する理解等を話し合うとともに、今後の目標の確認や医療機関との連携について支援することができた。カウンセリングが進むにつれ、Aは、スクールカウンセラーと落ち着いた気持ちで時間を過ごせるようになっていった。

スクールカウンセラーによる校内の職員研修では、「発達障害児への理解・対応について」という内容で、Aを中心とした発達障害児への理解と支援方法、WISC の検査結果の活用と実際の支援についての講話を行った。児童、保護者への対応等のアドバイスをもらうことで、教職員は今後の指導に見通しが持てるようになった。家庭でも、Aの暴力的な言動が減り、学校のことや友達と一緒に遊んだことを話すなど、親子関係も改善しつつある。

【事例２】児童への虐待に対する活用事例（⑬）

小学校中学年男子児童Aは、母親と兄弟２人の４人暮らしである。日頃から配慮を必要とする児童で、スクールカウンセラーや市教委、児童相談所等が支援をしていた。ある日、Aが学校への登校を渋ったため、母親はAへ暴力行為を行ってしまった。その様子を他の兄弟も見えてしまっていた。

学校、児童相談所、警察、病院等が情報を伝えながら連携して対応し、Aは児童相談所での一時保護措置となった。

その後も関係機関との連携を強化し、学級担任、養護教諭、児童指導主任を中心とした学校内の支援体制を整え、Aに対する支援を継続している。また、Aだけでなく、その他の兄弟に対してもスクールカウンセラーが関わり、この兄弟の心の安定を図れるようにしている。

【事例３】わいせつ行為の被害児童のための活用事例

小学校高学年男子児童Aは、同じ小学校に在籍する中学年女子児童Bに対して、公衆トイレでわいせつ行為を行った。次の日に、Bが担任に訴え、事件が発覚した。学校、市教委、教育事務所が連携して双方のカウンセリングを行った。スクールカウンセラーが、主にAへのカウンセリングを行い、Bに対しては、市の発達相談員がカウンセリングを行った。Aについては、本人への治療的カウンセリングの他に、父親へのコンサルテーションを行うことで、Aに対する接し方が変わり、Aの心の安定が顕著に表れた。Bについては、カウンセリングにより内面の不満などを表出できるようになった。母親へのコンサルテーショ

ンを通してBへの接し方が変わり、Bの情緒の安定につながった。カウンセリングや治療的セラピーを通して、双方の親子関係も改善された。

【事例4】よりよい人間関係を構築するための活用事例（⑮）

＜A小学校校内研修＞

テーマ：「交流分析から見る人間関係」

内 容：児童の人間関係の悪循環の連鎖や、それを断つための具体的な言葉かけ、対応の仕方を学ぶ。

夏休みを利用し、全教職員を対象に行った。実際に起こりうる児童の人間関係のトラブルについて、スクールカウンセラーが具体的な事例やその対処法についての講話を行った。また、教職員自身のエゴグラムを実施し、教師側も自分自身を見つめ直す機会となった。研修を通して、児童との関わり方への不安感や困り感の解消につながった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- チーム学校の一員として、心理の専門的な立場から、不登校等の行動の問題が見られる児童生徒への的確な見立てを示し支援することで改善が見られるようになった。また、教員が自信をもって児童生徒に対応できるようになった。
- 発達障害等が疑われ、学校だけでは指導が困難な場面で、スクールカウンセラーが関係機関へつなぐなど他の機関と連携して対応することができるようになった。
- スクールカウンセラーによる校内研修を通し、問題行動を起こしてしまう児童生徒への接し方等を学校全体で共有することができるようになった。

＜校内研修会実施回数の推移＞

年 度	実施回数（延べ）
平成26（2014）年度	1,435回
平成27（2015）年度	1,638回
平成28（2016）年度	1,976回
平成29（2017）年度	2,100回

（2）今後の課題

- 今後のスクールカウンセラーの増員に向け、人材の確保と、全県においてスクールカウンセラーの質を保っていくことが課題である。研修会等を通して、資質の向上を図っていく必要がある。
- スクールカウンセラーへのニーズが増え、現在の限られた勤務日数や時間では、十分な相談時間を確保できない場合がある。教職員との情報共有の時間の確保も困難な場合があるので、チーム学校として時間を共有しながら連携して取り組んでいく必要がある。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談機能の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等により、スクールカウンセラー等の勤務形態を変えて配置している。

できる限り中学校区の小・中学校に同じスクールカウンセラー等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置校数について>

小学校	: 306校
中学校	: 160校
高等学校	: 63校
中等教育学校	: 2校

<資格について>

（1）スクールカウンセラー

①臨床心理士 79人 ②精神科医 0人 ③大学教授等3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 24人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 56人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

<主な配置形態>

単独校配置	309小学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	160中学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	2中等教育学校	(週1日・1回6時間、年30回)
	63高等学校	(〈全日制〉週1日・1回6時間、年間10回～35回)
		(〈定時制〉週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回)
		(〈通信制〉週1日・1回4時間、年間10回)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○スクールカウンセラー等（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者）

※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一している。

（2）研修回数（頻度）

○年1回（公立小中学校勤務者と県立高等学校勤務者を別日程で実施）

※別途、任用時に「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施

○県臨床心理士会や学校教育相談学会が主催する研修会で、県教育委員会指導主事が講師を務めるなど、資質向上のための連携を図っている。

○S Vが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある。

（3）研修内容

○本県の問題行動及び不登校の状況とスクールカウンセラーとの関わりについて

○スクールカウンセラー等活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について

○学校におけるスクールカウンセラーと教員の協働について

○学校の教育相談体制を向上させる取組の工夫

○スクールカウンセラーが抱えている課題等への対応について

（4）特に効果のあった研修内容

○スクールカウンセラーとの協働について、現場の教諭から講話を聴く場を設定したことで、互いの意識の差や取り組み方の違いについて考えることができた。

○本県の問題行動及び不登校の状況の理解と期待する役割の周知を図れた。

○各学校の教育相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーと意見交換や情報交換することで、業務の充実と資質向上に効果的だった。

○スクールカウンセラーが日々の業務の中で課題となっていることについて、班別協議を行い、さらに、スーパーバイザーから助言を受けることで、取組の方針を確認することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 県内5教育事務所に計7名配置（3事務所各1名、2事務所2名）

（義務教育対応分）1教育事務所あたり、年間210時間または180時間

（高校教育対応分）年間132時間

○活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言

各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事例が生じた場合の支援

（6）課題

○全スクールカウンセラーを集め、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている課題解決に向けて共通理解を図ることができた。そのような共通理解をもとに、業務の充実に向けた資質向上に取り組むことは重要だが、勤務扱いとして連絡協議会に参加するため、年1回以上の開催が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1－（1）】不登校児童への支援のためＳＣと担任が役割分担した活用事例（①、⑩）

小学6年生A。小学5年の2学期から不登校となったが、ＳＣはAと会うことができない状態であったため、両親を対象にカウンセリングを開始した。両親から本人の生育歴等について話を聞くうちに、本人の発達障害が疑われるようになった。両親との面談では本人の支援の方向についても話し合い、その情報を担任と相談部会に報告しながら、主に両親のカウンセリングをＳＣ、Aへの対応を担当が行うことで役割を分担しながら支援を進めた。担任はスモールステップでできることを増やしながら対応していった結果、6年になりタッチ登校、放課後登校を経て相談室への登校ができるようになってきた。

安定的に相談室登校ができるようになり、ＳＣによるAへのカウンセリングも開始されるようになった。現在はAから集団行動における大変さ等が語られるようになってきた。また、保護者からの希望であった発達検査の実施については、Aからも了解が得られたため、実施に向けて医療機関と連絡調整中である。

担任が本人のペースを脅かすことなく関わり、わかりにくい児童自身の困難さを担任と共有できたことがAに変化をもたらし、安定的に学校に登校することへとつながっている。

【事例1－（2）】発達障害による人間関係のトラブルが多い生徒支援のための活用事例（③、④、⑩）

中学2年生B。小学校からの引き継ぎ事項や情報がなかったが、中学入学当初からトラブルが多く、校内生徒指導部会や相談部会で名前が挙がる生徒であった。ＳＣはBの授業態度等を含めて行動観察を行った。Bは視覚と聴覚刺激に敏感で、場の雰囲気流されやすいため、授業が進行しないこともあった。クラスメートとのコミュニケーションも苦手で、すぐに手を出したり、心ない言葉を発したりするなど、もめ事が絶えなかった。

Bの保護者も現状に心を痛めており、ＳＣとの面談をきっかけとして、医療機関を受診し、自閉症スペクトラムと診断された。ＳＣによるアセスメントについては、母親と学校と共有し、授業に差し支えない範囲で個別指導を行うことになった。指導計画については、ＳＣや特別支援ＣＯ、教育相談担当で作成し、実際の指導は担任や市費相談員に協力を依頼した。

今年度は、B本人や母親の希望で放課後にＳＳＴを継続している。Bは学校で少しずつ落ち着いて生活ができるようになり、クラスメートとも良好な関係を築くことができるようになってきている。

【事例2】母子家庭で生活が不安定な生徒や母親支援のための活用事例（⑭）

中学3年生C。母子家庭で生活保護を受けているが集金の滞納がある。家では親の手に負えないことから児相に一時預かりしてもらうこともあった。菓子類を万引きすることもあった。オンラインゲームにはまり、昼夜逆転の生活で1学期はほとんど遅刻か欠席。母親は夜の仕事で朝起きられないため、朝ごはんも食べられないことも多い。学校からの連絡事項等はほとんど把握していない状況であった。

ＳＣは、県ＳＳＷの活用を学校に提案し、学校、児相、福祉課とのケース会議を開催した。ＳＣは母親へのカウンセリングを継続し、担任、生徒指導主事は本人の学習や進路への不安に寄り添いながら、前向きに生活できるように支援をする。児相や市福祉課は定期的に家庭支援・相談を実施している。本人は自分の進路に向けて前向きになってきて登校することが増えてきた。

【事例4】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例（⑯）

D高校では、生徒のよりよい人間関係構築を支援するために、スクールカウンセラーを活用したアサーショントレーニングを実施した。

ワークシートを用いてアサーションについて学習した後、ロールプレイでアサーションを用いたコミュニケーションを体験し、感じ方の変化について考察した。また、アサーションを活用し、互いの気持ちを大切にする友人との関わり方について体験し、考察を行った。生徒がロールプレイ等の活動を実際に行う前に、教職員がデモ

ンストレーションを行い、活動内容について理解が深まるよう工夫した。

参加生徒は、「話し方によって、人の受け止め方が変わることが分かった。」、「これからは、話をするときには相手の気持ちをよく聞こうと思った。」、「最初は難しそうと思ったが、先生方のデモンストレーションで何をしたらよいか理解できた。活動は楽しかった。」等の感想を述べており、コミュニケーションに対する興味や関心が高まったと考えられる。トレーニング終了後は、スクールカウンセラーの認知度が高くなるなど、生徒が相談をしやすい環境づくりの一助になった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校：小学校９２％、中学校９３％、中等教育学校１００％、高等学校９３％となっており、スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上が図られた。
- 校内の教育相体制の構築が図られた学校：小学校９８％、中学校９８％、中等教育学校１００％、高等学校９９％となり、各学校の教育相談体制の充実が図ることができた。
- スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒の内、小学校６３％、中学校５７％、中等教育学校６０％、高等学校４９％の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。
- 心理の専門家の有効活用の一つとして、スクールカウンセラーを講師とした生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、小学校のべ１８６回、中学校のべ１７７回、高等学校のべ１８回実施された。

（２）今後の課題

- スクールカウンセラーを効果的に活用するために、個別の相談対応の他に、ケース会議等において見立てやコンサルテーションを行ったり、教職員研修やＰＴＡ活動における講師を務めたりするなど、業務内容の焦点化や活用計画の工夫に学校が取り組まなければならない。
- スクールカウンセラーとの協働による教育相談体制の充実を図るために、各学校の生徒指導及び教育相談担当教諭のコーディネート力の向上を一層図っていく必要がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間内に、関係教職員との共通理解を図ったり、コンサルテーションを実施したりする時間を確保することが難しい状況がある。また、保護者の面談希望が多く、限られた勤務回数の中での対応になるため、学校は時間調整等に苦慮している状況がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間の確保が求められるため、本県が抱える課題の理解や資質向上を目的とした研修等は、必要最小限しか実施できない状況にある。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題の重要性にかんがみ、児童生徒の心の相談に当たるとともに教職員や保護者への助言・援助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、中学校への全校配置を進めるに当たり、通常は2週に1日スクールカウンセラーを配置しているが、不登校生徒数、割合の高い中学校の中から、重点配置校を選定している。重点配置校については、週1日スクールカウンセラーを配置している。平成29年度は、356校中134校に重点配置を行った。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

<配置頻度別配置校数について>

【配置校数】

小学校	: 710校
中学校	: 356校
高等学校	: 157校
教育委員会等	: 6箇所

<資格について>

ア スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 179人 ②精神科医 0人 ③大学教授等 0人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 11人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

<主な勤務形態について>

①単独校(所)	134中学校	(週1日・1回5時間50分)
	10高等学校	(週1日・1回5時間50分)
	4所	(週5日・1回5時間50分) ※教育事務所
	1所	(週2日・1回5時間50分) ※総合教育センター
	1所	(週1日・1回5時間50分) ※相談室
②拠点校	111中学校	(2週1日・1回5時間50分)
	8高等学校	(2週1日・1回5時間50分)
③対象校	111中学校	(2週1日・1回5時間50分)
	8高等学校	(2週1日・1回5時間50分)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・埼玉県スクールカウンセラー

(2) 研修回数 年間2回

(3) 研修内容

ア 講演

- ・「スクールカウンセラーに求められ、期待されている役割」
- ・「学校全体を視野に入れた家族支援に対するスクールカウンセラーの役割」

イ ガイダンス 等

- ・「埼玉県スクールカウンセラー配置事業の概要について」
- ・「埼玉県における生徒指導上の現状と課題について」
- ・「スクールカウンセラーとしての心構え等について」(1年目のSCを対象に実施)
- ・「緊急時におけるスクールカウンセラーの役割について」

ウ グループ協議

- ・協議題「チーム学校の一員であるスクールカウンセラーとしてのこれまでの取組と課題」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・講演「スクールカウンセラーに求められ、期待されている役割」

課題を抱える児童生徒を取り巻く、担任、保護者(家族)、友人、関係者や関係機関等、それぞれの立場の関係性を整理し、役割演技を使った事例検討を行った。研修参加者の数名に役を割りふり、児童生徒との関係の深さに応じて本人を取り巻くように立ってもらい、人と人との距離感を視覚化してみることで、行き詰まっている案件を別の角度から捉え、イメージを共有して協議することができる研修となった。

- ・協議「チーム学校の一員であるスクールカウンセラーとしてのこれまでの取組と課題」

学校内での取組や担当している案件について、課題や成果を共有し合い、意見交換をすることで課題解決への参考としたり、カウンセラー同士の横のつながりを深める機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

(6) 課題

- ・経験年数の少ないスクールカウンセラーに対するフォローや育成の体制づくり。
- ・中学校区内でのスクールカウンセラー同士の連携や連絡体制の構築。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】友人関係のための活用事例(④)

中学生男子、対人緊張が強く、部活を辞めたのをきっかけに欠席がちとなり、クラスにもなじめないまま不登校になった。担任は家庭訪問を行ったが、改善する兆しは見られず対応に苦慮していた。保護者も本人との関わりにむずかしさを感じて相談に訪れた。

生徒本人はスクールカウンセラーとの面接で、小学校時代から誰にも相談できなかった辛い体験や親への不満を語った。一方では、自らの罪悪感と無力感から自暴自棄になりかけていた。スクールカウンセラーが生徒に対して支持的に継続して関わるうちに、徐々に過去の出来事と現在を切り離して考えられるようになった。そこで、本人の状況に応じたストレスマネジメントを並行して行うようにした。給食は毎回、相談室登校の他の生徒たちと相談員、スクールカウンセラーと一緒にとり、コミュニケーションを図るようにした。担任や関係する職員へは相談部会で支援の進捗状況を伝え、保護者とは家庭での関わり方についてアドバイスを行った。

このような関わりをとおし、本人自らの意思で、定期テストを教室で受けることができた。その後、学校でできることが増えていったため、担任、教育相談部会等で協議し、復帰のための次の段階として、相談室のみでな

く、学習室（空き教室）をつかった学習の場を設けた。その後、本人の変容として、他の不登校生徒を励ましたり、声かけする姿も見られるようになってきた。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学校の頃から、ネグレクト、身体的虐待が心配されており、不登校となっている。中学校では教室に行くことを拒み、相談室で過ごすことが増え始めた。スクールカウンセラーとの面談では、仲のよい友達との関係が悪化した際、自傷行為をし、生きることの苦しさを切実に訴えた。食事也十分できていないようであり、体にも変調があらわれた。

スクールカウンセラーと当該生徒で定期的に面談を行うことで、自傷行為への衝動を抑える方法や、家庭での不安を聴き、本人が言葉によって気持ちを表現できるよう促した。また、養護教諭とも連携し、体調に及ぼす影響を把握するため健康管理を定期的に行っていくようにした。一方で、児童相談所と連携し、児童相談所スタッフと本人の面談を実施した。教室へ行くことを拒むことについては、相談室に学年の教員が足を運び、不安を軽減するために本人からの話を聴いた。母親との面談についてはスクールカウンセラーが傾聴し、学校との信頼関係の構築に努めた。

担任、学年職員の働き掛けにより、教室に行ける回数は増えていった。また、スクールカウンセラーや児童相談所職員、担任、養護教諭が本人に寄り添い、面談を重ねていったことで、生徒本人との関係構築が進み、自傷行為や生きることへの後ろ向きの発言をすることは少なくなっていく。学校と関係機関が連携して対応することにより、改善の傾向に向かっている。

【事例３】学業・進路のための活用事例（⑨）

中学生の女子で、小学校低学年から不登校となっている。これまで短時間の教室登校はできていたが、本人の抱える課題解消の見通しが立たないことから、相談室への登校をすることにした。これまで、スクールカウンセラーと保護者とで面談をしてきたが、保護者も生活上の心配を抱えており、生徒本人は家庭で安定した生活を遅れていないことがわかってきた。また、学習習慣も十分に身についておらず、学校での学習にも無関心であり、学業面での本人の課題解決を困難にしていた。

そこで、本人に合った個人計画を担任、相談員、スクールカウンセラーで話し合って作成し、実施していくことにした。まず、学習習慣の形成のため、マス目を使った計算を毎日行うことにした。また、時間割に即した学習をするために、本人がスケジュールを立て、実施後は振り返りの自己評価を行うようにした。次に、本人の特性を考慮した教材で学習できるようにし、学習の量を徐々に増やしていった。創作的な学習課題にも取り組み、作品を制作する等、本人が表現できる機会を確保した。そして、作業等を通して相談室の他の生徒との関わりをもたせ、コミュニケーションスキルの育成を心がけた。

十分な生活習慣が確立していないため、不安定ではあったが、徐々に登校時間も早くなり、登校できる日も増えた。一進一退を繰り返してはいるが、相談員が毎回声をかけ、登校のための働きかけをしている。学習習慣は日々の実践により、身につくようになってきた。周囲からの声かけにより、気の進まないことについても取り組む姿が見られるようになった。これまで、本人とのやりとりの中で進路については話題にならなかったが、スクールカウンセラーが面談をし、本人の意思を丁寧に確認していくことにより、将来について前向きな姿勢を示すようになってきた。担任、スクールカウンセラー、相談員との協力体制により支援を継続している。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

公立中学校へのスクールカウンセラー週１日配置を平成２８年度の５４校から１３４校へと拡大した。児童生徒、保護者のカウンセリング、教育相談の充実に係るコンサルテーション、教員の児童生徒への関わり方、保護者の家庭での子どもへの関わり方への助言等を行い、生徒指導上の課題を解決するための取組をしている。各学

校で、教員とスクールカウンセラーが協力し、教育相談の充実が図られている。

※スクールカウンセラー教育相談部会参加率 H28：86.2%→ H29：88.2%

一方、平成28年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、埼玉県の小中学校における不登校児童生徒数は増加している。不登校の出現は様々な要因が考えられるが、同調査では「友人関係」や「家庭に係る状況」において「無気力」や「不安」の傾向にある児童生徒の率が比較的高い傾向にある。これに加え、中学校では「学業の不振」からくる「無気力」傾向の割合も高い。

このような課題を抱える児童生徒やその保護者に対し、教員とともにスクールカウンセラーも対応にあたっている。「相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び「指導要録上出席扱い」となった児童生徒数」では、相談、指導等を受けた人数で「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数」の項目が51.1%であり、他の項目と比較し最も高い。

※スクールカウンセラーが関わりを持ち、不登校の改善が図られた実相談件数

中学校 H28：3574件（改善率68.5%）→ H29：3677件（改善率66.9%）

小学校 H28：147件（改善率65.6%）→ H29：190件（改善率69.1%）

（２）今後の課題

本県では中学校配置のスクールカウンセラーを、中学校区の小学校からの要請に応じ、派遣できるようにしている。平成29年度は中学校の単独校が前年度よりも増え、小学校での相談者数も増加した（H28：5015人→H29：5417人）。今後、小学校でのスクールカウンセラーの活用が十分に図られるよう、活用方法について引き続き周知する。また、小中学校間で行われる教育相談の連絡会等にスクールカウンセラーが出席し、支援を必要とする児童生徒への切れ目のない対応が可能となるよう配慮したい。

スクールカウンセラーを対象とする研修会や市町村教育委員会の担当者による連絡会議、各学校の生徒指導主任、教育相談主任の研修等において、学校における組織的な生徒指導の実践にスクールカウンセラーを加え、スクールソーシャルワーカーとの連携も視野に入れ、より効果的な取組となるよう周知する。今後も学校等でのスクールカウンセラーの活用を推進し、事業の充実を図っていく。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置4年目となり、35校増の140校へ隔週1日の配置を行った。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度からは各教育事務所管内の小学校での教育相談体制の状況（各自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校とをグループ化し、おおよそ2校の配置校で1校の未配置校からの要請に応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

■配置人数

小学校	：	68人	
中学校	：	235人	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	64人	
中等教育学校	：	0人	
特別支援学校	：	0人	
教育委員会等	：	13人	

■配置校数

小学校	：	140校	
中学校	：	324校	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	80校	
中等教育学校	：	0校	
特別支援学校	：	0校	
教育委員会等	：	6箇所	

■資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 238人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
②精神科医 0人
③大学教授等 5人
④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 48人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

■主な配置形態

単独校	319中学校	(週1回・1回5～6時間)
	5中学校	(週2回・1回5～6時間)
	140小学校	(隔週1回・1回5～6時間)
	80高等学校	(週1回・1回5～6時間)

県指導課	1箇所	(週1回・1回7時間45分)
教育事務所	5箇所	(週1回・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

全スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

年２回（全体研修会１回、地区別研修会１回）

（３）研修内容

○全体研修会（５月）

- ・全体講演「チーム学校の一員としてＳＣが果たす役割」（目白大学 黒沢幸子教授）
- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・スクールアドバイザー事業によるスーパービジョンについて
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会（情報交換等）

○地区別研修会（７月～９月） ※５教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

（４）特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会（２回とも実施）において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

- ・県指導課 １名
- ・教育事務所 １０名（各教育事務所２名ずつ）
- ・県立高校 ４名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

（６）課題

小中学校では新規採用者を中心に、ＳＶの訪問による指導・助言をするようにしたが、教育事務所ＳＶも週１日の勤務のため、日程調整が難しかった。また、高校の新規採用者への対応は、高校のＳＶが学校勤務のため、対応できなかった。

人数が多い中ではあるが、地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、資質向上に努めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒への支援のための活用事例（①）

中学1年の夏休み明けから欠席が増え不登校となった女子生徒が、中学3年の4月に教室復帰し、その後も欠席なく学校生活を送ることができるようになった事例に関して、「チーム学校」として行った取り組みについて記す。

① 学級担任とSCとの情報共有および役割の確認

学級担任とSCとのコンサルテーションでは、本生徒に関する基本的な情報に加え、特に不登校になる前の様子等について多面的に情報の整理と分析を行うなど、協働して見立てを行った。本生徒への望ましい働きかけの検討に際しては、同様の働きかけであっても生徒にとっては学級担任とSCは異なる立場にいる人であり、受け止め方や感じ方が異なる可能性があるということを認識し、声かけや働きかけを具体的にどのように行うかといった役割について共通理解を図った。また、生徒の変化に応じた適切な対応がなされるよう、こまめに情報交換を行い、必要に応じアプローチの仕方等の軌道修正をした。

② 校内適応指導教室利用に関する組織的対応

本生徒とSCとの面談では、話をすることができる、あるいは話してみたいと思っている教職員や生徒等の話題も取り上げ、本生徒が安心して接することのできる人的資源についてのアセスメントを行った。得られた情報を基に、SCからは本生徒の校内適応指導教室利用のスタート時の配慮として、可能な範囲で名前の挙がっている教職員が声かけや学習指導を行う等、組織的対応をとることを提案した。また、本生徒が校内適応指導教室の利用に慣れていく状況・状態に合わせ、他の生徒と一緒に活動する場や他の教職員とも面識をもつ場の設定等、タイミングを捉えて行っていく必要があることについても助言をした。組織的対応を行うにあたり、教職員各々がチームとして共通イメージをもつことができ、全体としてより良い流れが醸成されるよう、SCが調整役として動くこともなされた。

③ 教室復帰に向けたチーム連携と復帰後の見守り

校内適応指導教室の利用が進んだ2年生の後半、SCとの面談の中で、本人から「3年生からは自分の教室に戻りたい。」との希望が語られた。そこで、まず本人とSCとで教室復帰に向けた取り組みについて話し合い、次に本人の願いを本人自ら学級担任や関係教職員に伝える場をもち、本人の自己肯定感を高め、自信につながるようサポートを行った。学級担任や関係教職員、SC等での話し合いでは、本人と相談しながら実行可能な内容・行動等をスモールステップで進めていくこと、教職員各々の持ち味を活かし楽しさを見つけながら本生徒と関わっていくこと等の確認がなされた。教室復帰後も丁寧な観察や声かけ等により本生徒が安心感を得ながら学校生活を送ることができるようチームでの見守りを継続している。

以上のような教職員、SC等によるチームでの取り組みは、「教室に戻りたい」と自分の希望を語り、教室復帰を果たした本生徒の意志や行動を下支えするエンパワメントとなったと考えられる。

【事例2】貧困家庭支援のための活用事例（⑭）

多くの子どもがおり、養育が不十分な家庭に対して、小学校から子どもの登校が困難になっているとのことで相談が上がった。父親は定職に着かず働き先を転々としており、母親は精神的に不安定とのこと。お金の使い方も無計画で、上の兄弟が働くと生活保護は切られ、児童手当が安定した収入になる。育て難い児童もあり、家庭の食事は買ってくるお弁当で、洗濯も追い付かない。家族が皆起きられず、学校に決まった時間に送り出すことも困難な状態だった。

学校は、SC活用、訪問相談担当教員とSSWの派遣、地域では、教育課、児童相談所、福祉課、家庭児童相談員、保健師、民生委員などの資源を提供した。これらのメンバーに加えて、小中学校職員と卒園した幼稚園の関係者も加わり、支援者が一堂に集まる支援会議も行い、それぞれの役割、連携を確認した。児童に関わる支援者は、担当曜日を決めて朝の迎え、学校での受入れ方、子どもの定期的なカウンセリング等、お互いの連携の取り方を確認した。家庭へは、お金の使い方、養育について、生活についてなど、相談、助言等、援助の役割と継続について確認した。

支援者同士が顔を合わせていることで、家庭がある支援者とぶつかることがあっても、他の支援者が家庭に対してフォローする等、支援者同士の密な連携が取れた。また、教育事務所での定期的な相談担当者会議では、訪問相談担当教員とＳＳＷから対応についての相談が上がり、地区の教育指導主事、ＳＶを含めての相談体制も利用した。貧困の問題から様々な家庭の能力が奪われていると感じるが、多くの社会資源と制度を活用して、児童は学校に通うことが出来ている。

【事例３】性的な被害を受けた児童のための活用事例

カウンセリングを担当に希望して定期的に来室するようになった小５女子児童。毎回、家庭や学校での悩みを話に来ていた。その日も、いつものように日々の気にかかっていることを話し、１時間が終わろうとしていた。その時に、急に思い出したかのように実母が再婚して、同居となった高校生の兄のことを話しはじめた。

昨夜、当該児童がふとんで寝ていて途中で目が覚めたら、兄が児童の下半身をさわっていたとのことだった。児童は、「こんな行為をすることはありえないことだよな?」、「これはおこっていることだよな?」、「でも、こういう行為におこっている自分は、心がせまいからかな?」という自問自答の中で、昨夜は眠っているふりをして、その場をやり過ごしたとのことだった。しかし、「このようなことが今までもされていたのだろうか。」「今後も続くのであろうか。」「ぐっすり眠るのがこわい。」とおびえるように話をしてきた。その反面、児童からは、「このようなことはある程度は我慢することで、深刻に捉えて大騒ぎをしてはいけない。」と考えているかのような雰囲気も感じられた。

面接が終わり教室に戻したあと、ＳＣは、教育相談担当、および管理職に面接の内容を報告した。すぐに担任が呼ばれ、担任にも報告された。また母親に連絡を取った。児童同様、重大なこととは捉えていない様子であったが、児童が寝る部屋を兄と離し、かつ保護者の目が届くようにすることで、児童の安全・安心をお願いした。この家庭は、それとは別に市の家庭支援課にも報告があがっている家庭であり、状況を学校より連絡した。その後、当該児童と面接を続けているが、母と同じ部屋で寝ることとなり、その後このような被害にあっていないとのことだった。

今後も定期的な面接を続けていくが、学年があがっていても面接が必要な児童であるとの申し送りも重要である。

【事例４】セクシャルマイノリティに関する校内研修のための活用事例（ ⑮ ）

「セクシャルマイノリティへの理解」と題して職員研修を実施した。講義形式で正味１時間。ＬＧＢＴの概念理解、その存在率、学校現場で出くわす状況、当事者たちが何に悩んでいるのか、イジメとの関係、自殺との関係、対応の指針、対応の具体例と注意点、文科省のスタンス、社会における差別の現状といった内容で構成した。合間にＶＴＲ資料も挿入し、当事者や支援者の声を紹介した。本当は当事者団体を招いて生の声を聞くことが出来れば、より理解が深まると思われたが、その前段階として基本的な知識の取得を狙いとした。

文科省から初めて関連通知が出されたのが平成２２年、教職員向けの手引きが２８年に発行されている。マスコミにも取り上げられる機会も増えたが、かつての発達障害概念同様、多くの教職員には未だ実感に乏しく対応のイメージが描けない状況だと思われる。この新しい人権教育のテーマを扱うことで、無知から生じる差別や偏見を無くすと同時に、このような生徒への対応に迷ったときにＳＣに相談できるという安心感を教職員に提供できたのではないかと考えている。参加した教職員向けアンケートによれば、回収された４２名中、内容について「大変良い ３１名」「良い １１名」という結果を得た。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、１日当たり６．４件の相談件数があった。これは、中学校５．８件、高等学校５．６件に比べて多く、需要があるとともに、積極的な活用が図られていることが分かる。中・高等学校と比較し、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が４年目となったことで、スクールカウンセラーの効果が小学校の中にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は１，７１３件に上った。

高等学校については、配置校数８０校に対し未配置校が４３校だが、未配置校からの要請に対して対応をした配置校の対応件数は３３５件で、未配置校１校当たり７．８件の要請に対応して、カバーすることができた。

全体での相談内容としては、不登校に関することが２９．７％と最も多く、次いで心身の健康や保健に関することが１６．１％、友人関係１１．８％となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

（２）今後の課題

- ・未配置の小学校には中学校配置のスクールカウンセラーが基本対応しているが、対応件数は未配置小学校１校当たり、年間約３．０件であった。上記（１）に示した配置校の相談状況や市町村等からの配置要望などから考えると、実際には配置の需要が高いところだが、十分に対応できていない。現在、千葉市を除く全公立小学校の２０％程度の配置であり、さらに配置の充実を目指していく必要がある。
- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校の勤務に支障のない範囲での対応となるため、適切な時期に、十分な対応をすることが難しい状況である。配置校での勤務が多忙なことや旅費がかかる都合上、原則としては相談者が配置校に赴くこととしているが、これにより未配置校では、スクールカウンセラーへの相談を遠慮しているケースもある。
- ・配置校の職員及びスクールカウンセラーから、配置時間を増やしてほしいという要望がある。「職員への情報提供等のための時間が十分に確保できない。」、またはそのために「勤務時間を超えて対応している。」「職員の研修等に時間を費やすことができない。」などの声も挙がっており、限られた時間での効果的な活用について検討していく必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について（延べ人数）

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 8 2 人
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 5 人
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 2 4 8 人

※配置校数について

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 8 2 校
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 5 校
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 1 9 2 校

※資格の記入について

ア スクールカウンセラーについて：

- ① 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者
- ② 精神科医
- ③ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～③の資格を有する者の人数は以下の通りである。

- ①臨床心理士 1 3 7 5 人
- ②精神科医 0 人
- ③大学教授等 5 人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

スクールカウンセラーに準ずる者は任用していない。

※勤務形態について

1校につき年間38週 週1日7時間45分勤務

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

スクールカウンセラーの服務監督者である管理職（校長又は副校長）を対象に実施（5月）

イ スクールカウンセラー連絡会

全スクールカウンセラーを対象に連絡会を年2回 実施

○ 第1回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（5月）

区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）

○ 第2回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会が開催する連絡会に参加（8月）

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

次年度、初めて任用される予定者を対象に実施（3月）

（2）研修回数（頻度）

連絡会として、管理職対象に1回（5月）

都立学校配置のスクールカウンセラー対象に1回（5月）

全スクールカウンセラー対象に1回（8月）

初めてスクールカウンセラーとして任用される者を対象に1回（3月）

（3）研修内容

ア スクールカウンセラー配置校連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ 東京都における児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
- ・ スクールカウンセラーの服務監督 等

イ スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務
- ・ 講演「感情コントロールの育ちを支援するということ」 等

ウ 新規スクールカウンセラー連絡会

- ・ 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）におけるスクールカウンセラーの役割
- ・ 東京都の学校教育相談における喫緊の課題
- ・ スクールカウンセラーの職務と服務 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ スクールカウンセラー配置校の管理職を対象として実施した連絡会において、いじめの未然防止・早期発見、早期対応、重大事態の対処など、それぞれの場面における役割を改めて周知した。
また、東京都教育委員会が開発した、いじめ防止等のスマートフォン用アプリ・情報サイト（ウェブサイト）を紹介し、子供がいじめ問題について、自分がどのように行動すればよいか考えたり、身近にいる信頼できる大人に相談したりすることの大切さや、アプリから直接、24時間相談対応の「東京都いじめ相談ホットライン」に直接電話ができることについて、折に触れて児童・生徒に指導するよう周知徹底を図った。

- ・ スクールカウンセラーを対象とした連絡会において、自分の感情をコントロールする力の育成をテーマとして、専門家による講演を実施した。その後、各配置校において、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施することとした。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

（６）課題

島しょ地区に居住するスクールカウンセラーは、情報交換しにくい環境にあるため、町村教育委員会の担当者と連携を図り、資質向上に努める必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校児童への学校復帰に向けた支援における活用事例（①）

登校しづりが数年続いている児童に対し、スクールカウンセラーが、担任等にコンサルテーションを行う形で支援した。具体的には、保護者への働き掛け、関係づくりの方法や本人の状態の見立て、登校時の校内での過ごし方などを協議し、適宜助言を行った。また、校内での情報交換を円滑にすることを目的として、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が一堂に会して話し合う場をもった。学級担任を中心に支援を組み立てたことで、個別対応の時期を経ながらも教室に入ることができる時間が増えていった。教職員の迎えや保護者の付き添いがないと登校できない状況であったが、年度末には、一人で登校できるようになった。

【事例２】心理的虐待を受けていた児童への支援における活用事例（⑬）

以前、家庭で厳しい叱責等の心理的虐待を受けていたことから、不安や緊張が強く、不登校傾向にある児童に対して、都と区市町村配置のスクールカウンセラーが連携して支援した。教室及び別室での学習にスクールカウンセラーが付き添うようにし、アセスメントを行うとともに、当該児童が安心して学習できるように努めた。また、虐待による傷付きの心理的ケアのため、教育センターの心理職による心理アセスメントやカウンセリングを受けられるようにした結果、適応指導教室の通級につなげることができた。次第に、授業に参加できる時間が増えてきている。

【事例３】家族による性的な被害から子供を守るための活用事例

家族から体を触られるなどの性的な被害を受けていた生徒に対して、スクールカウンセラーは、当該生徒のカウンセリングを行い、直ちに管理職に報告した。ケース会議では、メンバー全員で当該生徒の状況について共通理解するとともに、当該生徒の心身の安全確保を優先し、子供家庭支援センターや児童相談所、人権センター等と連携し、学校・家庭の両面から介入できる体制を構築した。体を触るなどしていた家族と当該生徒を離し、親子で生活する環境を整えることで、当該生徒は、安心して学校生活を送れるようになった。

【事例４】校内研修における活用事例（⑮）

スクールカウンセラーと養護教諭が連携し、心理的な混乱から来る情緒不安定への対処に係る校内研修を行った。スクールカウンセラーからはリストカットをする生徒の心理的背景や将来のリスクの重大性を、養護教諭からは過呼吸やリストカットへの対応方法について講義した。

全員参加型のワークショップ形式を取り、教職員自らがもつリソースを有効活用して、相互で教え合う場を設定することで、理解の幅を広げることができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「平成２９年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果では、「認知したいじめについて学校がスクールカウンセラーと連携して対応し、効果が見られた件数」が、平成２８年度と比較して、２４４件から７４４件と約３倍に増加しており、児童・生徒のいじめ問題の解決において、スクールカウンセラーが果たす役割は大きいと考える。

（２）今後の課題

- ・ 平成２５年度から全公立小・中・高等学校へスクールカウンセラーを配置し、平成２８年度からは、高等学校において全課程に配置している。さらに、事業の効果をより高めるため、様々な課題に対する効果的な対応事例等を周知するなどして、学校教育相談の一層の充実を図る必要がある。
- ・ 自殺対策の一環として、平成３０年２月に作成したＤＶＤ教材「ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料」の授業における活用について、スクールカウンセラーもティーム・ティーチングとして積極的に参加するとともに、子供のＳＯＳを教職員等が受け止められるよう、スクールカウンセラーが校内研修等を通して、具体的な対応例を示すなど、教職員の対応力を高める必要がある。

神奈川県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為等の問題行動や、不登校等への対応にあたり学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを、政令市を除く全中学校及び県立高等学校・中等教育学校の拠点校に配置している。また、スクールカウンセラースーパーバイザー及びアドバイザーを県教育委員会に配置している。

（２）配置・採用計画上の工夫

[小学校・中学校]

スクールカウンセラーを、政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全 175 中学校に配置（週 1 回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち中学校 24 校を重点配置校（週 2 回）としている。

また、本県採用 3 年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実等を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1 市）、4 教育事務所に、それぞれ 1 名（計 5 名）を配置している。

[高等学校・中等教育学校]

145 校のうち、63 校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～3 校を 1 学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は 13 校〔高等学校 11 校、中等教育学校 2 校〕）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（ＳＣＳＶ）を 1 名配置している。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数

中学校	： 1 9 9 人
中等教育学校	： 2 人
高等学校	： 6 1 人
教育事務所等	： 5 人
教育委員会等	： 1 人

※配置校数

中学校	： 1 7 5 校
中等教育学校	： 2 校
高等学校	： 1 4 3 校
教育事務所等	： 1 市、4 教育事務所
教育委員会等	： 1 箇所（ＳＶ）

※資格について

(1) スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 152人 (※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。)
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 20人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 21人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者
0人

※主な配置形態について

単独校	151中学校	(週1日・1回7時間)
	11高等学校	(週1日・1回7時間)
	2中等教育学校	(週2日・1回7時間)
重点配置校	24中学校	(週2日・1回7時間)
拠点校	50高等学校	(月1～2日・1回7時間)
対象校	82高等学校	(月1～2日・1回7時間)
対象校	315小学校	(要請があるときに派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各校配置のスクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

連絡協議会 年2回程度

(3) 研修内容

[小学校・中学校]

- ① 所管課より「神奈川県の子童・生徒指導及びスクールカウンセラーの業務について」「スクールソーシャルワーカー関連業務について」情報提供を行った。その際、スクールカウンセラーアドバイザー（SCAD）やスクールソーシャルワーカーの紹介を行い、「顔の見える連携」ができるよう配慮した。

次に、県スクールカウンセラースーパーバイザーが「『いじめ』へのSCの関わりと役割について」というテーマで講演を行い、スクールカウンセラーがいじめの事案にかかわる際の基本姿勢についての確認がなされた。

その後の地区ごとの協議には、教育委員会、SCAD、SSWも参加し、テーマを「各学校の教育相談における強みと課題」と設定し、SSWやフリースクール等との連携についても話し合われた。

- ② スクールカウンセラーアドバイザーが、学校や教育委員会（教育相談センター）を巡回し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイス等を行った。

[高等学校・中等教育学校]

- ① 所管課による情報提供の後、高等学校配置のスクールカウンセラーより勤務校での実践報告を行った。次に県スクールカウンセラースーパーバイザーより、「SCとSSWの専門性境界と共働について—SCとSSWとが共働できるようになるために—」というテーマで講演を行った。その後、「SC・SSW・学校の円滑な連携のあり方」についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。

- ② 所管課による情報提供の後、大学教授を講師に招き、「対応が困難なケースでのスクールカウンセラーの役割について」というテーマで講演を行った。次に高等学校配置のスクールカウンセラー2名による勤務校での実践報告の後、その内容をもとに「高等学校における対応事例の検討」というテーマで研究協議を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

[小学校・中学校]

スクールカウンセラーアドバイザーが、教育委員会（教育支援センター）の研修に参加し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイスを行うことで、課題の解決を図るとともに、個々の技量の向上、教育相談体制の充実、問題行動等の未然防止や早期改善を図ることができた。

[高等学校・中等教育学校]

テーマに沿ったグループ協議を行い、様々な事例について検討することを通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、SSWとの連携の強化等、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（週2回 1日7時間 年間420時間）

○活用方法

- ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
- ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ・採用1～2年目のスクールカウンセラーに対する巡回スーパーバイズ
- ・学校で重篤な事案が発生した場合の子童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

年2回の連絡協議会及びスーパーバイザーやアドバイザーによる巡回スーパーバイズ等を限られた勤務時間の中で行っている。そのため、スクールカウンセラーの資質向上に向けて、連絡協議会の内容の精選やスーパーバイザーの活用の工夫等、より一層の充実を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1－1】不登校のための活用事例（①）

中学2年生は、1年生の時に、友達とのトラブルがきっかけで教室に入ることができなくなり別室登校となった。同世代の生徒とのコミュニケーションを図る場が少なくなってきたため、適応指導教室を紹介することとなったが、通うには至らなかった。2年生になり、子ども教育相談センターの面談（隔週）を経て、適応指導教室に通えるようになった。適応指導教室では、スクールソーシャルワーカーも関わり、学校への情報提供を行った。ケース会議等で、学校職員、子ども教育相談センター、適応指導教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、生徒の居場所づくりにつなげた。

【事例1－2】不登校のための活用事例（①）

高等学校2年生は、1学期より腹痛を伴う体調不良を理由として、断続的に欠席することが重なっていた。2学期に入り、担任の先生や養護教諭から紹介される形でスクールカウンセラーと面接を開始した。当初は「（先生方に）無理矢理送られて（相談室に）来た」「話すことは特にない」等と訴え、相談の意義を感じられない様子だった。以降3回の面接でも、相談室に来ること自体について、多くの不満を語っていた。

しかし、3学期に入り、ある学校行事への参加を巡る、本人の具体的な悩みや心配事が表明された。スクールカウンセラーは、関係の先生方に助力を仰げる可能性について本人に伝え、その後、スクールカウンセラーが本人と一緒に、養護教諭に会う等対応した。担任や関係職員の配慮もあり、その学校行事には無事参加できた。生徒の援助希求的な内面を学校全体で支え、成長につなげることができた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

高等学校2年生は、両親が離婚し、父親に引き取られている。不安定な家庭状況で、食事も満足に与えられておらず、アルバイトで何とか生活を維持していた。生活面や精神面で不安定になりがちで、学校を休むことも多くなった。担任がこうした状況について知ったことをきっかけに、スクールソーシャルワーカーが介入し、関係機関との連絡・調整を行い、児童相談所も一時保護を念頭にその準備を進めていった。スクールカウンセラーは、家を離れることに躊躇を示す生徒の思いを聞くことに専念した。周囲からの多様な働きかけにより、父親の態度に変化が見られたことや、本人も、今の環境で父親との関係改善を図れるのではないかという思いを強めたことから、当面はそれを支持し、経過観察を行っている。周りからの支えが、生徒の孤立感を和らげ、学校生活にも前向きに取り組む気持ちが見えつつある。

【事例3】性的な被害についての活用事例

高等学校1年女子は、自宅近くで痴漢の被害に遭ったため、外出困難になり、不登校が続いた。外部の被害者支援（紹介による受診、カウンセリングの利用）学校のチーム支援を受けながら、本人は登校努力を続けている。スクールカウンセラーは母親（数回）、本人（月に1回）と面談し、生徒の状況を、家庭と学校が共有できるようにしつつ、支援の方向性を確認しながら助言を行い、気持ちの安定を図った。本人は、先生方の指導・支援のありがたさを学んだと話していた。

【事例4】校内研修の事例（⑮）

中学校の教員に対して、アンガーマネジメントのプログラムから「アサーティブコミュニケーション」の研修を行った。怒りのメカニズムと感情のコントロール・感情表現について確認した上で、ワークを通してアサーティブコミュニケーションの理解を深めた。職員室での教員同士のコミュニケーションを円滑にすることによって、日頃の生徒対応につながるようにした。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

〔小・中学校〕

平成 29 年度の相談件数は、平成 28 年度より 5,528 件増加しており、スクールカウンセラーに対するニーズが高まっている。中でも、不登校児童・生徒の相談後の変化については、「改善した」（ほぼ改善、やや改善）との回答が 74.9%となっており、カウンセラーが不登校の事例に関わることで、成果を上げている。

また、不登校の相談以外にも、スクールカウンセラーが専門性を生かし、組織的に機能することで、教員がカウンセリングの視点や、関わり方を学ぶことができ、チームとして教育相談体制や児童・生徒指導の充実を図ることができてきている。

なお、平成 28 年度問題行動等調査の調査項目「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」について、小中学校の約 9 割（中学校 89%、小学校 92%）が、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して、教育相談の充実を図った」としており、これは、スクールカウンセラーの役割が、いじめ等の課題解決に不可欠であると捉えることができる。

〔高等学校・中等教育学校〕

平成 29 年度の相談件数の合計は、145 校（164 課程）で 14,184 件であった。昨年度と比較して 439 件増加している。相談者の内訳は、教職員の相談が 5,454 件、生徒の相談が 6,702 件、保護者の相談が 2,028 件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が 3,052 件と最も多く、次いで友人・異性関係が 1,960 件、家庭環境が 1,664 件となっている。相談後、解決・好転した割合については、70.3%と前年度とほぼ同程度の数値となっている。

（２）今後の課題

〔小・中学校〕

児童・生徒の問題行動や課題が、多様化、複雑化している中で、様々な分野において、柔軟に対応できるスクールカウンセラーの資質の向上が求められる。そのためには、一人ひとりの意識を高めることができるような、研修の実施が不可欠である。

また、子どもが取り巻く環境が、大きく変化しているところからも、校長をリーダーシップとした、教育相談コーディネーターや、SSW等の専門的知識や経験を有する者を含めた、チームとしての相談体制のさらなる充実を図ることが求められる。

〔高等学校・中等教育学校〕

相談件数の増加に伴い、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間確保が困難である。また日頃の声かけや集団に対する働きかけなど、予防的な取組みにも時間が割けない状況である。

近年、資格要件を満たす者の人材確保に困難を抱えている。人材確保と資質の向上について検討をさらに進める必要がある。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 市町村立中学校においては、拠点校方式を採用し、拠点校・対象校1セットでスクールカウンセラー1人を年間34週238時間配置する。
- ② 県立中学校及び中等教育学校においては、全て単独校とし、スクールカウンセラー1人を年間31週124時間配置する。
- ③ 県立高等学校においては、拠点校方式を採用し、近隣の学校へスクールカウンセラーが行くようにしている。スクールカウンセラー1人を年間31週465時間配置する。
- ④ 採用に当たっては、新潟県臨床心理士会や勤務中のスクールカウンセラー等からの推薦・紹介により、資格要件を満たしている者を面接により選考する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小学校	：	0人
中学校	：	89人
高等学校	：	15人
中等教育学校	：	6人
特別支援学校	：	0人
教育委員会等	：	0人

配置校数

小学校	：	0校
中学校	：	173校
高等学校	：	69校
中等教育学校	：	6校
特別支援学校	：	0校
教育委員会等	：	0箇所

資格

（1）スクールカウンセラーについて：

- | | |
|--|-----|
| ①臨床心理士 | 28人 |
| ②精神科医 | 0人 |
| ③大学教授等 | 0人 |
| ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | 0人 |

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 47人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 5人

主な配置形態

単独校	6 中学校	(週 1 日・1 回 4 時間)	(週 1 日・1 回 7 時間)
	6 中等教育学校	(月 2 日・1 回 4 時間)	(週 1 日・1 回 4 時間)
拠点校	8 3 中学校	}	(週 1 日・1 回 7 時間)
対象校	8 4 中学校		
巡回校	6 9 高等学校	(週 3 日・1 日 5 時間)	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

1 回目(4 月)スクールカウンセラー等活用事業連絡会

- スクールカウンセラー
- 配置校担当職員
- 市町村教育委員会事業担当者

2 回目(10 月)スクールカウンセラー等研修会

- スクールカウンセラー

(2) 研修回数(頻度)

年間 2 回

(3) 研修内容

1 回目(4 月)スクールカウンセラー等活用事業連絡会

- 上・中・下越の 3 会場で開催。
- 「本県における不登校の現状と対応」他 県教育委員会 指導主事
- 「SC の職務と配置校との連携について」 県教育委員会 臨床心理士

2 回目(10 月)スクールカウンセラー等研修会

- 講義・演習「緊急時におけるスクールカウンセラーの役割」
- 講師：新潟大学教育学部准教授 田中 恒彦 様

(4) 特に効果のあった研修内容

緊急支援については、先行事例から学べることが多い。「学校における危機とはどのようなことか」「児童生徒の身体や行動にどのような変化が出るのか」等、基本的なことから講義で学ぶことができた。自然災害や事件、事故が多発する中、スクールカウンセラーが緊急支援を必要とする事態を想定し、いつ、誰と、どのよ

うに行っていくか、準備することができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 無

（６）課題

- ・ スクールカウンセラー等の臨床経験、資格要件の内容が大きく違っており、共通して学べる研修内容の設定は難しい。
- ・ 県面積が広いため、スクールカウンセラー等が参集し研修を行うことは難しい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（ ① ）

長期欠席になっていた生徒を担当が家庭訪問し、面会を継続していた。担任とともに登校できるようになった際、スクールカウンセラーとの面会を計画した。初回、生徒はスクールカウンセラーとあいさつしかできなかった。次回、生徒はスクールカウンセラーと話すことができた。それ以降、生徒はカウンセリングを目的にして、毎週登校するようになった。その後、校内の適応指導教室への登校につなげることができた。

不登校のコンサルテーションは、スクールカウンセラーも参加したケース会議で行っている。スクールカウンセラーから児童の見取りやその後の支援計画に助言してもらい、ケース会議に参加している教職員が共通理解している。

また、不登校生徒の保護者がスクールカウンセラーと定期的に面談をした。子どもへの関わり方について、子どもの特性に応じた関わり方をスクールカウンセラーが保護者にアドバイスしている。

【事例２】虐待のための活用事例（ ⑬ ）

母親から「おまえなんか生まなければよかった。」「家を出て行けばいいのに。」等の暴言を吐かれ、強く叱責されたり突き放されたりする心理的虐待を受けている生徒がいた。生徒は家庭内に居場所がなく安心して過ごすことができなかった。学校は、生徒の希望を聞きスクールカウンセラーとの面談を定期的に継続して設けた。スクールカウンセラーは生徒の悩みを聞くだけでなく、母親との関わり方を具体的に生徒に指導した。

また、担任教諭もスクールカウンセラーと面談を行い、生徒や母親への接し方を相談し、指導を受けた。校長は、全教職員に生徒の状況が共通理解されるよう生徒指導主事を中心とした学校体制を整備した。教職員が積極的に生徒へ関わるようになり、生徒の自己肯定感を高め精神的な支えとなるやりとりを増やすことができた。生徒は精神面での安定を保ち、学校生活を前向きに過ごすようになった。

その後、母親の不適切な態度は減り、母親が生徒の学校生活へも関心を持つようになった。母親は父親を伴い、学校、市教委とのケース会議に参加し、自身の子育てや学校の支援について一緒に検討することができた。現在、母親の生徒に対する態度は改善されている。

【事例３】性的な被害のための活用事例

同校の生徒からわいせつ行為を受けた被害生徒に対して、スクールカウンセラーによる心のケアが受けられることを保護者、本人に伝え、希望により本人とのカウンセリングを行った。丁寧な見取りと支援を継続的に行った。また、被害生徒にかかわる教職員もスクールカウンセラーと話し、生徒への適切な関わり方について助言してもらったり対応への不安について話を聞いてもらったりして精神的負担を軽減させた。

指導部を中心とした人権意識や相手を思いやる心について継続した指導、休み時間・昼休みの見守り体制の

構築、教職員・スクールカウンセラーの連携を密にした情報の共有化、必要に応じて教育相談を行えるようにした。チーム学校として取り組めるように全校体制を再構築した。学校、保護者、市教委、警察等、必要に応じて外部機関と連携し対応した。

【事例４】発達障害への理解と支援のための活用事例（ ⑮ ）

中学校で「発達障害の理解 神経心理学の観点から」という内容の校内研修を、教職員を対象に行った。

学校職員から「学校における特別支援や個別の支援を要する子どもへの理解を深めたい」「発達障害の見分け方などについて知りたい」という相談や要望がスクールカウンセラーにあった。スクールカウンセラーは、スクールカウンセラーの窓口である養護教諭と特別支援コーディネーターにそのことを伝え、３人で話し合いの場を数回持った。その中で、発達障害の校内研修を行い、スクールカウンセラーが障害に関する研修を担当し、特別支援コーディネーターがスクールカウンセラーの話題提供について認知行動療法の実践に関するレクチャーをすることにした。

当日は校長、教頭等、管理職をはじめ全教職員が参加した。小グループをつくり、講義とディスカッションを中心とした研修を行った。ディスカッションを取り入れたことにより、教職員が普段の指導を振り返るとともに積極的に参加することができた。発達障害の研修（なぜ why）にあわせて認知行動療法の導入（どうやったらいいか how to）を取り入れたことで実用的な学びの場となった。

研修後、教職員が実施する全生徒を対象としたスクリーニングやそれに関するコンサルテーションの際、発達障害に関する理解の深まりや迅速な対応などに役立っていることがうかがえるようになった。また、研修を通じて、これまで以上に学校職員とスクールカウンセラーの相互理解が深まり、好連携につながった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９
スクールカウンセラーが配置された中学校数	１６２校	１７０校	１７３校
校内研修を実施した中学校数	４６校	５０校	５４校
教育プログラムを実施した中学校数	４１校	３４校	４６校

- ・ 校内研修や教育プログラムを実施する中学校が年々増加している。保護者や生徒の教育相談等、個々の事例対応だけでなく、学校の教育相談体制の充実を図るためにスクールカウンセラーが活用されるようになってきている。
- ・ 中学校に配置されたスクールカウンセラーが学区内小学校の児童・保護者の教育相談に応じる事例が少しずつ増えている。

（２）今後の課題

- 財源の確保。
- 専門的な技量をもつスクールカウンセラー等人材の確保。
- スクールカウンセラーがチーム学校の一員として自覚し活動できるよう意識の醸成。
- 小学校、特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 公立小学校には110校（小学校スクールカウンセラー20校、小中連携スクールカウンセラー40校、教育事務所管理カウンセラー50校）に、公立中学校には全79校にスクールカウンセラーを配置する。
- スクールカウンセラー未配置小学校等で、支援が必要な学校に対して、教育事務所管理カウンセラーを派遣する。派遣の継続や変更については、学校の状況に応じて原則学期ごとに見直し、市町村教育委員会と県教育委員会が協議して決定する。
- 県立高等学校拠点校8校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。
- 県臨床心理士会と連携し、人材確保に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校	：	55人
中学校	：	52人
高等学校	：	12人
教育委員会等	：	8人

○配置校数

小学校	：	110校
中学校	：	79校
高等学校	：	8校
教育委員会等	：	2箇所

○資格

〈スクールカウンセラー〉

- ①臨床心理士 35名
- ②精神科医 0名
- ③大学教授等 5名

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 26人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

○勤務形態について

単独校	110小学校	(週1日・1回 4時間 又は 2時間)
	79中学校	(週1日・1回 7.75時間 又は 4時間 又は 2時間)
拠点校	8高等学校	(実態に応じて 週1日・1回4時間等)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者（第1回目のみ）

（2）研修回数（頻度）

- 年2回

（3）研修内容

- スクールカウンセラーの役割
- 講演
- 部会別協議

（4）特に効果のあった研修内容

- 部会別協議
 - ・各スクールカウンセラー等からの対応事例の報告と対応内容についての検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置
 - ・経験豊富なスクールカウンセラーをいじめ対策カウンセラーに任命し、S Vと兼ねて活用している。
- 活用方法
 - ・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてS Vがアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

（6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向で漠然とした不安をもつ生徒のための活用事例（①）

- ・ 中学2年生男子Aは、人間関係等に不安があり、欠席が続くようになった。
- ・ スクールソーシャルワーカーの家庭訪問による呼びかけに応じ、Aは相談室登校を始めた。相談室では学習、他の生徒との会話やゲーム等を楽しんでいた。
- ・ Aは進路に関する不安を抱えていたが、その気持ちをうまく言葉にすることができず、Aは再び不登校ぎみとなった。
- ・ ケース会議の中でスクールカウンセラーによる家庭訪問が必要であると判断され、スクールカウンセラーが月に1回程度家庭訪問をしてカウンセリングを行うこととした。担任、カウンセリング指導員(相談担当の生徒指導主事)は週1回必ずAと会って話をするようにした。スクールソーシャルワーカーは家庭訪問を続け、家庭環境の改善を図った。
- ・ 担任、カウンセリング指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が共通理解のもと、進路についての相談を中心に関わりをもった。Aは、進学に対し徐々に前向きな意思を表し始めた。
- ・ スクールカウンセラーはAとの面談の中で、Aが抱えている漠然とした不安等を和らげるため、自分で自分の気持ちを語る時間をもつようにした。また、Aの保護者と面談したり、Aを交えた三者で面談の機会をもったりして、お互いの気持ちを共有する機会を設けた。それにより保護者からAに対する強制的に登校を促す発言が徐々に減り、家庭内で親子が衝突することも少なくなった。
- ・ スクールカウンセラーからは、Aが良好な人間関係をつくっていくための手立てについて、助言をもらった。

【事例2】経済的に困窮した家庭で生活している生徒のための活用事例（⑭）

- ・ 中学3年生女子Bは、自閉傾向があり、人との関わりが苦手である。誰にも会いたくないと言うので、限られた職員だけがBと対応できた。
- ・ 保護者の子どもへの関わり方が影響を与えているという見立てから、スクールカウンセラーは、主に精神的に不安定な保護者への支援からはじめ、保護者の気持ちに寄り添う面談を継続的に実施し、徐々に改善の兆しが見え始めた。
- ・ しかしながら、保護者の仕事の状況が悪化し、家庭は経済的に困窮する事態になった。そのため、Bの進学先が決められない状況になり、生徒も保護者も再び精神的に不安定になった。スクールカウンセラーは、保護者との面談の中で、この家庭が子ども支援課と関わりがあることを知った。
- ・ スクールカウンセラーを交えたケース会議を開き、子ども支援課と連携を確認しながら、保護者を支援した。行政機関とも連携することで、孤独な状況であったBの家庭を支え、保護者や本人の精神的な安定へとつなげることができた。

【事例3】男子生徒からわいせつな行為をされた女子生徒のための活用事例

- ・ 高校3年生女子生徒Cは、3年男子生徒Dにテスト前にノートを貸してくれたお礼を言いたいと呼び出された際に、Dに突然抱きつかれた。
- ・ Cはその日のうちに母親に伝えたが、母親は対応に困り、担任に相談するようにCに伝えた。Cは翌日、担任に相談した。
- ・ Cは、同級生からわいせつな行為を受け、精神的に動揺していたので、学校はCの心のケアを実施するため、スクールカウンセラーの面談を開始することにした。
- ・ Cは、スクールカウンセラーに、「自分がこんなことをされるとは思い込んでいなかったのがパニックになった。この後もDと顔を合わせることがあると思うと心配だ。」と相談した。
- ・ Cはスクールカウンセラーのカウンセリングを受けながら、徐々に普通の学校生活を取り戻すことができた。

- ・D及びDの保護者には、家庭内に課題があったので、スクールソーシャルワーカーの支援を受けることとなった。

【事例４】Ｑ－Ｕの分析方法やその結果の有効活用を図るための活用事例（⑮）

① 「Ｑ－Ｕ調査とその結果を生かした学級づくりについて」の校内研修

- ・ 1学期に実施したＱ－Ｕ調査のデータから学級生活満足度の生徒の割合や分布の状況をスクールカウンセラーがみて、検査時の各学級の状態を分析した資料を提示した。また、朝の会や帰りの会などを利用してＳＳＴを学ぶための研修会を多く開いた。
- ・ 2学期には、改めて実施したＱ－Ｕの結果をもとに、前回からの変容を確認し、3学期の学級づくりに関する助言をスクールカウンセラーから受けた。

② 「Ｑ－Ｕ調査を生かした生徒理解と学級経営」の校内研修会

- ・ 学級担任が自分でＱ－Ｕを分析できる力をつけることを目当てとして、スクールカウンセラーが講師となり、「Ｑ－Ｕ調査を生かした生徒理解と学級経営」をテーマとした校内研修会を夏季休業中に実施した。
- ・ 全教職員対象に研修会を開いたことで、担任だけでなく、全教職員が2学期からの生徒指導について共通理解を図ることができた。また、年2回実施しているＱ－Ｕアンケートの分析とコンサルテーションをスクールカウンセラーが行い、学級集団全体に対する対応と個別の生徒への対応について、教職員が学ぶことができた。
- ・ 「学級づくりの研修」の講師をスクールカウンセラーが務め、Ｑ－Ｕ調査の結果分析や日頃の学校生活の様子を基に学級経営について助言を行った。その結果、教員一人一人の生徒への対応力が向上し、落ち着いた学校の雰囲気づくりの一助となった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①不登校児童生徒の減少

- ・ スクールカウンセラーを配置して以降、小・中・高校において、不登校児童生徒数はやや減少傾向にある。（H19：854人 1,000人当たり28.8人 → H28：608人 1,000人当たり21.3人）

②学校における教育支援体制の充実

- ・ スクールカウンセラーと担任や養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカーが情報交換し、気になる児童生徒や特別な教育支援を必要とする児童生徒を多面的に観察した。必要に応じて、スクールカウンセラーが対象児童生徒やその保護者と面談することで、児童生徒の抱える不安を軽減したり、保護者の悩みを解消したりすることができ、一人一人に対してきめ細かい支援につながった。
- ・ スクールカウンセラーは児童生徒や保護者等、相談者との信頼関係を構築し、相談者に十分な配慮をした上で、担任や学年主任等への情報提供を行っている。しかし、緊急性の高い事柄については、カウンセリング指導員や教頭、校長に早急に連絡するなど、適切かつ迅速に情報が共有され、事案の早期対応、早期解決につながった。
- ・ 学年主任や担任は、心理の専門家であるスクールカウンセラーの助言により、安心して対応することができ、精神的負担も軽減されている。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・ スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、専門的な視点での助言や支援を行うことが保護者の間で語り継がれ、保護者は安心して悩みを相談することができた。

- ・スクールカウンセラーが必要に応じて保護者と直接面談する機会をもつことで、子供への接し方の悩みを受け止めることができた。保護者との信頼関係の構築のもと、児童生徒の具体的な対応の仕方について、学校と家庭が連携して考えていくことができた。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・法律で定められた合理的配慮の法律理解やQ-Uについて、スクールカウンセラーを講師とした研修会を実施し、児童生徒が安心して学校生活を送るための共通理解を職員全員で図った。
- ・担任や学年担当教諭が、不登校児童生徒に対する家庭訪問の仕方や不登校生徒の進路、特別な支援が必要な生徒との関わり方等について、スクールカウンセラーからアドバイスを受け、それを日常の指導に生かすことができた。

(2) 今後の課題

①スクールカウンセラー配置時間の拡充

- ・不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等、学校においては多くのニーズがあるため、配置時間の拡充が必要である。
 - ア 国の予算の拡充や補助率の1/2への引き上げなど、拡充に係る予算措置
 - イ 小学校は全校配置になったが、週1時間（月4時間）配置の学校が多く、面談等を定期的に行うには、まだまだ時間不足である。
 - ウ 高校への配置の制限（全配置の10%以内）の撤廃

②スクールカウンセラーの人材確保と資質の向上

- ・質の高いスクールカウンセラーを配置し続けていくためには、多くの臨床心理士の確保が必要である。また、事例検討会等の研修会を充実し、スクールカウンセラーの資質の向上を図る必要がある。

③スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・面談内容を「面談日誌」に記入してもらい、校長・教頭・保健主事・生徒指導主事等に回覧し、学校としての対応が必要な事項を中心に情報の共有を図ることができた学校がある一方で、情報交換、共通理解のための場の確保が難しい学校もある。
- ・不登校生徒や行動に問題のある生徒への対応は、生徒や保護者の気持ちを考えながら、時間をかけて行うことが大切である。教員とスクールカウンセラーが限られた時間を有効に使えるように、工夫していくことが大切である。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について

小学校	: 63人
中学校	: 49人
高等学校	: 13人
義務教育学校	: 1人

※配置校数について

小学校	: 140校
中学校	: 82校
高等学校	: 21校
義務教育学校	: 2校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 : 44人
- ②精神科医 : 0人
- ③大学教授等 : 2人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 33人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

※勤務形態について

単独校

(週 3 日・ 1 日 3 時間) × 3 5 週

(週 2 日・ 1 日 4 時間) × 3 5 週

(週 1 日・ 1 日 4 時間) × 3 5 週

(週 1 日・ 1 日 3 時間) × 3 5 週

(週 1 日・ 1 日 3 時間) × 2 0 週

4 中学校

1 3 中学校

3 4 中学校・ 1 9 高等学校

1 1 0 小学校・ 3 1 中学校

2 義務教育学校・ 2 高等学校

3 0 小学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールカウンセラー46名、スクールカウンセラーに準ずる者37名全員を対象として行うもの。
- ・準ずる者37名を対象として行うもの。

（2）研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会・・・年間1回
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会・・・年間3回

（3）研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・発達障害についての研修
- ・構成的エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングについての研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

- ・設置していない。

（6）課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な研修日を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ被害児童の心をケアするための活用例(②⑦)

小学校低学年女子児童Aは、同級生Bにいじめられ登校できなくなった。早期発見できなかった学校に対し、被害児童と保護者は不信感を募らせていた。

いじめの発覚以前からAはスクールカウンセラーとつながりがあったため、発覚後も面談を実施した。面談を重ねた結果、Aは次第に自分の思いを話すようになり、当初は心を開けなかった担任とも話ができるようになった。児童の変化から、保護者も学校に対して信頼感を回復させ、教職員と連絡を行うようになった。

本件に関し、スクールカウンセラーは被害児童の心のケアをすると同時に、被害家庭と学校を再度つなげるきっかけとなった。

【事例2】登校しぶりのある児童に外部機関と連携して対応した事例（①⑥⑫）

登校しぶりのある小学校5年生女子児童Bの保護者の要望で、スクールカウンセラーが相談を受けた。主訴は不登校傾向の相談であったが、保護者は外国籍であり、地域との交流もあまり無く、家庭環境にも問題が見られた。意思疎通を行うには時間がかかる状況であった。

学校でスクールカウンセラーと面談できる日が限られていることから、市の教育支援センターの相談員と連携し、1週間に学校1回、教育支援センター1回の計2回の面談を重ねることとした。両者が情報共有を行い、面談を重ねていったところ、Bが通う通級指導教室に仲のよい友人がいることが分かった。スクールカウンセラーは、そのことを受け校内ケース会議で、通級指導教室での指導の時間を長くすることを提案し、実施することとなった。

通級指導教室でも、人間関係づくりを意識した指導を重点的に行った。その結果、登校しぶりが減り、普通教室でも安定した生活が送れるようになってきた。

現在も、週2回の面談を続け児童に対する支援を続けている。

【事例3】児童虐待改善のための活用事例（⑬）

小学校高学年時から不登校である中学校2年生の男子生徒C。母子家庭で、母親はCに対してどの様に接したらよいか分からず、Cに対して暴言を吐くことが度々あった。

1年生時、担任が母親にスクールカウンセラーとの面談を勧め、担任の家庭訪問にスクールカウンセラーが同行する形で、面談を行った。担任が家庭訪問できないときは、教育相談担当や学年主任と共に家庭訪問を実施し、本生徒の不登校と母親の精神面の両面に対し支援を続けた。定期的に面談を行うことで、母親は徐々に安定し、Cにも前向きな様子がみられるようになった。

2年生への進級時も、新旧担任で情報共有を密に行い、その後も新担任とスクールカウンセラーで引き続き家庭訪問を続けた。そのことで、2年生時は、数日ではあるが登校することができるようになった。

本スクールカウンセラーは高校でもカウンセリングを行っていることから、面談の際に高校の生活を話題にした。そのことで、母子ともに進学に関心を持つまでになった。現在、母親の暴言も減ってきており、引き続き定期的に面談を実施し、高校進学に向け支援していく。

【事例4】教職員のコミュニケーションスキルを高めるための活用事例（⑮）

スクールカウンセラーが講師となり、教職員を対象にコミュニケーションに関する校内研修会を行った。コミュニケーションには、ワンウェイ・コミュニケーション（一方通行）とツーウェイ・コミュニケーション（双方向）の2種類があると学んだ。その後、ペアで2種類のコミュニケーションで、相手からの情報を頼りに絵を描くエクササイズを行った。教職員は、エクササイズを通して、ワンウェイの場合は情報が正しく伝わらず、誤解を生じることになり、意思疎通が難しいことを感じていた。一方、ツーウェイの場合は、相手の反応を捉えて次の情報を出すことによって正しく伝えることができ、互いに理解し合えているという安心感があり、互いの関係も深まることを実感できた。

さらに、よい伝え方の条件として、全体の説明をしてから細部の説明をすること、相手の反応を確認しながら次の情報を出すこと、また、よい聞き方の条件として、しっかり反応を返すことや分からないことを聞くことが大切であることを学んだ。

研修に参加した教職員からは、「授業の指導方法や、面談時のコミュニケーションの取り方に活かすことができそうである。」「教室内でも同様の授業をしたい。」等の感想があった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・県内公立中学校に関しては、スクールカウンセラーを全校に配置している。また小学校の配置も30校増やし、140校の小学校に配置した。その結果、生徒や保護者の多様な相談に対応することができ、また教職員への研修や教育プログラムを実施する機会も確保できた。
- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、学業不振や家庭の問題など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・平成29年度の相談件数は、全体では減少したものの、高等学校での相談件数は前年度に比べ約62%の増加がみられた。内容では、進学や進路、発達障害に関する相談に増加が見られ、相談者は児童生徒のみならず、保護者や教職員にも多く見られた。保護者や教職員のニーズに合わせた助言・援助を行うことができたと考える。

（2）今後の課題

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、相談者への対応に限りがある。また各校の担当教員との打合せ時間も十分に確保できない場合もあり、情報共有が困難となるケースも生まれている。

- ・年々スクールカウンセラーの人員確保が難しくなっていることに加え、地域的要件等により効率的な支援体制の確保が難しくなっている。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや関係機関との円滑な連携のため、コーディネートする担当者の役割が大きくなっている。

福井県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に２名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に３名配置（１名は学校配置ＳＣ兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置校数】

小学校	: 190校
中学校	: 75校
高等学校	: 7校
教育委員会等	: 5箇所

※資格の記入について

（１）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士： 48人
- ②精神科医： 0人
- ③大学教授等： 2人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者： 0人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 12人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

5年以上の経験を有する者： 19人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、

1年以上の経験を有する者： 0人

④①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者： 0人

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

[単独校] 56小学校

《内訳》19校（4時間・32週）、7校（3時間・32週）

21校（3時間・17週）、9校（2時間・32週）

11中学校

《内訳》1校（10時間・34週）、4校（8時間・34週）

1校（6時間・35週）、3校（6時間・34週）

1校（5時間・34週）、1校（3時間・34週）

7高等学校 全校（35週・1回4時間）

[拠点校] 63中学校

《内訳》1校（9時間・34週）、9校（8時間・34週）

7校（7時間・34週）、17校（6時間・34週）

6校（5時間・34週）、5校（4時間・34週）

12校（3時間・34週）、6校（2時間・34週）

[対象校] 127小学校

《内訳》60校（年間10時間）、67校（年間17時間）

[県教委配置（常勤SC）] 2人（1,400時間）

[県教委配置（スーパーバイザー）] 3人（68時間）《内訳》A12時間、B20時間、C36時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

（2）研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・11月）

（3）研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

例年、教育相談に関係した講師を招き、講義を行っていたが、平成29年度はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当・関係機関（教育相談センター）の代表者がパネルディスカッションを行った。各々が現状の課題について意見を述べ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：あり 3名（県教育委員会配置）

○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等について、県担当者と勉強会を開催している。

（6）課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数も増えており、教育相談技術や保護者とののかかわり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーの持つ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会を多くしたり、積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－１】発達障害を抱える生徒のための活用事例（ ③④⑩ ）

高校１年生男子生徒Aは普段から落ち着きがなく、授業中もあまり集中して学習することができずにいた。ある日の授業中に、同じような特性を持つ他の生徒Bとトラブルになり、AがBに対して暴力を振るうという事案が発生した。教科担任、クラス担任、生徒指導主事が関わり、状況の聞き取りを行った上で、指導して反省を促したが、Aは自分の行為に対し、冷静に省みることができなかったため、スクールカウンセラーに面談を依頼した。

スクールカウンセラーはAの気持ちに寄り添いながら、その時の行為について、何がいけなかったのか、整理して振り返らせるため、“出来事を振り返るシート”を用い、面談を行った。順を追って、その時の状況と自分の気持ちを細かく区別して、記載していくことにより、自分の暴力行為を落ち着いて振り返り、反省することができた。

その後も、スクールカウンセラーとは良好な関係を築いており、落ち着いた学校生活を送っている。

【事例１－２】自身の性に違和感を持つ生徒のための活用事例（ ⑫ ）

Bは中学校１年生の頃に不登校傾向で定期的にカウンセリングをしていたが、中学校２年生の時には中断した。３年生になり、休みがちなることもあり、担任のすすめでスクールカウンセラーとの面談を再開する。両親が自分の気持ちを全く分かってくれないことや本人の趣味について話をしていた。１１月頃から、自分は男だけれども、心は女性であるから男性扱いされることがつらいこと、ずっと我慢していたがセーラー服を着たいことなどを話し始める。小学生の頃から性への違和感があったが、一度両親に話したときには、強く否定され両親には不信感が強くなった。担任にだけはこの内容を話してもよいと了解がもらえる。本人から、高校でいろんな配慮をしてもらえるか心配で、高校の先生にも違和感を伝えてほしいとの要望があり、担任が本人の気持ちを受け止め、校内でこの内容について高校に伝えることを検討した。進学先にも伝えることが分かったと本人は安心して受験することができた。適応指導教室にも通い始めることができたので、適応指導教室、担任、スクールカウンセラーと連携を図りながら今も本人の支援を続けている。

【事例４】受験期の生徒に対するストレスマネジメントのための活用事例（ ⑯ ）

中学３年生を対象に、スクールカウンセラーと３年生の担任と共に、受験期に入る前にストレスマネジメントを実施した。今年度は学年全体で実施することで、自分たちの仲間とともに受験を乗り越えていこうという思いとともに、ストレスについて、しっかりと自分のこととして考えることができた。また、呼吸法だけでなく、筋弛緩法やイメージトレーニングについても体験することができた。生徒たちは、ストレスについて悪いイメージがあったが、ストレスは誰にでもあって、感じ方や考え方によってそのストレスの大きさは変わるものなのだとすることを理解したようだ。また、自分なりのよい対処法を身につけておくことが大切だということがわかり、呼吸法を実践したり、面倒なことでも、何か楽しむ方法を考えようとしたりしていた。全体での活動の後、各クラスで、担任と話し合いの時間を設けた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年２回（７月と１２月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を願っている。また、スクールカウンセラーに対し、年２回（７月と１２月）自己振り返り調査を実施している。

問題行動等の早期発見、早期対応を目指し、スクールカウンセラーを中心に複数の教職員が問題解決のために話し合い、情報を共有し、チームで対処するという流れがスムーズになってきている。不登校を未然に防ぐためにも、また長期化させないためにも、様々な立場からアセスメントを進め、状況に応じて対応することが重要であるので、学校とスクールカウンセラー等の外部人材および関係機関との連携を今後も強めていきたい。

<参考>

相談者数推移（実人数）

	児童・生徒 (実人数)	保護者 (実人数)	教職員 (実人数)	その他 (実人数)	計
25年度	4,754	956	2,672	307	8,689
26年度	4,516	975	2,874	241	8,606
27年度	4,846	1,148	3,386	276	9,656
28年度	7,011	1,162	4,611	390	13,174
29年度	8,366	1,312	5,236	306	15,220

県内の問題行動等について【国公私立】

■ １０００人あたりのいじめの認知件数の推移

H25： ９．２人 H26： ９．０人 H27： ９．４人 H28： １１．５人（全国２３．９人）

■ いじめの解消状況の推移

H25： ９５．７％ H26： ９５．５％ H27： ９７．０％ H28： ８６．５％（全国９０．６％）

※現在 H28 内に起こったいじめは 100%解消している。

■ １０００人あたりの不登校児童生徒数の推移（小中のみ）

H25： ９．０人 H26： ９．１人 H27： ９．６人 H28： １０．３人（全国１３．５％）

※平成２５年度～平成２８年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

（２）今後の課題

○小学校へのＳＣ配置拡充

社会環境の大きな変化に伴い、近年、小学校においては、多様な発達上の問題を抱える児童が多く見られるようになってきている。社会性が未熟で他の児童とうまく関われない児童も増えてきている。また、家庭環境に恵まれず、貧困や児童虐待等の問題を抱えている児童も見られる。小学校段階で早期に心身のケアを施し、よりよく自立できる素地を形成するために小学校へのＳＣ配置を拡充する必要がある。

○ＳＣの常勤化

中学生の心理的变化は周期が短く、週に１、２回の勤務では生徒の心の変化に対応していけない場合もある。スクールカウンセラーが少しの時間でも毎日相談室等に在室できるような体制が整え

ば、生徒も「いつでもカウンセラーの先生と話せる」という安心感を持って学校生活を送ることができると考えられる。

○校内研修や教育プログラムへの活用

ＳＣは多くの臨床経験を持ち、発達心理学的観点から子どもの成長をとらえる力量を持っている。したがって、多方面にわたる教育・心理的支援方法を関係教員（担任、教育相談担当教員、学年主任等）が得ることにより、教育相談体制の充実に役立てることができると考えられる。

山梨県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめや不登校等の未然防止，改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り，もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ スクールカウンセラー等は，公立小学校（59校），公立全中学校（80校）並びに県立高等学校（6校）に配置した。特に不登校生徒数が多い中学校区の12学級以上の小学校には重点的に配置を行い，児童生徒理解，小中連携が一層図られるように工夫した。
- ・ スクールカウンセラー等は，配置された当該校を担当するほか，地域や学校の実情により，当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

・ 配置人数について

小学校	: 配置人数 42人
中学校	: 配置人数 49人
高等学校	: 配置人数 6人
教育委員会	: 配置人数 24名（要請訪問スクールカウンセラーとして配置）

・ 配置校数について

小学校	: 配置校数 59校
中学校	: 配置校数 80校
高等学校	: 配置校数 6校

・ スクールカウンセラーの資格について

- ①臨床心理士 53人
- ③大学教授等 1人

・ スクールカウンセラーに準ずる資格について

- ①大学院修士課程を修了した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について，1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について，5年以上の経験を有する者 10人

・ 主な配置形態について

単独校	63 中学校	（週1日・1回8時間）	（週1日・1回6時間）	（週1日・1回4時間）
	6 高等学校	（週1日・1回6時間）	（週1日・1回4時間）	
拠点校	17 中学校	（週1日・1回8時間）	（週1日・1回4時間）	
対象校	59 小学校	（週1日・1回4時間）	（月2日・1回4時間）	
要請訪問		（1回3時間）		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールカウンセラー研究協議会

参加者：学校配置・要請訪問スクールカウンセラー，配置校担当教員，教育委員会事務局

（２）研修回数（頻度）

- ・年３回（５月，１０月，２月）

（３）研修内容

- ・経験年数が長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議
- ・研究協議会において，テーマを設定し，グループで互いの情報共有や有効的な活用方法について協議を行う。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・研究協議（グループ協議）「校種間の連携，他機関との連携について」

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 なし ○活用方法 なし

（６）課題

- ・相談内容の多様化に対応していくためにも，スーパーバイザー設置の必要性は高い。また，専門性向上のため研修会も必要となってくるが，予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（①不登校，⑥家庭環境）

小学校高学年の女子児童Aは，友達関係で悩む一方で，家族からの接し方に悩み，体調不良を訴えるなど，不安な様子が頻繁にみられるようになった。その後，教室に入れず，登校できない状況になったため，ＳＣとのカウンセリングを勧めた。

担任，学年職員，ＳＣの間でAに関する情報共有を行い，Aの得意なことや好きなことを中心に関係づくりを行ったため，思っていることや悩んでいることを話せるようになった。

次に保護者とのカウンセリングを定期的に行い，Aの気持ちや願いを分かりやすく伝えながら，適切な対応について実践できるように導き，医療機関や教育支援センターへも繋げた。

また，担任や養護教諭，管理職，ＳＣによる支援会議を行い，ＳＣの専門的な見地からの助言を行いながら，支援方針を共有した。

長期休業をはさみ，Aと保護者へのカウンセリングを継続した。２学期途中からは行事の見学をしながら，少しずつ，得意な教科の授業の参加ができるようになり，登校できる日数が増えてきている。

【事例２】ＳＳＷと連携した活用事例（⑭貧困の問題）

家庭環境を要因とする心理的不安により，頭痛や腹痛などの身体症状が現れた男子生徒Bに対し，カウンセリングを行ってきた。父親は精神的に病んでいたため，Bを含め兄弟とも話し合いができない状態であり，錯乱すると收拾がつかなくなることもあった。そのため，Bは，すでに成人して家を出ている兄弟を頼って生活していた。Bは家庭環境だけでなく，対人関係などの不安感が強くなると身体症状がさらに強く出てしまい，カウンセラーが真剣に寄り添いアドバイスを重ねた。また，学校でもカウンセラーと担任教員が情報を共有しながら，支援を行った。

同時にＳＳＷを要請し，本人に係る情報共有や今後の支援について整理を行った。環境要因の改善のため，市町村の福祉課と繋ぎ，各種手当の申請を行い，兄弟の経済的負担を軽減させ，医療機関と繋がりを作った。ＳＣとの定期的なカウンセリングを継続して支援に当たることで，精神的な不安は軽減されつつある。不安定な状況

が続いているが、社会的自立に向けて、学校、SC、SSW、市町村の福祉課、医療機関が連携することで、対応のスピードを速め、問題解決につながっている。

【事例3】性的な被害への対応のための活用事例

女子生徒がSNSを通じて知り合った成人男性と性的関係をもった。携帯電話の通信履歴等から事実が発覚した。この事実を把握した学校は重大な問題として捉え、保護者への連絡、警察、児童相談所へ連絡をとるとともに、本人に対しSCの面談を勧め、心的ケアに当たった。当初、本人は罪悪感もあり反省もしていたが、面談回数を重ねることにより、勉強への不安や生い立ちに関する悩みも語りはじめ、行動の背景についての理解が進んだ。保護者や担任、養護教諭等と情報を共有しながら現在も支援を継続している。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑮校内研修）

夏季休業中の校内研究会の場を利用して、SCを講師として「教育相談を踏まえての児童生徒に関する事例研究」と題する学習会を実施した。ケース会議や情報の出し方などを説明した後、学校内で困り感を持つ児童生徒についての事例を担当教員から提示し、SCからはカウンセリングの様子を説明した。その後、今後の指導や支援の在り方について、協議を進めた。

具体的な事例をもとに、協議を行ったことで、児童生徒の問題行動や不登校の背景を探ることができ、職員間でより詳細な情報を共有し、今後の支援に関する意思統一を図られたことが大きな成果であった。

また、事例研究を通し、困り感を抱える児童生徒や保護者の状況理解・支援方法を打ち立てていくプロセスを学ぶことができたため、学年内でのケース会議を円滑に行うことができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 心理の専門家の有効活用の1つとして、SCを講師とした講演会や研修会が小学校で20校、中学校でのべ26校、高校6校で実施された。スクールカウンセラーが専門性を生かし、教員や保護者がカウンセリングの視点や関わり方を学ぶことにより、不登校児童生徒が再登校または、好ましい変化が見られる児童生徒の割合において有効性が見られた。

	県全体	SCが講演会、研修会を実施した学校	SCが講演会、研修会を複数回実施した学校
「指導の結果、再登校できる」 または、 「好ましい変化が見られる児童生徒の割合」	45.8%	47.9%	52.0%

- 小中連携の観点から、来年度入学する児童や保護者に対しての面談や、小学校のSCとの引き継ぎを行うことで、中学へのスムーズな移行に繋がった。

（2）今後の課題

	配置校数	相談した実人数 ケース数	相談のべ回数	1ケース当たり 平均相談回数
H26	151校	4960人	14730回	3.0回
H27	151校	5258人	14989回	2.9回
H28	139校	5317人	14665回	2.8回
H29	145校	5746人	14460回	2.5回

- 相談のべ回数は昨年度を若干下回ったが、相談した実人数は増加しており、1ケース当たりの平均相談

回数は平成26年度から3.0回、2.9回、2.8回、2.5回である。このことから多くの児童生徒および保護者が支援を必要としていると同時に、相談の予約を入れることが困難になってきていることが伺える。

- 周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、予算措置の必要性を感じる。
- 家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- 悩みや心配事を抱えている生徒に、いかにカウンセラーを利用してもらうか。また、中学校での指導と心理の兼ね合いをどのようにあわせていくかが課題である。
- カウンセラーの配置校が変わった場合の引き継ぎ方法について課題がある。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応している。

➤中学校は、学校規模や地域性、生徒指導上の課題等に配慮して、拠点校 101 校、対象校 80 校に配置。

➤小学校は、拠点中学校の通学区内の小学校 273 校を対象校として配置。

（対象校でない小学校については、学校からの緊急要請により教育事務所配置のスクールカウンセラーを派遣して対応。）

➤義務教育学校 2 校中 1 校に配置。1 校には拠点中学より派遣。

➤高等学校及び特別支援学校は、学校からの要請に対し、教育事務所配置のスクールカウンセラーを学校に派遣して対応。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置頻度別配置人数

小学校	: 71 人
中学校	: 71 人
高等学校	: 56 人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
中等教育学校	: 0 人
義務教育学校	: 2 人（うち 1 名は拠点中学から派遣）
特別支援学校	: 学校からの要請により教育事務所から派遣
教育委員会等	: 1 人

※資格

・スクールカウンセラー

①臨床心理士 47 人（※①③の資格を重複して所持している人は①の資格者として記載。）

②精神科医 0 人

③大学教授等 1 人

・スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 8 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 27 人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 0 人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めた者 0 人

※主な配置（派遣）形態について

・拠点小学校	273 校（週 1 日・1 回 1 時間程度）
・中学校	181 校（週 1 日・1 回 2～4 時間程度）
・義務教育学校	2 校（週 1 日・1 回 4 時間程度）
・高等学校	82 校（週 1 日・1 回 3 時間程度派遣）
・特別支援学校	19 校（学校からの要請に応じ派遣）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県が任用したスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

➤教育相談関係者連絡会議	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤スクールカウンセラー地区別研修会	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	(年2回・4地区開催)	希望参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	(年1回)	希望参加
➤自殺予防教育研修会	(年1回・2地区開催)	希望参加

(3) 研修内容

- 教育相談関係者連絡会議（4月）
 - ・中学校及び高等学校担当者（教育相談コーディネーター等）と県スクールカウンセラーが参加。
 - ・学校担当者とスクールカウンセラーの打ち合わせを通して、効果的な連携のあり方について研修する。
- スクールカウンセラー地区別研修会（9月）
 - ・スクールカウンセラーの任務や評価について再確認する。
 - ・過去または現在進行形の事例について、事例研究会を通して意見交換を行う。
- いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）
 - ・教育相談体制の充実に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題を説明。
 - ・いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に関わる研修。
- いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（6月、11月）
 - ・いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応に関わる研修。
- 自殺予防教育研修会（6月）
 - ・中学校及び高等学校において自殺予防に資する取組を推進するための研修。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 教育相談関係者連絡会議（全員参加）
 - ・年度当初に、学校担当者と県スクールカウンセラーが一堂に会することで、事業を円滑に実施することができている。
- スクールカウンセラー地区別研修会（全員参加）
 - ・過去または現在進行形の事例を扱う事例研究会を通じたスクールカウンセラーどうしの情報交換により、支援方法に関わるヒントを得ることができている。
 - ・事例研究会にスクールソーシャルワーカーが参加することにより、スクールカウンセラーとの連携を推進することができている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- スーパーバイザーの設置・・・なし

(6) 課題

- 専門家であるスクールカウンセラーの資質を更に向上させるための研修体系の構築が急務の課題。
 - ・個人の力量を高めるとともに、全体としての支援の均質化が大きな課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校事案についての活用事例（①不登校）

事例

○家族構成

- ・生徒本人（中学3年男子）、母親（離婚により母子家庭）、妹（1人）、祖父母

○概要

- ・中学2年の頃より体調不良を訴えることが多く、欠席は無かったが、保健室に行くことが多かった。中学2年の春先から欠席が目立つようになり、中学2年時、中学3年時の総欠席数はそれぞれ125日、195日であった。

○対応と成果

- ・生徒及び家族のカウンセリングについては教頭がとりまとめを行い、生徒の状況、家族の様子についてその都度学年会、職員会において教職員間の情報共有を行った。
- ・スクールカウンセラーは母親、本人、祖母のカウンセリングを順に個別に実施した。
- ・母親は、カウンセリングを受けることにより、焦らずにじっくりと生徒と接していくことの大切さを理解できるようになり、生徒にもカウンセリングを受けるように勧めるようになった。
- ・祖母は、祖父とともに生徒が登校しないことを大変気にしていたが、カウンセリングを受けることで生徒への理解が深まり、生徒への登校を促すような声かけは無くなった。また、近所の人にも生徒の状況を伝えることができるほど、生徒の存在を認め、生徒に寄り添うことができるようになった。
- ・家庭の雰囲気が和らぐことにより、生徒の表情も明るさをとりもどした。生徒は卒業までカウンセリングを継続して受け続け、進路先を自己決定し、高校へと進学した。現在、高校生活を満喫している。

【事例2】貧困の問題事案についての活用事例（⑭貧困の問題）

○家族構成

- ・生徒本人（高校1年、ASD、ADHD）、父（失業中、知的障害）、母（失業中、うつ病）、弟（中学2年、特別支援学級、不登校）、妹（小学3年、特別支援学級、不登校）

○概要

- ・両親は転職を繰り返していた（当時は失業中）。
- ・生徒の着用する衣服には季節感がみられず、洗濯をしている様子もなかった。また、入浴、歯磨きをはじめ、家庭における基本的な生活習慣がみられず、所持品も最低限のものであった。
- ・日々の両親の喧嘩が激しく、弟、妹との関係も悪いことにより、生徒にとって家庭が安心できる場ではなかった。
- ・高校入学当初にはクラブ活動に参加するなど意欲的な部分もみられたが、部費、遠征費の拠出等の協力は一切得られることはなかった。
- ・生徒への朝食は与えられず、昼食も自宅に戻り白飯を食べている状態であった。
- ・生徒の修学旅行への参加を母親が独断で断り、その際キャンセル料が発生したことを不服として学校とトラブルになったことがあった。
- ・入学してから半年が過ぎた頃から、生徒の特性を理由にクラス内から苦情が頻発し、クラスにも生徒の居場所がなくなりつつあった。
- ・生徒の自己肯定感、自己有用感、向学心は著しく低く、早退、欠席も増えつつあった。

○対応と成果

- ・スクールカウンセラーがPARS検査を実施し、中学時に実施したWISC検査結果とあわせて分析し、医療機関へつなげた結果、それまで診断を受けていたASDに加え、ADHDであることがわかり、投薬治療をはじめることができた。
- ・教育相談コーディネーターとスクールカウンセラーが中心となり、生徒の中学卒業を期に中断していたケース会議（小学校、中学校、高校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の保健師）を再開した。
- ・ケース会議の結果、保健師と児童相談所の相談員が母親の支援（療育手帳の取得等）、スクールカウンセラ

ーによる生徒への学習支援とソーシャルスキルトレーニング、教職員による生徒への衛生管理の自立度を上げる指導（入浴方法、シャンプー講座、ひげそり、散髪）をそれぞれ実施した。

- ・父親が療育手帳を取得できたことにより、障害年金が支給された。
- ・生徒の身だしなみが整うことが習慣化され、それまで手をつけなかった課題を提出することができた。
- ・進級した今年度は欠席もなく、高校生活を送ることができている。

【事例3】「性的な被害」事案についての活用事例

○概要

- ・生徒（高3女）が、一人で下校中に、性被害にあった。
- ・生徒は強いショックを受け、それ以降、帰宅時に一人で歩くことや授業中に背後に男子生徒や男性教員がいる場面で強い恐怖を感じ、安心して学校生活を送ることができない状況にあった。
- ・事件当日、生徒からの依頼があったが迎えにいくことのできなかった母親は自責の念が強く、生徒に対して冷静に対応することができなくなっていた。

○対応と成果

- ・スクールカウンセラーが保護者に医療との連携を助言するとともに、定期的に本人及び母親へのカウンセリングを実施した。
- ・スクールカウンセラーからの助言をもとに、授業時の座席についての配慮や、辛いときには話しやすい教職員が対応して話を聞くことなどの校内支援体制をつくった。
- ・母親へのカウンセリングの中で、本人の辛い思いを吐き出させつつ、トラウマやPTSDへの対応についての情報を提供し、生徒を支えていく方向へと気持ちをシフトさせるよう援助を行った。
- ・スクールカウンセラー、学級担任、養護教諭が連携し合いながら母子を支えたことにより、生徒は安定した学校生活を送ることができるようになった。

【事例4】校内研修会における活用事例（⑮校内研修）

○「合理的配慮」についての教職員研修会

- ・「もっと身近で簡単にできる合理的配慮」という内容で教職員研修会を実施した。
- ・事前にスクールカウンセラーが全クラスの授業参観を行い、教員側の意図の有無に関わらず、実際に「ユニバーサルデザイン化」や「合理的配慮」がなされている場面について拾い上げ、研修の際に紹介、確認を行った。
- ・合わせて、問題や困難を抱えている生徒への指導上の悩みを抱えている教職員からの事前聞き取り結果をもとに、「合理的配慮」の観点からの生徒への関わり方についての助言を行った。
- ・教職員からは、「お互いの実践の中にある合理的配慮を知ること、思っていたよりも簡単に合理的配慮ができることを知ることができた。」「それまで指導に難しさを感じていた生徒に対しても、研修会を機会に教職員皆で困難さを共有できたことにより、自分なりにできる工夫について考える等、前向きな気持ちが湧き上がってきた。」「家庭学習の在り方や日常的な声がけの仕方の参考になった。」等の感想を得ることができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成 29 年度 相談内容別、相談者別人数（延べ人数）

- ・限られた時間の中で、児童生徒本人、保護者、教職員とバランスよく相談活動を行っている。
- ・学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことで、事案が好転したという意見が多い。

相談内容 相談者	① 不登校	② いじめ問題	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ 非行不良行為	⑧ 家庭環境	⑨ 教職員との関係	⑩ 心身の健康保健	⑪ 学業進路	⑫ 発達障がい等	⑬ その他の内容	相談者合計	うち性的な被害
児童生徒	1974	115	57	31	2935	6	147	1669	206	2749	1924	1066	1601	14480	46
母親	2165	57	33	3	369	2	33	842	128	911	555	1152	414	6664	22
父親	163	3	2	0	11	1	3	39	1	59	28	59	23	392	0
教職員	1041	40	42	11	396	1	60	561	110	780	512	823	1184	5561	7
その他	65	0	0	0	7	0	4	41	2	52	10	34	180	395	0
相談者別合計	5408	215	134	45	3718	10	247	3152	447	4551	3029	3134	3402	27492	75
相談内容別合計	5408	215	134	45	3718	10	247	3152	447	4551	3029	3134	3402	27492	75

相談者 … 児童生徒：約 53% 保護者：約 26% 教職員：約 20%

相談者（延べ人数）の推移（H27～H29）

- ・配置時間拡充の結果、高等学校での活用が増加している。

延べ人数の推移（相談者別）

	H27	H28	H29
児童生徒	11,804	13,094	14,480
保護者	7,342	7,679	7,056
教職員	7,044	6,510	5,561
その他	222	356	395
合計	26,412	27,639	27,492

延べ人数の推移（学校種別）

	H27	H28	H29
小学校	8,495	9,423	9,384
中学校	14,434	13,881	12,935
高等学校	3,483	4,095	5,056
特別支援学校 他	0	240	117
合計	26,412	27,639	27,492

会議、研修会、講演会等の人数と回数（H27～H29）

- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員であるという意識の浸透が進んでおり、学年会・職員会へ参加し、教員に対して専門的立場からの助言を行う機会が年々増加している。

会議等	対象者・参加者		H27		H28		H29	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
1 生徒指導に関する会議	3,545	1,418	3,677	1,744	4,654	1,498		
2 学年会・職員会	364	31	394	24	473	55		
3 校内等の研修会	1,575	67	1,295	62	1,646	56		
4 講演会・集会	3,523	40	6,006	73	6,515	61		
5 授業中の参観・観察	34,302	1,641	38,815	2,487	34,920	1,688		
合計	43,309	3,197	50,187	4,390	48,208	3,358		

（２）今後の課題

- ・スクールカウンセラーの確保。
- ・スクールカウンセラーを活用した「予防的な取組」「早期発見の取組」「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進。
- ・不登校児童生徒に対する、それぞれの居場所における相談体制の整備。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・不登校・いじめ等の問題行動への対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。
- ・各中学校区を「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」には、スクールカウンセラーに加えスクールカウンセラーに準ずる者を配置した。
- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（重複あり）

中学校区 : 93人

高等学校 : 45人

特別支援学校 : 16人

○配置校数

小学校 : 368校（対象校配置・配置計画あり）

中学校 : 179校（拠点校配置）

高等学校 : 66校（単独配置）

特別支援学校 : 21校（単独配置）

○資格

①スクールカウンセラー

ア 臨床心理士 104人

イ 精神科医 0人

ウ 大学教授等 2人

②スクールカウンセラーに準ずる者（以下 スクール相談員）

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 50人

ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

○主な勤務形態・配置形態について

【小・中・義務教育学校】勤務時間：1回6時間

重点校区A（13校区）	スクールカウンセラー	週2回	スクール相談員	週1回
重点校区B（46校区）	スクールカウンセラー	週1.5回	スクール相談員	週1回
重点校区C（39校区）	スクールカウンセラー	週1回	スクール相談員	週1回
配置校区D（36校区）	スクールカウンセラー	週1回		
配置校区E（45校区）	スクールカウンセラー	週0.5回		

【高等学校】勤務時間：1回2時間

- ・年間27回・・・3校
- ・年間18回・・・20校
- ・年間9回・・・43校

【特別支援学校】勤務時間：1回2時間

- ・年間9回・・・21校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・各小・中学校 教育相談主任
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員

（2）研修回数

- ・年間2回（4月～5月、7月～8月） 各教育事務所単位で開催

（3）研修内容（主な内容）

<第1回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続等について
- ・教育相談主任、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・地区の現状と課題
- ・講話、演習
- ・各中学校区別連絡会

<第2回>

- ・スクールカウンセラー等活用事業の進捗、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携について
- ・地区の現状と課題
- ・講話、実践発表、事例検討会、情報交流等
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員の効果的な活用に関わる研究討議
- ・各中学校区別連絡会

※第1回、第2回ともに、各教育事務所の課題等に合わせ、研修内容の詳細を決定する。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる、事例を基にした演習及び講話は、より広い視野から教育相談について学ぶ機会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

- ・県内6つの教育事務所に各1人配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等研修会や新規スクールカウンセラーが配置された学校への訪問等を通して、地区全体の指導に当たる。なお、必要な場合には、勤務経験年数に関わらず、指導を実施する。

（６）課題

- ・ＳＶの時間が少なく、年間を通じて計画的に活用しにくい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校未然防止のための活用事例（①不登校）

A中学校における問題行動や不登校の実態から、小学校段階における早めの支援が必要と分析し、中学校区に配置されているＳＣについて、教育相談主任や校区の学校で勤務する主幹教諭が調整役となり、中学校の活用を減らして小学校での活用を増やした。支援の必要な児童や保護者には早めに面談をしたり、授業観察や教師へのコンサルテーションを行ったりするなど早期から中学校まで一貫した支援を充実させた。その結果、中学校区の不登校出現率も大きく低下しており、小学校でも減少が見られる。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待）

長期欠席までは至らないが、週に１～２日の欠席、週の始まりや終わりに欠席をしがちな児童を洗い出し、ＳＣとのカウンセリングを位置付けた。対象児童は、欠席理由は「体調不良」と報告が来ていたが、カウンセリングの結果、家庭環境の悪化が原因であることが分かってきた。母親が、子育てに悩んで暴力を振るうことがあることも分かり、母親と児童のカウンセリングを行うとともに、母親については、市の福祉相談室へつなげた。母親の精神状態が安定してきたことや、ＳＣのカウンセリングを継続的に行うことで、長期欠席を回避することができた。

【事例３】性的被害に遭った生徒のための活用事例

女子が自転車で帰宅途中に、転倒させられ身体を触られるなどの被害に遭った。犯人は車のライトが見えたため、逃走。女子は帰宅直後、母親に報告した。母親は警察に連絡するとともに学校にも報告。他の生徒が同じような被害に遭うことのないように情報提供。学校は管内の教育事務所に報告し、教育事務所は管内の学校等に注意喚起を促した。

学校は被害に遭った生徒及び保護者のためにスクールカウンセラーを活用。両者にそれぞれカウンセリングを行った。本人には「事件があったことはあなたには何の責任もない」「もし事件のことを思い出した時は、伝えられる人に伝えればよい。」とアドバイスした。迎えに行けば事件は起きなかったと自分を責める母親に対しては、「事件が起きた時、お母さんが全て受け止めてくれたから、本人が今、日常生活を送ることができている。お母さんに言える関係性があったから良かった。」「本人が事件について、再覚醒した時は、『忘れて方がいい。過ぎたこと。』と言わず、話を聞いてあげてほしい。」とアドバイスした。スクールカウンセラーはカウンセリングの様子を学校に伝えるとともに、生徒に対して、辛そうなときは話を聞いてあげることなど、今後の対応の在り方についてコンサルテーションを行った。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑮教育プログラム）

ある小規模校において、集団不適応や発達障がい疑いのある児童、不登校児童の増加が課題として浮かび上がった。そこでＳＣ来校日の放課後に、保護者から希望をとり、対人関係の力を向上させるためのソーシャルスキルトレーニングを定期的に行った。ＳＣと特別支援教育コーディネーター、教育相談主任兼養護教諭、支援員が連携し指導にあたった。ＳＣの助言を基に、低学年用、高学年用のプログラムを年に６回行った。内

容は、相手を見て話を聞いたり話したりする力をつけるためのゲーム、仲間に助けを求める方法を学ぶためのゲームなどである。実施後には毎回、生活の中でできたら色を塗っていく「チャレンジカード」を配布して一般化を図るとともに、保護者向けの通信を発行して周知を図り、最後には修了証を授与して自信を持たせる工夫をした。また、指導者が毎回反省と次への課題を話し合い、児童の実態に合った取り組みをすることができた。

成果として、大変喜んで生き生きと活動する児童の姿が見られ、保護者からは「家で話をすることが多くなった。」「友達の良いところを見つけられるようになった。」「笑顔が増えた。」といった感想が聞かれた。学校生活でも聞く姿の向上や、精神的な安定につながるなど、児童の困り感の解消につながっている。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

中学校区での不登校を減らすために、早期対応ができるよう校区内で調整を図り、平成２８年度から小学校での配置時間を増やした。それに伴ってＡ中学校区では下記のような成果が見られた。

Ａ中学校区在籍児童生徒 １０００人当たりの不登校生徒数

ＳＣの配置状況	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
Ａ中学校	40.54	40.21	25.57	16.62
Ｂ小学校	15.24	15.48	3.37	3.47
Ｃ小学校	4.77	10.13	9.83	5.12

（２）今後の課題

- ・居住地の関係、県外への人材流出等もあり、特に山間部を担当するＳＣの確保。
- ・ＳＣの質の向上を図るため、ＳＶの有効活用。
- ・会計年度任用職員制度の実施に伴うＳＣ等の労働環境整備。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

ア 小・中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラーと中学校でも関わりを持てることは、子どもや保護者に大きな安心感を与え、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能となっている。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を細かく定めている。特に近年は、小学校への配置時数拡充を図っている。

採用については、県教育委員会がホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基に判断する。

イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内22校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間140時間の業務を行う。このうち、重点巡回校が指定されている5拠点校においては、年間20時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

ウ 特別支援学校

学校所在地により全県を6ブロックに分割、各ブロック内に拠点校を定め、全県38教場への配置を実現している。範囲が広く、該当者がほとんどいない地域もあり課題はある。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、業務を進める上で障害についての理解も必要となるため人材確保が課題である。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小・中学校	： 125人
高等学校	： 24人
特別支援学校	： 9人

○配置校数

小学校	： 319校
中学校	： 172校
高等学校	： 27校
特別支援学校	： 10校（拠点校方式。38全ての教場に派遣。）

○資格

＜スクールカウンセラー＞

- ①臨床心理士 ： 74人
- ②精神科医 ： 0人
- ③大学教授等 ： 3人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者： 1人

＜スクールカウンセラーに準ずる者＞

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ： 9人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 ： 72人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 ： 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 ： 0人

○主な配置形態

＜単独校＞	3中学校	（月3日・1回7時間）
＜拠点校＞	169中学校	（月3日・1回7時間）
	22高等学校	（週1日・1回4時間）
	10特別支援学校	（週1日・1回6時間）
＜対象校＞	319小学校	（月2日・1回7時間）
	5高等学校	（年20時間）＊重点巡回校
	38特別支援学校	（週1日・1回6時間）※分教室1含む

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- | | |
|----------|--------------|
| ア 小・中学校 | 全スクールカウンセラー等 |
| イ 高等学校 | 未実施 |
| ウ 特別支援学校 | 全スクールカウンセラー等 |

(2) 研修回数（頻度）

- ア 小・中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会（年1回 全員対象）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同スキルアップ研修会（年1回 全員対象）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会 年1回

(3) 研修内容

- ア 小中学校
- ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会
本事業の概要や本年度の事業内容について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。
（本事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会
経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。
（講話「学校が求めるスクールカウンセラーの活動と資質」、スクールカウンセラーが行う校内研修について、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同スキルアップ研修会
学校現場において問題を抱える子どもに対して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが協働して効果的に支援することができるよう、互いの専門性、協働支援の手立て等を研修する。
（講話「SC、SSWの専門性と学校への協働支援」、グループワーク「アセスメントシートを基にした模擬ケース会議」等）
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会
重篤な問題行動や不登校等による、個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する教育相談機能を高めるため、事業についての理解、相談体制についての協議、事例検討等を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小・中学校
- ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者が顔を合わせ、本事業の共通理解を図れたことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
 - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
 - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
 - ・スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を開催したことで、互いの役割、専門性について理解するとともに、学校現場での協働に関してのイメージを深めることができた。
- イ 高等学校
- ・未実施
- ウ 特別支援学校
- ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援、教職員等との連携など解決に向けた方策やヒント、課題を共有することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小・中学校
- SVの設置の有無 有（4人）
 - 活用方法
 - ①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
 - ②各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校
- SVの設置の有無 無
- ウ 特別支援学校
- SVの設置の有無 無（配置はないが連絡協議会において助言者に助言を受けている。）

(6) 課題

ア 小・中学校

- ・経験が不足しているスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

イ 高等学校

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。
- ・小学生、中学生と高校生とでは、アプローチの方法が異なる場合もあり、地域によっては適切な人材が確保できないケースもある。

ウ 特別支援学校

- ・本事業の事業内容や実施手続き等について、特別支援学校及び配置するスクールカウンセラーに共通理解を図ること。
- ・研修会で上がった課題や対策等について、全ての学校に共通理解を図るとともに、担当者や管理職を含めた共有の場や方法を持つこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小・中学校

【事例1】いじめへの対策のための活用事例(②)

小学校高学年のA男が、クラス内でのいじめについて母親に相談した。母親の勧めにより、A男は計4回、SCと面談を行った(うち3回は母親も同席)。相談内容は、同じクラスのB男が、6人の男女から「“ばか” “死ね” などの言葉を浴びせられる」「筆箱を取られたり、体操服の入った袋で殴られたりする」等のいじめを受けており、過去には自分もやってしまったが、そういうことのないクラスにしたい」というものであった。

母親、SC、教職員は、A男自身が成長しようとしていることを肯定的に捉えるとともに、学校全体が成長するチャンスと考え、「A男が出来ること」「SCや担任をはじめとした学校職員が出来ること」「その他のアイデア」を協議・検討した上で、具体的に以下のような取組を行った。

- ① SCとA男の面談では、A男の気付きと思いを称賛するとともに、良い変化を観察し、その情報を教職員と共有する。(解決志向アプローチ)
 - ② クラス全員の個別面接をSCが行い、一人ひとりの思いを大切にしながら成長をサポートする。
 - ③ 道徳の授業において、児童が自分たちで一人ひとりの違いに気付き、価値観や感じ方、意見の食い違いをどう認め合い、調整するかを体験的に学ぶプログラムを実施する。
 - ④ 全教職員で情報を共有し、いじめ問題を人権教育の機会や成長の機会として前向きに捉えるとともに、児童の日々の表れに対する問いかけを行い、児童が自分たちの言動を振り返るのを手伝う。
 - ⑤ SCは、機会を捉えて教職員の取り組みを傾聴、称賛し、好循環を促進する。
- これらの取組により、加害児童の言動に変化が生じるとともに、いじめ問題をきっかけとして、児童や教職員も含めて、関係者全ての成長につなげることができた。

【事例2】児童虐待への対策のための活用事例(⑬)

中学生のA子は月曜日の欠席が多く、心配した担任が家庭訪問をすると寝ていることも多かった。担任の勧めでSCの面談を受けたA子は、「姉と兄はそれぞれ独立し、現在は母と2人で生活していること」「A子は夜、母の経営するスナックに連れて行かれ、手伝いもさせられていること」をSCに話した。

SCは管理職に情報を伝え、管理職は市の福祉課へ連絡した。その後、福祉課の職員がA子の母親と面談し、「仕事を手伝わせないこと」「夜不在になる時はA子を親戚等へ預けること」等を指導した。

その後は休みなく登校していたA子であったが、しばらくして再びSCの元を訪れ、「金曜、土曜と相変わらず店を手伝っている。初めは楽しかったが、この頃は勉強もしたいし手伝うのが辛い」と訴えた。そのため、再び管理職を通じて市の福祉課へ連絡し、母親に対して強い指導を行うとともに、学校から母親に対して、残りの中学校生活を大切にすることがA子の健全な成長に欠かせないことを伝えた。

その後、姉が実家へ戻るとともに、福祉課も定期面談を継続したことにより、A子の状況は落ち着いた。

【事例3】性的な被害への対策のための活用事例

年度最後のSC勤務日(3月)、担任からSCに、小学校6年のB子(父と祖母との3人家族。最近、動作が極端に遅いことがある)に対する観察依頼があった。移動教室時など複数場面の行動観察から、何らかの乖離症状等の可能性が見て取れたため、家庭や専門機関との連携を視野に、関係職員と今後の対応について話し合った。1週間後、SCは中学校の勤務日であったが、勤務日程を調整して祖母と面接を行った。その結果、B子の成長に配慮した関わりを祖母に求めることは難しそうであるとの印象を受けた。

B子の入学する中学校では、年度初め(4月)の要配慮生徒理解研修において、B子に関する情報共有が行われた。後日、遅刻して登校し、無表情で廊下にたたずむB子を心配した教員からの連絡により、SCとの面談が行われた。B子から「父が風呂で嫌なことをしてくる」との訴えがあったため、話してくれたことを労うとともに、B子を守るために、信頼できる大人に相談することを提案した。

SCは管理職に連絡し、緊急ケース会議を開催。性的虐待の可能性が極めて強いことを共有し、直ちに児童相談所に通告。「一時保護」の後、「養護施設への入所」、最後は「転校」という措置をとった。

【事例4】教育プログラム(ストレスマネジメント)のための活用事例(⑯)

中学1年生の子どもにとって、小学校生活との様々なギャップによるストレスは非常に大きく、それによる情緒面での不安が人間関係にも支障をきたすことが多くなる。そこでSCは、ストレス解消法を学ぶことによ

ってセルフコントロールのスキルを強化し、不適応行動を予防することの一助とすることを考えた。

①対象：中学1年生の全生徒（5～6人程度を1グループとし、1回につき1グループを実施。）

②時間帯：昼食後の休み時間（20分程度）

③場所：相談室（「相談室の場所を知ってもらう」という意味も含めて）

④実施内容：第1回目は、SCがストレスについてわかりやすく説明した後に、「私のストレス解消法」と題して話し合いを行う。第2回目は、第1回目の復習をした後で、リラクゼーション法を体験してもらう。従って、1年間で全員が2回受講することになる。（グルーピングや手順については、クラス担任に相談）

プログラム実施後、学校生活の中でストレスについて話題にする生徒が多くなった。また、リラクゼーション法を意識して行う生徒が増加し、クラス全体のストレスレベルが低下したように見受けられた。

高等学校

【事例1】不登校生徒に対する対応（⑥、⑧）

＜生徒の状況＞

定時制3年生女子。昨年度から継続支援を行っている。感受性が強く、非常にデリケートで、少しのことでも傷つきやすい。自己否定感が強く、家族への愛情に飢えているところがある。

＜カウンセラーの対応＞

（1）生徒の状況確認

昨年度からの継続指導のため、定期的にカウンセリングを行っている。その中で、本人の表情や様子を観察しながら、家庭環境・学校生活などの観点から丁寧な聞き取りを行った。5月に本年度最初の面談を行った際は、母親が落ち着いていることから安定した精神状態を保っており、学校生活に大きな問題は抱えていないとのことであった。その後、様子が一変し、9月の面談の際には、とても落ち込んだ様子で、これまでで最悪の状態に陥っていた。同じクラスの生徒との人間関係の悩みや仕事での多忙さが負担となっており、自宅でも自分を殴ったり、ひっかいたりなどの自傷行為が見られるとのことであった。

（2）生徒への働きかけと学校の対応の確認

5月の落ち着いた状況の元では、家庭的な愛情と自己肯定感の向上をねらい、学校・家庭で、「頑張ったこと」「良かった表われ」などについて大きく認めてあげてくれることを勧めた。進路についても落ち着いて考えられるようになり、考えもまとまってきたということなので、話を聞きながら適切なアドバイスをするよう、働きかけを行った。

9月に入り、状況が悪化して、自分は存在しない方がいいのではないかと発言など危機的な状況になってきたことを受けて、本人のペースにあわせてゆっくりとやらせた方がよいとのアドバイスをを行った。学校をしばらく休み、負担に感じていることを回避する方法を考えることにした。

（3）その後の生徒の状況

生活を見直し、アルバイト先を学校近くのコンビニエンスストアに変え、勤務時間も昼の時間帯にして負担を軽減した。その結果、睡眠時間が十分にとれるようになって、体調も回復した。家庭環境も良い方向に向かっている、落ち着いた学校生活を送れるようになった。ただし、中学生の妹が引きこもり状態にあり、アルバイト代を家計に入れて本人が使える状態になく、家庭環境に縛られている現状は改善されていない。今後とも継続した支援や働きかけが必要である。

【事例2】なし

【事例3】なし

【事例4】なし

特別支援学校

【事例1】行動問題のための活用事例（⑩）

- ・生活環境の変化で過敏性が高まり、突然泣き叫んだり、突然目を閉じて眠り動かなくなったりする様子が見られた。
- ・カウンセリングや授業の参観により障害の特性による行動であることが考えられるためケース会議で共通理解をはかり対応を検討した。
- ・環境調整やイヤーマフ着用等で状況が改善した。

【事例2】友人関係のための活用事例（⑬）

- ・友人との関係がうまくいかずストレスを感じている。
- ・カウンセリングを通して、家庭環境の問題、過去のいじめ等の問題が明らかになった。
- ・カウンセリングを継続し心のケアを行うとともに、学校は家庭訪問、福祉や労働等の相談機関と連携し、就労やグループホーム利用など卒業後の生活環境についても支援を進めた。
- ・対人関係は改善し、自立について自ら前向きに考えられるようになった。

【事例3】なし

【事例4】生徒の対人関係のための活用事例（⑯）

- ・教員向けに「対人関係に課題を抱える生徒の支援方法」について研修を行った。
- ・100人以上の教職員が参加しロールプレイ等も行った。
- ・あわせて生徒向けに教員と協力してSSTや心理教育授業を行った。
- ・卒業後の生活も見据えて「断わり方」なども採り入れた。
- ・教職員にとっては、障害特性も踏まえた生徒のコミュニケーションについて理解が深まり、生徒理解や支援の改善につながった。
- ・生徒にとって授業後の学校生活につながるとともに、授業の内容が家庭等でも話題に上がり、保護者も交えた課題や支援の共通理解が図られた。

【４】成果と今後の課題

ア 小中学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。

イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区のＳＣ」として小・中学校９年間を見通した関わりができることにより、子どもや保護者に大きな安心感を与えている。定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にもＳＣが参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
相談・助言件数	92,030		99,327		112,564		110,457	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	8,906	18,583	14,489	15,267	13,088	20,138	13,999	19,816
保護者（相談）	12,751	11,299	13,378	11,626	16,626	12,916	16,695	11,962
教職員（助言）	18,575	21,916	23,743	20,824	24,669	25,127	23,935	24,050
計	40,232	51,798	51,610	47,717	54,383	58,181	54,629	55,828

○相談・助言内容（29 年度）

	小学校：児童生徒	小学校：保護者	小学校：教職員	中学校：児童生徒	中学校：保護者	中学校：教職員
1 位	20% 友達	18% 発達上問題	19% 発達上問題	18% 学習・進路	19% 不登校	18% 不登校
2 位	18% 家族	15% 家族	16% 家族	16% 友達	16% 学習・進路	16% 家族
3 位	14% 学習・進路	15% 健康・保健	14% 健康・保健	15% 健康・保健	15% 家族	15% 健康・保健

(2) 今後の課題

ア 小学校における相談件数の増加や問題行動等への早期対応を図るため、配置時数を拡充していく。

イ スクールカウンセラーの人材確保及び資質の向上を図っていく。

イ 高等学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒の増加など、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性があるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
H29 年度	2,716	734	5,019	1,681	1,164	2,127	47

(2) 今後の課題

ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。

イ カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
必要者数(A)	1,972 人	2,004 人	2,133 人	2,502 人	2,290 人
実施数(B)	173 人	219 人	215 人	130 人	113 人
実施率(B/A*100)	8.8%	10.9%	10.1%	5.2%	4.9%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数（A）に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外で面談を実施した生徒数（B）の割合。

ウ 特別支援学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
平成 27 年度	1,482	814	295	157	304	58
平成 28 年度	1,624	1,724	964	381	375	4
平成 29 年度	1,918	1,792	868	291	632	1

イ 各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。

ウ スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、相談件数が増加した。

(2) 今後の課題

ア 派遣時間や日数拡充の希望や継続相談の希望への対応

イ スクールカウンセラーの校内研修での活用や有効な活用の共有

ウ 司法や福祉など他の専門家との連携や協力

愛知県教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸課題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能の充実に図ることが重要である。本県では、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会及び県立高等学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者等への助言を行っている。

（２）配置・採用計画上の工夫

一部の小学校、高等学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スクールカウンセラースーパーバイザーを愛知県総合教育センターに５名配置している。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

勤務形態（校数）

【小学校】

年３４週 週１回 １回６時間 年１週 週１回 １回４時間（１７４校）

【中学校単独校】

年３４週 週１回 １回６時間 年１週 週１回 １回４時間（１９８校）

年３４週 週１回 １回７時間 年１週 週１回 １回５時間（２０校）

年３９週 週１回 １回７時間 年１週 週１回 １回５時間（１９校）

年３４週 週１回 １回４時間 年１週 週１回 １回２時間（１５校）

年３４週 週１回 １回５時間 年１週 週１回 １回３時間（５校）

【小中連携校】 ※１校当たり５２時間配当

年３４週 週１回 １回６時間 年１週 週１回 １回４時間（３８校）

年３４週 週１回 １回４時間 年１週 週１回 １回２時間（６校）

【中学校拠点校】

年３４週 週１回 １回４時間 年１週 週１回 １回２時間（４校）

年３４週 週１回 １回６時間 年１週 週１回 １回４時間（１校）

【全日制課程高等学校（通信制課程含む）】

年２０日～１４日 １回７時間（７９校）

年１０日 １回７時間（４８校）

【全日制課程・定時制課程併置高等学校】

年３８日 １回７時間及び４時間（２校）

年３３日～２４日 １回７時間及び４時間（２２校）

資格

（１）スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士 ３７４人 ② 精神科医 ０人 ③ 大学教授等 ０人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 １９人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 ０人

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 小・中・高等学校スクールカウンセラー
- 小・中・高等学校スクールカウンセラー担当者

（2）研修回数（頻度）

- 年1回

（3）研修内容

- スクールカウンセラー設置事業についての説明
- グループ協議及び情報交換
- スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言

（4）特に効果のあった研修内容

- グループ協議及び情報交換
 - ・ 参加者を6人程度のグループに分け、「スクールカウンセラーを児童生徒や保護者に紹介する工夫」「スクールカウンセラーと教員との情報交換の工夫」等について、約30分のグループ協議を行った。
 - ・ 「スクールカウンセラーを児童生徒や保護者に紹介する方法の工夫」では、入学式やPTA総会の場で紹介したり、スクールカウンセラー便りを発行するなどの方法が紹介された。また、「スクールカウンセラーと教員との情報交換の方法の工夫」に関しては、相談時間の1コマの時間を短縮し、それにより生み出した時間を情報交換のための時間として確保しているなどの方法があった。

（5）スクールカウンセラースーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SCSVの設置
 - ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを配置している。平成27年度からは、5名を配置している。
- 活用方法
 - ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験のあるスクールカウンセラーも巡回対象としている。
 - ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

（6）課題

- 経験の浅いスクールカウンセラーに対する研修が必要であるが、相談時間の確保が優先され、十分な研修の時間が取れない。
- 小中連携型配置校を36中学校区で実施した。実施した中学校区からは「児童や保護者が安心して相談できるようになった」「児童や保護者との信頼関係が構築されているスクールカウンセラーから直接、中学校の教員が紹介されるので、信頼関係が築きやすく、引継もスムーズである」といった成果が報告された一方で、相談件数が増えたことにより、それに対応できる相談時間の確保が必要となった。
- 生徒指導上の諸課題について、その背景に虐待や貧困等がある現状を踏まえ、子どもの環境にはたらきかける福祉の専門であるスクールソーシャルワーカーとの連携の在り方が十分に確立できていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校に関する活用事例（①④⑥）

1 相談対象者の状況

- (1) 期間：平成29年度～平成30年度継続中（中学2年生10月～中学3年生8月現在）
- (2) 対象：生徒A
- (3) 概要：中学1年生（平成28年度）3学期より徐々に欠席が増え始め、中学2年生（平成29年度）5月のGW明けには週に2日程度登校する状態になり、6月にはほぼ皆欠席となった。他者との間に関係を作ることが難しく、他の生徒への恐怖感が強い。夏休みには、近くの駅まで荷物をもって家出をしようとし、母親はそれを理由に「どこかへ行ってしまっても困る」と学校へ登校させなかった。そのため、2学期は中間テスト実施日のみ登校し、テストを受けた。また、中間テスト2日目の午後に行われた職場体験学習の事前訪問に同級生と共に参加することができた。一方、塾へは通い続けており、そこでは同級生と一緒に授業を受けている。母親が学校の他、かかりつけの内科医や教育委員会相談窓口等に相談している。学校と教育委員会から勧められ、カウンセリングの申し出が母親よりあり、SCの活用を開始した。

2 スクールカウンセラーの活用

- ・ 不登校解消のため、母親がかかりつけの内科医や教育委員会相談窓口等へ相談しており、そこからスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることを勧められ、カウンセリングを母子同時に行った。母子面接を通して、母子の思いの不一致が浮き彫りになり、その後の支援の一助となった。
- ・ Aの感じていることや母親の思い、家庭環境、母子の関係、Aの抱える問題、Aの不登校の要因等に関する見立てについて、随時担任・管理職・スクールカウンセラーで情報共有を行った。
- ・ 職場体験学習へ全日参加できたこと、塾へ通えていること等を踏まえ、少人数であれば居場所を作ることができ、同世代の子との関係を作ることができるかもしれないと考え、担任・学年主任・管理職・学校担当者・スクールカウンセラーで適応指導教室への入級を検討・決定した。

3 チーム学校としての成果

- ・ 校内で情報共有をすることで、Aに対する適切な対応ができている。また、Aへの対応の仕方や現状の見立てなどについてスクールカウンセラーから助言を受けている。
- ・ 母子同時のカウンセリングを行うことで、母子の関係や家庭の状況が把握しやすく、適切な支援が行えている。
- ・ 適応指導教室にAが安心できる居場所ができて毎日通えるようになったことで、折り合いの悪かった祖母との接点は減り、母親が板挟みから解放され、家庭内の悪循環が多少ではあるが改善している。そのため、母親のAに対する関わりに少し余裕が出てきた。

4 成果と課題

中学2年3学期より適応指導教室へ入級し、通うようになると笑顔が見られるようになった。適応指導教室に通う他の生徒と大人を介さずに、ゲームを行い、同じ時間を共有することができるようになった。少しずつではあるが、恐怖心を抱くことのない安心できる場で適切な人間関係の築き方を身につけていけているようである。今後は卒業後の進路を見据え、社会性を高めるためのスキル支援が必要である。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）

１ 相談対象者の状況

（１）期間：平成２９年度継続中（中学校２年１１月～現在）

（２）対象：生徒Ｂ

（３）概要：以前から不登校の状況が続いており、定期的に学級担任・適応教室職員・スクールカウンセラーが家庭訪問を続けていた。平成２９年の秋頃、スクールカウンセラーが訪問した際、両親のネグレクト（食事を与えていない、衣服の洗濯がされていない等）が疑われたため、学校は、関係機関（児童課、学校教育課）と連携して対応することとした。

２ スクールカウンセラーの活用

- ・ スクールカウンセラーは、以前より保護者との面接をしていたため、両親やＢとの関係ができていた。相談内容は、Ｂの不登校に対する心配についてであった。
- ・ 週に１回程度、スクールカウンセラーが家庭訪問している。
- ・ スクールカウンセラーと学校が情報共有するなかで、家庭でのネグレクトが疑われ、学校は関係機関への相談をした。

３ チーム学校としての対応 等

- ・ 学級担任・不適応教室職員・スクールカウンセラーがそれぞれ週に１回程度の家庭訪問を継続しており、保護者及びＢとの関係の維持に努めている。
- ・ 週に１回、担任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー等で支援会議を行い、情報を共有している。支援会議では、ネグレクトが実際にあった場合の対応や、Ｂへの支援の方法など、スクールカウンセラーから助言を受けた。
- ・ 関係機関へ情報提供した後は、児童課の職員も学校でのケース会議に、ケース会議での情報を共有した。また、児童課の職員も家庭訪問をし、その情報を学校と共有した。

４ 成果

- ・ ネグレクトの状態は徐々に解消され、現在は要観察段階まで改善することができている。ただし、週に１回の家庭訪問は今後も継続していく予定である。
- ・ 本人の表情にも柔らかさが見られるようになり、担任や適応教室職員のもっていく学習プリントにも取り組むようになり、学習意欲の向上が見られる。

【事例3】性的被害についての活用事例

1 相談対象者の状況

(1) 期間：平成29年5月～平成30年3月

(2) 対象：女子児童C

(3) 概要：Cの自宅で同級生の男子児童に押し倒され、服を脱がされたり、胸を触られたりした。そのことが他の男子児童の間で広まり、他の男子児童も胸を触るようになった。そして、公園の多目的トイレで男子児童3名がCの服を脱がし、性的ないたずらをした。このことについて、担任がうわさをしている児童から話を聞き、担任が関係している児童とCから担任が事情を聞いて分かった。その後、学校は、関係機関（市教委、子育て推進課、警察）と連携して対応した。Cの保護者へ関係していた児童とその保護者が謝罪をした。

2 スクールカウンセラーの活用

- ・ Cの保護者へ関係していた児童とその保護者の謝罪がすべて終わった後、スクールカウンセラーがCと面談を行った。Cが「自分が悪いのでは」と罪悪感が出てきていたので、相手にとって叱られることの必要性を伝え、Cのせいではないことを伝える。自分を責める気持ちが出てきたときの対処法を伝えた。
また、スクールカウンセラーはCの保護者とも面談を行った。Cの面談での様子を伝え、本人が罪悪感もっているので対処法を伝えたことと、今はCのそばにいて、見守ってほしいことを伝えて、Cが落ち着いて生活できるようにした。
- ・ 7月頃、スクールカウンセラーとCの面談を続ける中で、Cが少しずつ自分の気持ちを素直に伝えられるようになってきた。突然、考え込んで泣いてしまうこともあるが、本人が今、頑張りたいことを口にするようになり、前向きになってきたことが分かった。そのことを保護者や担任に伝えて情報共有をして、Cへの対応を考えることができた。

3 チーム学校としての対応 等

- ・ 関係した児童とその保護者への対応は担任と教頭が中心に行い、CとCの保護者への見守りは担任だけでなくスクールカウンセラーによる観察を定期的に行った。
- ・ 校長、教頭、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で支援会議を行い、情報を共有した。支援会議ではCとCの保護者への支援の方法など、スクールカウンセラーから助言を受けた。

4 成果と課題

- ・ 性的被害は、デリケートな問題であるため、慎重に対応しなければならない。特に被害者のCへの対応は、学校にとっては対応経験が少ないため、スクールカウンセラーから適切な意見を得ることで、適切に対応ができた。
- ・ 複数の児童が関わる前に情報を把握することができていれば、被害は最小限にできたと思う。児童がうわさをしているときに、学校の中でアンテナを高くして情報をつかめられる体制を整えたい。

【事例４】ＳＣと連携して学校保健委員会を企画・運営した活用事例（⑮）

- 1 期間 平成２７年度～平成２９年度 年２回実施
- 2 対象 校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主事・進路指導主事・保健主事・養護教諭
学校医・学校薬剤師・保護者１０名程度
- 3 概要 毎年２回実施する学校保健委員会において、保健主事・養護教諭・ＳＣが連携してテーマの設定や会の進め方等について協議し企画・運営を行うとともに、ＳＣが講師を務め、設定したテーマに関する講話を行う。

4 実践の内容（平成２９年度の取組）

（１）テーマ：「こころの健康」

（２）第１回（７月実施）

「こころの健康」をテーマとして学校保健委員会を実施するにあたり、５月に生徒対象のアンケートを実施した。「自分のことが好きですか」「大切にされていると思いますか」「気持ちを分かってくれる人はいませんか」等、アンケートの項目についてＳＣと協議し、その意見を反映した。

当日はまず、アンケートの結果に関するグループワークを行った。アンケートの結果から、全体的に自己肯定感が低いという傾向が見られ、その結果を踏まえた上で子どもの自己肯定感を育てていくにはどうしたらよいのか、というテーマでグループごとのディスカッションを行った。その上で、グループ内で互いのよいところを一分間ずつ言い合う「ほめほめシャワー」のワークを行い、「自分で気づかないところを見てもらえてうれしかった」「ワークだと分かっているけど、ほめてもらえてうれしい気持ちになった」等の感想をシェアし、最後にＳＣが「子どもの時間は大人よりゆっくり流れているため、自己肯定感を育むのにも時間が必要である。あせらず、時間をかけながら受け入れていくことが大切である」という趣旨の講話を行った。

（３）第２回（２月実施）

第１回の実践後の反省に、「あらかじめ分かっているお互いのよいところを伝え合うだけで終わるのではなく、具体的な共同作業を行い、そこで発見されたよさを伝え合うことで、さらに深まりが見られるのではないか」という意見があった。そこで、ＳＣと具体的なワークの内容を検討した結果、グループで時間内にストローとセロテープとはさみだけを使ってどれだけ高い塔が作れるかを競い、その活動を通してその人が果たした役割や発見されたよさをシェアする「ストローチャレンジ」というワークを実施した。実施後には「これまで気づかなかった相手のよさに気付くことができた」等の感想が多く聞かれ、認め合いをさらに深めることができた。その後、ＳＣが「コンプレックスの原因は人それぞれであり、あせらずつきあっていくことが必要である。大人も子どものコンプレックスを早急になくそうとはせず、時間をかけて見守っていくことが大切である」という趣旨の講話を行った。

5 成果と課題

学校保健委員会をＳＣと連携して実施することの成果としては、以下の点があげられる。

- ・ 心の問題に関するテーマで学校保健委員会を実施する際、企画の段階から多くの専門的な意見をもらうことができ、よりテーマに迫る活動を工夫することができた。
- ・ 最後の講話についても、企画段階からＳＣが関わり趣旨や目的を共通理解しているため、参加者のニーズを踏まえながら、テーマをより深める内容とすることができた。
- ・ 学校保健委員会に参加した保護者がＳＣの話を直接聞くことで、学校の教員が話すよりもより説得力のある話として受け止めてもらうことができた。

一方で、多くの専門的な知識や技能をもつＳＣをまだまだ生かし切れていない面もある。今後もさらにＳＣとの連携を密にし、役割分担を明確にしながらＳＣの専門性を生かせるよう努めていきたい。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

１ 平成２８・２９年度相談活動の状況（数値は延べ数）

【中学校】

<相談者別件数>

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	合計	学校数	１校あたりの相談件数
平成29年度	16,164	11,883	1,864	31,355	61,266	306校	200件
	26.38%	19.40%	3.04%	51.18%	100%		
平成28年度	15,366	12,020	2,219	32,433	62,038	306校	202件
	24.77%	19.38%	3.58%	52.28%	100%		

<相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成29年度	27,497	450	6,003	5,433	11,881	349	9,653	61,266
	44.88%	0.73%	9.80%	8.87%	19.39%	0.57%	15.76%	100%
平成28年度	27,417	411	5,790	6,188	9,374	674	12,184	62,038
	44.19%	0.66%	9.33%	9.97%	15.11%	1.09%	19.64%	100%

【小学校】

<相談者別件数>

	児童	保護者	児童と保護者	教員	合計	拠点校	１拠点校（１校）あたりの相談件数
平成29年度	7,097	11,383	1,115	17,943	37,538	233校 ※連携含む	161件
	18.91%	30.32%	2.97%	47.80%	100%		
平成28年度	6,991	11,125	1,123	18,485	37,724	210校 ※連携含む	179件
	18.53%	29.49%	2.98%	49.00%	100%		

<相談内容別件数>

	不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
平成29年度	6,451	191	3,236	4,442	16,825	140	6,253	37,538
	17.19%	0.51%	8.62%	11.83%	44.82%	0.37%	16.66%	100%
平成28年度	5,965	198	3,395	5,006	15,130	324	7,706	37,724
	15.81%	0.52%	9.00%	13.27%	40.11%	0.86%	20.43%	100%

- ・ １校あたりの相談者別件数を見ると、小中学校とも、児童生徒の割合が高くなっている。
- ・ 小中学校とも心身の発達に関する相談割合が増えている。一方、「非行・怠学」の数値は、小・中学校共に大幅に減っている。
- ・ このことから、各学校は、限られたスクールカウンセラーの勤務時間の中で、心身の健康や発達障害等の問題を抱える児童生徒への対応を重視していることが読み取れる。

「スクールカウンセラーが関わり、成果としてあげられること」として回答した学校 (複数回答)

【中学校】

項	目	H29		H28	
		学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	218	71.2%	211	69.0%
B	不登校生徒の保護者の心が安定してきた。	246	80.4%	258	84.3%
C	登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。	181	59.2%	183	59.8%
D	登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。	216	70.6%	218	71.2%
E	いじめに関わった生徒の心が安定してきた。	39	12.7%	33	10.8%
F	いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。	20	6.5%	26	8.5%
G	心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。	223	72.9%	231	75.5%
H	心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。	227	74.2%	217	70.9%
I	友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。	241	78.8%	235	76.8%
J	友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。	137	44.8%	132	43.1%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	206	67.3%	208	68.0%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	222	72.5%	214	69.9%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。	212	69.3%	206	67.3%

調査対象校数 306校

306校

【小学校】

項	目	H29		H28	
		学校数	割合	学校数	割合
A	不登校の児童が、別室登校等よい方向に変化した。	95	40.8%	94	44.8%
B	不登校児童の保護者の心が安定してきた。	159	68.2%	125	59.5%
C	登校しぶりの児童が、登校できるようになってきた。	138	59.2%	128	61.0%
D	登校しぶり児童の保護者の心が安定してきた。	171	73.4%	155	73.8%
E	いじめに関わった児童の心が安定してきた。	29	12.4%	26	12.4%
F	いじめに関わった児童の保護者の心が安定してきた。	30	12.9%	31	14.8%
G	心身の発達について相談があった児童の心が安定してきた。	192	82.4%	181	86.2%
H	心身の発達について相談があった児童の保護者の心が安定してきた。	227	97.4%	209	99.5%
I	友人関係で悩んでいる児童の心が安定してきた。	162	69.5%	150	71.4%
J	友人関係で悩んでいる児童の保護者の心が安定してきた。	137	58.8%	130	61.9%
K	教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	163	70.0%	162	77.1%
L	スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	201	86.3%	180	85.7%
M	学校体制で相談活動ができるようになった。	167	71.7%	164	78.1%

調査対象校数 233校

210校

- ・ 上段の中学校では、「A 不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した」をはじめ、5項目の割合が高くなった。スクールカウンセラーによるカウンセリングが、生徒の心の安定につながっていることが分かる。
- ・ 下段の小学校では、「B 不登校児童の保護者の心が安定してきた」の割合が高まっている。小学校では、保護者の心の安定を図ることが、児童により影響を与えるのではと考え、カウンセリング等に取り組んでいるのではないかと考えられる。
- ・ 網掛けのしてあるK～Mの項目を見ると、小・中学校共に、「L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた」の割合が高まっている。早期に適切な対応をすることは、問題の長期化や複雑化を防ぐことにつながるという意識が定着してきていることが読み取れる。

【高等学校】

＜相談者別件数＞

	生徒	保護者	生徒と保護者	教員	その他	合計	SC数	SC 1人あたりの相談件数
平成 29 年度	7,009	2,060	281	1,910	44	11,304	54 人	209 件
	62.0%	18.2%	2.5%	16.9%	0.4%	100%		
平成 28 年度	7,257	2,083	234	2,268	51	11,893	53 人	224 件
	61.0%	17.5%	2.0%	19.1%	0.4%	100%		

＜相談内容別件数＞

	学校不適応	いじめ	友人問題	発達の問題	家庭・家族の問題	その他	合計
平成 29 年度	2,722	54	1,557	1,490	2,124	3,357	11,304
	24.0%	0.5%	13.8%	13.2%	18.8%	29.7%	100%
平成 28 年度	2,486	38	1,570	1,564	2,294	3,941	11,893
	20.9%	0.3%	13.2%	13.2%	19.3%	33.1%	100%

＜スクールカウンセラー設置校における不登校生徒の相談状況＞

	不登校生徒数	スクールカウンセラーに相談した生徒・保護者		SC による改善率
		うち状況が改善した生徒数		
平成 29 年度	1,427 人	381 人	270 人	71.0%

＜スクールカウンセラー配置による改善状況（平成 29 年度間）＞

配置状況	勤務状況	対応人数	対応により状況が改善した生徒数	改善率
2 校担当 9 名 18 校	1 日 7 時間 年間 18 日	366	220	60.1%
4 校担当 14 名 56 校	1 日 7 時間 年間 9 日	968	519	53.6%

年度当初の内示額に応じた時間数（年間 255 時間）で計上

- ・ 高等学校においては、スクールカウンセラー一人当たりの相談件数は、前年度に比べ低下した。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は 381 人で、カウンセリングを受けて 270 人（71.0%）の生徒について、状況が改善している。
- ・ 本県の高等学校では、支援を必要とする生徒が多く在籍する学校に対して、スクールカウンセラー一人当たりの配置校を少なくし、1 校あたりの勤務時間を十分に確保することによって支援の必要な生徒に対応している。上記資料のとおり、同一校の生徒を継続的に支援する時間が確保されれば、改善率が向上する。
- ・ リストカットや自殺願望等、命に関わる重篤な事案が少なくない中、経験豊富なスクールカウンセラースーパーバイザーが緊急支援を行うなどして何とか生徒の命をつないだ例も見られた。
- ・ 各高等学校からは、心の専門家としてスクールカウンセラーが生徒の支援に関わることにより、重篤な事案への具体的な対応方法や保護者へのアプローチの仕方などについてのコンサルテーションを受けることができ、教員が支援の必要な生徒に対して、より適切に対応や指導ができるようになっていると報告を受けている。

(2) 今後の課題

【小・中学校】

- ・ 小学校6年生が中学校へ進学した際の不登校生徒数が増加している現状から、小学校の教育相談体制をより充実させること、小中学校が情報交換等を含め、更に連携して教育相談を進めていく必要がある。
- ・ 平成30年度は、小中連携型配置を実施して3年目となる。平成28年度から小中連携型配置を実施している小学校は11校ある。その11校の相談件数を見ると、平成28年度は、464件であったのに対し、平成29年度は787件となり、1.7倍増加している。これは、小中連携型配置の成果と言えるが、相談件数の増加に伴い、次のカウンセリングまで2ヶ月以上待たなければならないという現状が起きていることは、課題である。
- ・ スクールカウンセラーの勤務時間が、児童生徒・保護者との相談のみで終わってしまい、児童生徒の学校生活の様子の観察やスクールカウンセラーだよりの発行、職員との情報交換等の時間がない現状がある。また、いじめや不登校に関する校内の会議に、スクールカウンセラーが参加できない学校もある。1日6時間×35週の年間210時間の相談時間数を基準とし、その時間数の堅持に加えて、時間数を増加する必要がある。
- ・ 相談数の増加、相談内容の複雑化、また校内教育相談体制充実のために、スクールカウンセラーを「チーム学校」の一員として常勤化していく必要がある。
- ・ 経験の少ないスクールカウンセラーに対して、スクールカウンセラースーパーバイザーによる巡回指導を実施しているが、年間1回から2回の実施であり、1回の巡回指導時間は3時間程度と限られており、なかなか資質向上につながらない。

【高等学校】

- ・ 生徒・保護者への丁寧な相談活動、教員との情報交換や報告の時間の確保のため、現在の7時間×40週の280時間を最低水準とした相談時間を堅持する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーへの相談が必要な生徒数は、全日制・定時制を合わせ、約3700人である。平成29年度は、54名のスクールカウンセラーが約3300人の生徒に対応しており、約400人の生徒に対応できていない状況を改善する必要がある。
- ・ スクールカウンセラー一人当たりの配置校が多い場合、相談から次の相談までの期間が1か月以上となることがある。一人当たりの担当校の縮減、さらには高等学校においてもスクールカウンセラーを常勤化することが課題である。
- ・ スクールカウンセラーが関わった不登校生徒の復帰率は年度によって違いがあるが、不登校生徒数の増加や、保護者からの相談件数の増加を鑑みれば、スクールカウンセラーのニーズは依然として高い状況にある。しかし、こうしたニーズの高まりに見合うだけの相談時間数が確保できておらず、また、重篤な事案への対応を最優先することにより、継続的な支援が必要な生徒への対応が不十分になる恐れもある。高等学校においてもスクールカウンセラーを適切に配置できるよう、十分な予算確保が望まれる。